

2015 年度国別ジェンダー 情報整備調査パレスチナ 最終報告書

平成28年1月
(2016年)

独立行政法人国際協力機構 (JICA)
国際航業株式会社

基盤
JR
16-099

本報告書は、JICA が国際航業株式会社に委託し、平成 27 年 8 月から 28 年 1 月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICA が当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容は JICA の公式見解を反映しているものではありません。

要 約

パレスチナにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み
パレスチナ自治区における女性の概況
<p>(1) パレスチナの政治、経済、そして社会は終わりの見えない紛争によって大きな影響を受けている。近年、西岸・ガザ地区双方で政治経済が混乱しているが、特にこの10年間だけでも4回の武力紛争が起きているガザの状況は厳しく、人口の40%近くが貧困層である。</p> <p>(2) パレスチナにおけるジェンダー状況の背景には、アラブの伝統・文化並びにイスラム教に基づく価値観から派生する社会規範・ジェンダー規範がある。曰く、女性はまず妻・母であり、家を守り、家族と人々の世話をする存在である。また、女性は血縁でない男性の目に触れるべきでない。</p> <p>(3) 選挙システムには女性議席のクォータがあり、国会に相当するPLC、また地方議会で一定数の女性議員がいる。しかし、まだ政治的意思決定に影響を与えるには至っていない。</p> <p>(4) 経済的必要性から、伝統的ジェンダー役割分担に変化が生じつつあり、収入を得るために職に就くとする女性たちも現れているが、仕事をするのが必ずしもエンパワメントにはつながっていない。</p> <p>(5) 女性の教育レベルは非常に高いが、経済参加にはあまり結びついておらず、女性の労働参加率は20%に満たない。公共セクターに比べ、民間セクターへの進出は特に進んでいない。女性の就く職や教育分野は「女性にふさわしい」ものであるべきだという社会規範が女性たちの選択肢を狭めているばかりでなく、雇用者側にも女性労働者に否定的なジェンダー・バイアスが存在している。</p> <p>(6) この他のジェンダー課題、またジェンダー状況に影響する社会的要因として重要なものとして、女性の所有する資産の少なさ、高い出産率、ジェンダーに基づく暴力(GBV:早婚や「名誉殺人」を含む)、社会の保守化などが挙げられる。</p>
ジェンダーに関するパレスチナ自治政府の取り組み
<p>(1) パレスチナの基本的開発戦略「国家開発計画2014-2016」はその策定においてジェンダー主流化を取り入れた。内容的にはジェンダー主流化・ジェンダー平等は特段議論されていない。</p> <p>(2) 主要ジェンダー政策である「セクター横断国家ジェンダー戦略2014-2016」はパレスチナにおいて初の、全てのセクターでジェンダー主流化を促進する戦略文書である。</p> <p>(3) この他ジェンダーに関連する戦略文書として、GBV/女性に対する暴力(VAW)対策にかかわる「女性に対する暴力と戦う国家戦略2011-2019」、援助協調にかかわる「パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章」が制定されている。</p> <p>(4) パレスチナの法制度は様々な年代の複数国の法律の「寄せ集め」であり、女性に不利に働く条文が現在も効力を持っている。一方、近年制定された労働法や選挙法は女性に有利な規定も含む。</p> <p>(5) 西岸(PLOのファタハ政府)とガザ(ハマス政府)という実質的な二政府状態のため、法治の徹底は困難である。</p> <p>(6) パレスチナ自治政府は2014年に女子差別撤廃条約(CEDAW)に加盟した。また、</p>

<p>国連安保理決議 1325 号についての国内計画策定を準備中である。</p>
<p>ナショナル・マシナリー</p>
<p>(1) パレスチナのナショナル・マシナリーは 2003 年設立の女性課題庁（MOWA）である。</p> <p>(2) MOWA はジェンダー関連政策の策定、各セクターにおけるジェンダー主流化の促進、市民社会など政府以外のアクターとの協調・協働に携わる。</p> <p>(3) MOWA は歴史が浅い小さな政府組織であり、努力を重ねてはいるものの、必ずしも各省庁の政策やその実施においてジェンダー配慮が徹底されるまでにはいたっていない。</p> <p>(4) 省庁など政府機関はジェンダー・ユニットを設立すべきとされている。2015 年現在、27 政府機関の内、11 機関でジェンダー・ユニットが設立・稼動しており、他 4 機関では名称は別であるがジェンダー担当部署が設立されている。</p>
<p>重点セクターにおけるジェンダー状況</p>
<p>平和構築・難民問題分野</p>
<p>(1) 国際的和平交渉においては、現在までのところ、あまり女性が影響を与えてきたとはいえない。近年、社会情勢が女性運動や女性の政治的意思表明に否定的傾向にあることも関連していると思われる。</p> <p>(2) パレスチナ難民は、人口の 40%強を占めている。難民は非難民より貧困率が高く、難民女性は非難民女性よりも労働参加率が高い傾向が見られる。</p> <p>(3) パレスチナには合計 27 のパレスチナ難民キャンプが存在するが、キャンプ外（様々な一般コミュニティ）に在住する難民のほうが多い。</p> <p>(4) 難民キャンプの生活環境は良くない。人口過密、衛生状態の悪さ、インフラストラクチャーの不備などが問題視されている。キャンプにおける女性の生活は非常にストレスが高い。</p> <p>(5) ほとんどの難民キャンプに「女性センター」が設立され、難民女性たちが集まって活動する場となっている。ただし、女性センターは多くが資金・支援不足に悩んでいる。</p>
<p>農業・農村開発分野</p>
<p>(1) 農業セクターの基本政策「国家農業セクター戦略」においては、女性/ジェンダーにかかわる戦略性は薄い。</p> <p>(2) GDP における農業セクターの重要性は縮小しつつあるが、女性の就労分野としての意味は現在も大きい。労働参加している女性の 20%は農業分野で働いている。</p> <p>(3) しかし、農業分野で働くことは必ずしも女性のエンパワメントにつながっていない。女性による貢献は、周囲からも本人自身からも過小評価されることが多い。パレスチナでは家族経営の小規模農家が中心であり、多くの女性が無償家族労働者としてかかわっていることが関連していると考えられる。</p> <p>(4) パレスチナでは農業協同組合活動が盛んであるが、女性の参加者はそれほど多くない。男性主導の協同組合では、女性メンバーは意思決定権や権威をほとんど持たないことが多く、エンパワメントにつながりにくい。女性メンバーのみの協同組合ではこの問題はないが、活動が「女性にふさわしい」内容（伝統的</p>

な女性の役割であるところの、家事的な仕事など) に偏りがちだといわれている。

民間セクター開発分野

- (1) 経済・民間セクター開発における政策、「国家経済開発計画 2014-2016」や「国家雇用戦略」では、ジェンダー配慮を戦略的に取り入れるにはいたっていない。
- (2) 民間セクターにおける女性の進出はまだ限定的である。女性全体の労働参加率が 20%に満たない中で、女性は民間セクターよりも公共セクターに就労していることが多い。女性は民間セクター就労を希望しない傾向があり、その要因として民間セクターには「女性にふさわしい」職種が少ないこと、同時に雇用側としても女性を雇用するインセンティブを持ちにくいこと（女性労働者は男性労働者に劣るというジェンダー・バイアスの存在や、女性の持つ資格・技術が民間企業に必要な科学・技術でなく人文分野に偏りがちなことなど）が挙げられる。
- (3) 公共セクターやフォーマル・セクターへの就労がかなわない場合、男性はインフォーマル・セクターの職を目指すのに対し、女性はインフォーマル・セクターよりも農業分野での就労を選ぶ傾向がある。インフォーマル・セクターで働く女性は、他に選択肢がなく、仕方なく働いている場合が多いと見られる。
- (4) 女性起業家は非常に少ない。また、女性が起業した企業は拡大・発展しづらい傾向がある。女性起業家・企業家たちがいわゆるビジネス・マインドに欠けるきらいがある一方、女性たちにはそのビジネス・マインドを得る、あるいは発展させる機会やそのための情報へのアクセスが限られていることもまた事実である。
- (5) 金融サービスへのアクセスは、マイクロファイナンスを除けば、女性には敷居が高い。マイクロファイナンスの場合は、女性が「ローンの窓口化」してしまい、夫や父親に借りた金を運ぶだけの役割になる傾向が問題視されている。女性が実際に金銭的コントロールを持っているかどうか非常に重要である。

パレスチナにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

多様なジェンダー状況への留意とジェンダー関連分析の重要性

パレスチナのジェンダー状況は非常に複雑かつ多様である。各集団の属性や移住経験、居住地域などの要因が絡み合い、集団ごとのジェンダー状況・課題を多様化させている。支援活動において、個別ケースの分析をせずに、一般的・汎用的な対応を取り入れても、状況が改善されるとは限らない。

このため、パレスチナにおけるジェンダー主流化・ジェンダー支援では、可能な限り、個別のケースごとに支援対象集団のジェンダー状況を調査・分析すること、そしてその個別性・複雑さを十分に理解・対応しうる技術と専門性を持った人間が活動に関与することが重要であり、また、個々の計画や活動を可能な限り「テイラーメイド化」することが望ましい。

これらの個別のケースにおいて収集された情報とその分析を、分野横断的に集積・蓄積していけば、今後のパレスチナにおける開発援助事業における貴重な知的財産となることが期待される。

ジェンダーに基づく暴力（GBV）対策としての生計向上支援の検討

パレスチナのジェンダー関連支援において、GBV 対策と生計向上支援を組み合わせることが検討可能である。安全かつ安定した生計手段へのアクセスをもつことは、GBV の予防・防護対策として効果があると考えられる。

さまざまに絡み合った要因から派生する、重層的なジェンダー課題を解きほぐし、女性のエンパワメントを図るには、介入も様々な側面に対処することが必要となる。つまり、生計向上支援も、経済的エンパワメントを目指すものとして考えるだけでなく、例えば本提言のように GBV 対策と組み合わせることで、世帯内あるいはコミュニティにおける女性の発言力の強化、あるいは伝統的ジェンダー規範の見直しといった、政治的・社会的エンパワメントの促進を含有したものとして進めていくことが望ましい。

金銭のコントロールにおけるジェンダー事情への留意

現代社会に欠くことのできない資源である金銭のコントロールについて留意しておくことは、パレスチナのジェンダー支援において重要である。社会一般として、世帯内の金銭をコントロールするのは男性の役割とされているが、特に大家族の場合など、世帯内に複数の男女がいる場合、その世帯の「財布」の状況は複雑化する。ただし、具体的な実態を分析するには情報が不足しており、この面での情報収集、調査分析が進むことが望まれる。

一方、女性の経済的エンパワメント支援策としてパレスチナでも定着した感のあるマイクロファイナンスについては、女性がローンを借りるためだけの形式的受益者となり、実際のお金のコントロールは夫や父親などであるという傾向が指摘されている。マイクロファイナンスでは、実際に借り手の女性が借りたお金をコントロールできれば、経済的・社会的エンパワメントに結びつく好事例もあるが、このように功罪相反するインパクトをもたらす可能性について十分に検討する必要がある。

「女性にふさわしい」分野の殻を破る支援の検討

パレスチナにおいて女性の労働参加や経済的エンパワメントの促進を遅らせている一因として、女性の多くが、社会的に「女性にふさわしい」とされる分野（職種ならびに教育）にとどまっていることが挙げられる。

生計向上支援、民間セクター開発、教育セクター支援などにおいては、女性たちがこのような「女性にふさわしい」分野の外にある分野への進出を促進することが検討されてしかるべきであろう。ただし、この場合、支援すべきは女性だけでなく、その女性の周辺の人々（家族、コミュニティ）に対しても働きかけをする必要が出てくると考えられる。なぜならば、女性たちを「女性にふさわしい」分野にとどめている社会的規範は、その女性たちだけでなく周辺の人々全体の意識と行動に影響を与え、その人々の意識と行動が女性たち自身にさらに影響するものだからである。

チェックリストによるコミットメントの担保

日本の支援という文脈では、2015年に策定された国連安保理決議1325号に対する日本国内計画に準拠し、整合性を取ることは、常に意識されなければならない。また、パレスチナについては、「パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章」が制定されていることから、この内容とも整合性を取っていく必要がある。

こうした文書へのコミットメントの担保という面では、個別案件が個々に行うのは煩雑かつ効率が悪いと考えられるため、日本のODA全体として、個々の活動がこれらに

準備していく上での必要・重要事項を整理し、チェックリスト的に取りまとめることが望ましい。

略 語 表

略 語	英 語	日 本 語
BDS	Business Development Service	ビジネス開発サービス
BWF	Business Women Forum –Palestine	—
CBO	Community Based Organization	地域市民団体
CBT	Community-based Tourism	地域住民主体の観光事業
CEDAW	The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
DPT	Diphtheria, Pertussis, Tetanus	ジフテリア、百日咳、破傷風 (DPT3-三種混 合ワクチン)
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
EVAP2	The Project on Improved Extension for Value-Added Agriculture	市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FP	Family Planning	家族計画
FPCCIA	Federation of Palestinian Chambers of Commerce, Industry and Agriculture	パレスチナ商工会議所連盟
GBV	Gender-based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GEM	Global Entrepreneurship Monitor	世界起業家モニター
GEM	Gender Empowerment Measure	ジェンダー・エンパワメント測定
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HDR	Human Development Report	人間開発報告書
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群
IDP	Internally Displaced Person(s)	国内避難民
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LACS	Local Aid Coordination Secretariat	地域援助協調事務局
NIS	New Israel Shekel	イスラエル・シェケル(通貨単位)
OCHA	United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
MOA	Ministry of Agriculture	農業庁
MOL	Ministry of Labour	労働庁
MONE	Ministry of National Economy	国民経済庁
MOTA	Ministry of Tourism and Antiquities	観光・遺跡庁
MOWA	Ministry of Women's Affairs	女性課題庁
PA	Palestinian Authority	パレスチナ自治政府
PCBS	Palestinian Central Bureau of Statistics	パレスチナ中央統計局
PFI	Palestinian Federation of Industries	パレスチナ産業団体連盟

略語	英語	日本語
PLC	Palestinian Legislative Council	パレスチナ立法評議会
PLO	Palestine Liberation Organization	パレスチナ解放機構
PWWSD	Palestinian Working Woman Society for Development	—
RH	Reproductive Health	リプロダクティブ・ヘルス
TFR	Total Fertility Rate	合計特殊出生率
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East	国連パレスチナ難民救済事業機関
VAW	Violence against Women	女性に対する暴力
WATC	Women's Affairs Technical Committee-Palestine	—

地圖



出典：Palestinian Central Bureau of Statistics

目 次

要 約
略 語 表
地 図

1	基礎指標.....	1
1.1	社会経済関連指標.....	1
1.2	教育関連指標.....	2
1.3	保健医療関連指標.....	3
1.4	ミレニアム目標指標.....	5
1.5	ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）.....	6
2	パレスチナにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	8
2.1	パレスチナにおける女性の概況.....	8
2.2	ジェンダーに関するパレスチナ自治政府の取り組み.....	26
2.3	ナショナル・マシナリー.....	32
3	重点セクターにおけるジェンダー状況.....	35
3.1	平和構築・難民問題分野.....	35
3.2	農業・農村開発分野.....	42
3.3	民間セクター開発分野.....	48
4	JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓.....	60
4.1	市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト（EVAP 2）.....	60
4.2	官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト2.....	66
4.3	零細中小企業受けビジネス開発サービス強化プロジェクト.....	69
4.4	難民キャンプ改善プロジェクト.....	72
5	国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業.....	76
6	パレスチナにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点.....	77
6.1	多様なジェンダー状況への留意とジェンダー関連分析の重要性.....	77
6.2	GBV 対策としての生計向上支援の検討.....	78
6.3	金銭のコントロールにおけるジェンダー事情への留意.....	79
6.4	「女性にふさわしい」分野の殻を破る支援の検討.....	81
6.5	チェックリストによるコミットメントの担保.....	81
7	ジェンダー関連機関／組織リスト.....	83
8	用語・指標解説.....	85
9	参考文献.....	87

1 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

国際開発指標

年	人間開発指数 (HDI)		ジェンダー開発指数 (GDI)		参照
	指数(値)	順位	指数(値)	順位	
2013	0.686	107	0.974	41	<1>
2007	0.731	106	N/A	N/A	<2>
年	ジェンダー・エンパワメント測定 (GEM)		ジェンダー不平等指数 (GII)		参照
			指数(値)	順位	
2013	N/A		N/A	N/A	<1>
2007	N/A		N/A	N/A	<2>

人口指標

年	人口		都市人口		参照
	総合	女性比率	都市人口	女性比率	
2014	6,607,000	48.7%	1,147,703	N/A	<3>
2008	5,786,000	48.3%	1,089,875	N/A	<3>
年	年平均人口増加率	男女別世帯主世帯比率		参照	
		男性世帯主世帯	女性世帯主世帯		
2012	3.0%	N/A	N/A	<3>	
2007	2.6%	N/A	N/A	<3>	

経済指標

年	一人当たり国民総所得 (GNI)	国際総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数	ODA 受入額 (GDP 比)	贈与受入額 (GDP 比)	参照
2013	\$3,060	-4.3%	8.2%	34.5 (2009)	19.1%	N/A	<3>, <4>
2007	\$1,660	-1.8%	5.2%	34.7 (2005)	28.3%	N/A	<3>, <4>

部門別公共支出 (対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用・福祉	農業	国防	参照
2013	N/A	N/A	N/A	5%	N/A	<3>
2007	N/A	N/A	N/A	7%	N/A	<3>

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2013	5%	23%	72%	<3>
2007	7%	24%	69%	<3>

労働指標

年	労働参加率 (15-64 歳) (%)		失業率 (%)		最低賃金 (月額)	参照
	男性	女性	男性	女性		
2013	68.9	16.1	23.8	21.3	\$377 (2012)	<3><4>
2007	70.6	15.9	22.0	19.5	—	<3>

産業別労働人口

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2013	10.5%	28.4%	61.6%	<3>
2008	13.4%	25.7%	60.9%	<3>

グローバル・
ジェンダー・
ギャップ指標

2014年総合順位 ¹		- /142	
経済活動への参加と機会		2014年順位	参照
総合		N/A	-
労働参加における男女比		N/A	-
同一労働における賃金の男女比		N/A	-
推定所得の男女比		N/A	-
議員、上級官僚、管理職における男女比		N/A	-
専門職、技術職における男女比		N/A	-

1.2 教育関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

教育制度

パレスチナの教育システムは10年間の基礎教育と2年間の中等教育が基本となる。中等教育は一般教育と職業教育に分かれている。高等教育機関として4年制大学、高等技術専門学校、2年制短期大学が存在する。

成人識字率

年	総合	男性	女性	参照
2014	96.43%	98.40%	94.41%	<5>
2009	94.60%	97.43%	91.70%	<5>

初等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2013	95.26%	94.92%	95.62%	91.24%	90.51%	92.01%	<5>
2008	88.46%	88.59%	88.33%	83.66%	83.62%	83.71%	<5>
年	修了率			参照			
	総合	男子	女子				
2013	93.99%	94.21%	93.76%	<5>			
2008	89.95%	90.71%	89.15%	<5>			

中等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2013	82.29%	78.53%	86.21%	80.11%	76.55%	83.83%	<5>
2008	89.12%	86.13%	92.23%	86.70%	84.07%	89.44%	<5>
年	修了率（前期中等教育） ²			参照			
	総合	男子	女子				
2013	73.11%	64.64%	81.93%	<5>			
2008	86.17%	80.19%	92.39%	<5>			

技術・職能教育

年	総生徒数／女子比率		参照
	総生徒数	女子比率	
2013	2,711	13%	<6>
2008	6,582	33%	<6>

高等教育

年	総就学率			参照
	総合	男子	女子	
2013	45.6%	36.6%	55.0%	<3>
2008	50.7%	45.8%	55.7%	<3>

¹ パレスチナは2014年のグローバル・ジェンダー・ギャップ調査対象国に含まれていない。

² ここでの「前期中等教育」とはデータ出所における定義。

グローバル・
 ジェンダー・
 ギャップ指標

教育の習得	2014 年順位	参照
総合	N/A	-
識字率の男女比	N/A	-
初等教育における純就学率の男女比	N/A	-
中等教育における純就学率の男女比	N/A	-
高等教育における純就学率の男女比	N/A	-

1.3 保健医療関連指標

<> 数字は章末の「基礎指標 出典」番号

出生時平均余
 命 (歳)

年	男性	女性	参照
2012	73	73	<6>
2007	72	72	<6>

保健医療労働
 力

年	医師数(人口 1,000 人当たり)	看護師数(人口 1,000 人当たり)	参照
2006-2013	N/A	N/A	-
2003	N/A	N/A	-

リプロダク
 ティブ・ヘルス

年	妊産婦死亡率 (対 100,000 出生)	合計特殊出生率	避妊実行率 (15-49 歳)	産前検診受診率 (最低一回)	参照
2013	48.0	4.0	52.5% (2010)	98.0% (2010)	<3>
2006	61.0	4.6	50.2% (2006)	98.8%	<3>
年	出/助産専門技術者 立会いによる出産	平均初婚年齢	青年期(15~19 歳)女子に よる出産率 (1,000 人当たり)	参照	
2013	99% (2010)	N/A	60.2	<3>	
2006	98.9%	N/A	67.1	<3>	

乳児・5 歳未満
 児死亡率
 (対 1,000 出生)

年	乳児死亡率(対 1,000 出生)			参照
	総合	男児	女児	
2015	18.0	19.4	16.6	
2010	20.2	21.7	18.6	
年	5 歳未満児死亡率(対 1,000 出生)			参照
	総合	男児	女児	
2015	21.1	22.9	19.3	<3>
2010	23.8	25.7	21.7	<3>

ワクチン接種
 率 (1 歳児)

年	はしか	三種混合	BCG	ポリオ
2012	98%	97%	98%	98%
2005	N/A	N/A	N/A	N/A
年	Hep B	HiB	参照	
2012	98%	97%	<7>	
2005	N/A	N/A	-	

栄養状態

年	低体重児比率 (5歳未満児における 比率)	成長阻害児比率 (5歳未満児における比 率)	ヨード欠乏症	下痢症治療率(5歳 未満児の下痢症に 対し、ORS パケット ³ 受領の比率)	参照
2014	1.4%	7.4%	N/A	N/A	<3>
2010	3.7%	10.9%	N/A	31.4%	<3>

安全な飲料水
及び改善され
た衛生施設利
用人口(全人口
に対する%)

年	安全な水へのアクセス	改良衛生施設へのアクセス	参照
2015	58%	92%	<8>
1995	88%	87%	<8>

HIV/AIDS

年	妊婦検診を受診した女性にお ける HIV 感染率	15-49 歳 HIV 感染率 (%)			参照
		総合	男性	女性	
2013	N/A	N/A	N/A	N/A	-
2007	N/A	N/A	N/A	N/A	-

グローバル・
ジェンダー・
ギャップ指標

保健・生存	2014 年順位	参照
総合	N/A	-
出生時の男女比	N/A	-
健康寿命の男女比	N/A	-

³ ORS=Oral rehydration salts、経口補水療法用補液(医療知識を持たない人も簡単に治療が可能)を作る簡易パケット。

1.4 ミレニアム目標指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

目標 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅 <9>		2001	2007
ターゲット 1.A: 2015 年までに 1 日 1.25 ドル未満で生活する人口の割合を 1990 年の水準の半数に減少させる。	● 1 日 1.25 ドル(購買力平価)未満で生活する人口の割合	27.9%	34.5%
	● 貧困ギャップ比率	7.6	9.8
	● 国内消費全体のうち、最も貧しい 5 分の 1 の人口が占める割合	6.8%	6.8%
ターゲット 1.B: 女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてディーセント・ワークの提供を実現する。	● 就業者 1 人あたりの GDP 成長率	11.3%	0.0%
	● 労働年齢人口に占める就業者の割合	28.9%	32.9%
	● 1 日 1 ドル(購買力平価)未満で生活する就業者の割合	N/A	38.4%
	● 総就業者に占める自営業者と家族労働者の割合	33.2%	36.2%
ターゲット 1.C: 2015 年までに飢餓に苦しむ人口の割合を 1990 年の水準の半数に減少させる。	● 5 歳未満低体重児の割合	N/A	N/A
	● カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合	N/A	N/A
目標 2: 普遍的な初等教育の達成 <9>		2001	2007
ターゲット 2.A: 2015 年までに、全ての子どもがジェンダーの区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	● 初等教育における純就学率	91.7%	83.9%
	● 第 1 学年に就学した生徒のうち初等教育の最終学年まで到達する生徒の割合	98.3%	99.4%
	● 15~24 歳の男女の識字率	98.7%	99.1%
目標 3: ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワメント <9>		2000	2008
ターゲット 3.A: 可能な限り 2005 年までに、初等・中等教育におけるジェンダー格差を解消し、2015 年までに全ての教育レベルにおけるジェンダー格差を解消する。	● 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率	96.2%	109.5%
	● 非農業部門における女性(賃金)労働者の割合	13.6	N/A
	● 国会における女性議員の割合(下院)	5.7%	12.9%
目標 4: 乳幼児死亡率の引き下げ <9><10>		2005	2010
ターゲット 4.A: 2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 1990 年の水準の 3 分の 1 に削減する。	● 5 歳未満児の死亡率(1000 人当たり)	26/1,000	24/1,000
	● 乳幼児死亡率	22/1,000	20/1,000
	● はしかの予防接種を受けた 1 歳児の割合	N/A	N/A
目標 5: 妊産婦健康の改善 <10>		2005	2010
ターゲット 5.A: 2015 年までに妊産婦の死亡率を 1990 年の水準の 4 分の 1 に削減する。	● 妊産婦死亡率	59/100,000	53/100,000
	● 医師・助産婦の立ち会いによる出産の割合	97%	99%
ターゲット 5.B: 2015 年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する。	● 避妊具普及率	50%	53%
	● 青年期女子による出産率	6.8%	6.3%
	● 産前ケアの機会	N/A	16%
	● 家族計画の必要性が満たされていない割合	N/A	N/A
目標 6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 ⁴ <9><10>		2005	2010
ターゲット 6.A: HIV/エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。	● 15~24 歳の HIV 感染率(15~49 歳データ)	N/A	N/A
	● 最後のハイリスクな性交渉におけるコンドーム使用率	N/A	N/A
	● HIV/エイズに関する包括的かつ正確な情報を有する 15~24 歳の割合	N/A	N/A
	● 10~14 歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率	N/A	N/A
目標 7: 環境の持続可能性確保 ⁵ <8><10>		2005	2015
ターゲット 7.C: 2015 年までに安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。	● 改良飲料水源を継続して利用できる人口の割合	80%	58%
	● 改良衛生施設を利用できる人口の割合	90%	92%

⁴ 関連深いターゲット・指標のみ抜粋。

⁵ Ibid.

1.5 ジェンダー関連情報(女性の政治参加、条約、法律等)

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	
2006	12.9%	12.5%	N/A	16.25%	N/A	N/A	<11>
-	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	-

ジェンダー関連国際条約・宣言の署名および批准

署名年	批准年	条約・宣言
	2014	女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW))

ジェンダー平等および女性の保護のための法律・政策

年	法律
2003	暫定憲法 (The Basic Law)
2005	選挙法 (Electoral Law)

ジェンダーに関する国家政策

年	政策
2011	女性に対する暴力と戦う国家戦略 (National Strategy to Combat Violence Against Women) 2011-2019
2014	セクター横断国家ジェンダー戦略 (Cross-Sectoral National Gender Strategy) 2014-2016
2014	パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章 (Gender Charter for the Aid Coordination Structure in Palestine)

ナショナル・マシンナリー

設置年	組織名
2003	女性課題庁 (Ministry of Women's Affairs)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指標

政治的エンパワメント	2014年順位	参照
総合	N/A	-
国会議員の男女比	N/A	-
大臣の男女比	N/A	-
過去50年間の元首在任年数の男女比	N/A	-

基礎指標 出典リスト

- <1> Human Development Report 2014:
<http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2014>
(accessed: 1/Nov/2015)
- <2> Human Development Report 2007/2008:
http://hdr.undp.org/sites/default/files/reports/268/hdr_20072008_en_complete.pdf
(accessed: 1/Nov/2015)
- <3> World Development Indicators / World Bank Data:
<http://data.worldbank.org/indicator/>,
<http://data.worldbank.org/country/west-bank-gaza> (accessed: 1/Nov/2015)
- <4> Development Finance Statistics, OECD (DAC): <http://www.oecd.org/dac/stats/>
(Accessed: 1/11/2015)
- <5> UNESCO Institute for Statistics:
<http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryname=166> (accessed: 26/Oct/2015)
- <6> Briefing note for countries on the 2014 Human Development Report: Palestine:
http://hdr.undp.org/sites/all/themes/hdr_theme/country-notes/PSE.pdf (accessed:
29/10/2015)
- <7> UNICEF Palestine: Statistics: http://www.unicef.org/infobycountry/oPt_statistics.html
(accessed 7/Jan/2016)
- <8> WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme (JMP) for Water Supply and Sanitation.
<http://www.wssinfo.org/> (accessed: 29/Oct/2015)
- <9> Millennium Development Goals (MDGs Statistical Report):
http://www.arabstates.undp.org/content/dam/undp/library/MDG/english/MDG%20Country%20Reports/Programme%20of%20Assistance%20to%20the%20Palestinian%20People/oPT_MDGReport_2009.pdf (accessed: 1/Nov/2015)
- <10> MDG Table, World Development Indicators:
<http://databank.worldbank.org/data/Views/Reports/ReportWidgetCustom.aspx?ReportName=MDG-Table&Id=c658ae98&inf=n> (accessed: 1/Nov/2015)
- <11> Facts and Figures: Leadership and Political Participation, UN Women Palestine:
<http://palestine.unwomen.org/en/what-we-do/leadership-and-political-participation/facts-and-figures> (accessed: 1/Nov/2015)

2 パレスチナにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 パレスチナにおける女性の概況

＜概要＞
<p>(7) パレスチナの政治、経済、そして社会は終わりの見えない紛争によって大きな影響を受けている。近年、西岸・ガザ地区双方で政治経済が混乱しているが、特にこの10年間だけでも4回の武力紛争が起きているガザの状況は厳しく、人口の40%近くが貧困層である。</p> <p>(8) パレスチナにおけるジェンダー状況の背景には、アラブの伝統・文化並びにイスラム教に基づく価値観から派生する社会規範・ジェンダー規範がある。曰く、女性はまず妻・母であり、家を守り、家族と人々の世話をする存在である。また、女性は血縁でない男性の目に触れるべきでない。</p> <p>(9) 選挙システムには女性議席のクォータがあり、国会に相当するPLC、また地方議会で一定数の女性議員がいる。しかし、まだ政治的意思決定に影響を与えるには至っていない。</p> <p>(10) 経済的必要性から、伝統的ジェンダー役割分担に変化が生じつつあり、収入を得るために職に就くとする女性たちも現れているが、仕事をするのが必ずしもエンパワメントにはつながっていない。</p> <p>(11) 女性の教育レベルは非常に高いが、経済参加にはあまり結びついておらず、女性の労働参加率は20%に満たない。公共セクターに比べ、民間セクターへの進出は特に進んでいない。女性の就く職や教育分野は「女性にふさわしい」ものであるべきだという社会規範が女性たちの選択肢を狭めているばかりでなく、雇用者側にも女性労働者に否定的なジェンダー・バイアスが存在している。</p> <p>(12) この他のジェンダー課題、またジェンダー状況に影響する社会的要因として重要なものとして、女性の所有する資産の少なさ、高い出産率、ジェンダーに基づく暴力(GBV: 早婚や「名誉殺人」を含む)、社会の保守化などが挙げられる。</p>

＜パレスチナの社会経済状況＞

パレスチナ自治区(以下「パレスチナ」)は、三重県と同程度の面積のヨルダン川西岸地区(「西岸」、5,655平方キロメートル)と東京23区の6割程度の面積のガザ地区(「ガザ」、365平方キロメートル)からなり、それぞれ278万人、187万人の人口⁶を擁している。このうち、それぞれ78万人、128万人⁷が難民⁸であり、パレスチナ難民や移民は、ヨルダン、レバノン、シリア、アラブ諸国等にも多数散在し、自治区の人口を含めて世界には1,000万人以上のパレスチナ人が存在するといわれている。宗教的には、イスラム教徒が92%、キリスト教徒が7%、その他が1%である⁹。民族的にはアラブ民族が大勢を占める¹⁰。なお、民族的にはアラブ民族に含まれるが、

⁶ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/we.html>,
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/gz.html> (accessed 28/Nov/2015)

⁷ UNRWA (2015a)

⁸ 定義等詳細については下記3.1を参照。

⁹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/data.html#section2> (accessed 26/Nov/2015)

¹⁰ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/we.html>,
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/gz.html> (accessed 28/Nov/2015)

ベドウィンと呼ばれる遊牧民グループが一定数居住する¹¹。

1967年の第三次中東戦争により、西岸・ガザがイスラエルの占領下におかれたが、1993年にパレスチナ解放機構（Palestine Liberation Organization、以下PLO）とイスラエルの間でオスロ合意が成立し、1994年よりパレスチナ暫定自治政府による自治が開始され、国家建設に向けて歩み始めた¹²。

オスロ合意では、暫定自治開始から3年以内にパレスチナ最終的地位問題（国境線の画定・安全保障措置、パレスチナ難民の帰還問題、東エルサレムの帰属、ユダヤ人入植地の取扱い等）をめぐる交渉を開始する¹³としていたが、1995年11月にイスラエルのラビン首相暗殺事件が起き、1996年にイスラエルで右派リクードのネタニヤフ内閣が成立すると、オスロ・プロセスは暗礁に乗り上げた¹⁴。さらに2000年に第二次インティファダが勃発し、両者の対立が激化。その後、インティファダの鎮静化により和平交渉の再開が期待されたが、2006年にパレスチナの国会にあたるパレスチナ立法評議会（Palestinian Legislative Council、以下PLC）選挙でハマス（イスラム抵抗運動）が与党のファタハ（PLO主流派）を抑えて勝利し、その動きも頓挫した¹⁵。翌2007年にはハマスがガザ地区を武力制圧し、こうした動きに反発したイスラエルは、2007年（ハマスによるガザ制圧直後）から現在に至るまで、ガザを実質的に封鎖している。パレスチナ内では、ファタハが支配する西岸とハマスが支配するガザとに分裂したまま、2陣営による対立が続き、武力衝突が頻発するなど混乱が継続していたが、2014年4月、ファタハとハマスの間で内閣改造や選挙実施に関する合意が成立し¹⁶、2014年6月、約7年ぶりに西岸とガザ地区双方を統治する国民合意内閣が成立した¹⁷。

和平交渉が進まない中、イスラエルとの武力衝突は大小の規模で続いている。ガザ地区では、今世紀に入ってからだけでも、2006年、2008～09年、2012年、2014年の4回にわたり、イスラエルとの「戦争」が勃発した。2014年には7月～8月の2ヶ月間弱にわたって戦闘が続き、2,000人以上が死亡、内少なくとも1,483人が一般市民であった¹⁸。西岸でも小規模な衝突が頻繁に起きているが、特に2015年10月以降は緊張が高まっており、「第三次インティファダ」の発生を危惧する声もある¹⁹。

¹¹ ベドウィンの人口については明確なデータが入手できなかった。ベドウィンの人々は、元来移動遊牧民であるが、現在ではかなりの割合が定住生活している。何を以ってある集団をベドウィンと定義するかについては諸説あるが、本報告書では基本的に、自らがベドウィンである（または元ベドウィンであった）と認識する集団・個人を指すこととする。

¹² <http://www.jica.go.jp/palestine/office/about/greeting.html> (accessed 27/Nov/2015)

¹³ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 27/Nov/2015)

¹⁴ *Ibid.*

¹⁵ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 27/Nov/2015)

¹⁶ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/data.html#section2> (accessed 27/Nov/2015)

¹⁷ 中島 (2014)

¹⁸ 清田 (2015)、<http://www.ochaopt.org/content.aspx?id=1010361> (accessed 28/Dec/2015)

¹⁹ <http://wedge.ismedia.jp/articles/-/5522> (accessed 26/Nov/2015)

暫定自治が開始された後、1994年から1999年まで、平均して10%近くの経済成長を達成したパレスチナ経済は、しかし、2000年の第二次インテッファダ勃発以降、著しい悪化に転じた。その後、インテッファダの沈静化により、経済活動は再び活性化し、2004年には名目GDPがインテッファダ以前の水準へと回復した。だが、2006年1月にハマス政権が成立すると、再び国際ドナーからの援助が減少し、2006年と2007年に実質GDPはマイナス成長を記録した²⁵。さらにファタハとハマスの対立が激化し、国際ドナーからの支援を受けた西岸地域では2008年、2009年に10%前後の経済成長を達成した一方で、ガザ地域ではマイナス成長を記録した。その後、西岸の経済成長は鈍化したが、ガザ地域では破壊再建のための建設需要により、2010年、2011年にそれぞれ15.2%、23%の成長を記録した。このように、近年のパレスチナにおける経済成長は、自立的持続的なものではなく、外部要因に依拠するものだった。民間投資は世界最低水準であり、2014年のガザ地区での再度の武力衝突の影響も続いているため、現在パレスチナ全体が不況に陥っている。2014年現在の貧困率は、西岸で16%、ガザ地区では39%に上った。特に、ガザ地区の民間セクターは壊滅状態に近く、経済状態は極度に悪化した状態である。このため、ガザ地区の人口の8割は援助に依存している²⁶。

西岸の分断

西岸内は、オスロ合意によってA、B、C地区²⁰に区分されている。A地区では暫定自治政府が治安・民生双方の権限を持つ。B地区では民生権限を暫定自治政府が持ち、治安権限はイスラエルと暫定自治政府双方にある²¹。C地区は治安・民生ともイスラエルに権限がある²²。C地区は面積にして西岸の6割強を占める²³。

さらに、西岸内で2002年以降、イスラエルによる「分離壁」の建設が進められており、西岸内の分断と移動の不自由化を強化している²⁴。

パレスチナ全体ではサービス業がGDPに占める割合が最も高く、全体の約2割を占める²⁷。また、卸売り・小売り貿易、鉱業・製造業・電気・水道、行政・国防の3分野がそれに続いている。西岸に限定したデータでは、サービス業、卸売り・小売り貿易、鉱業・製造業・電気・水道の3分野が各15%以上を占め、運輸・通信・倉庫、行政・国防の2分野がそれに続いている。また、ガザ地区に限定したデータでは、サービス業が3割、行政・国防が2割を占め、卸売り・小売り貿易がそれに続いている²⁸。

²⁰ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/kankei.html> (accessed 27/Nov/2015)

²¹ ただしイスラエルの権限が優先されるので、実質的にはイスラエルが治安統治している。

²² オスロ合意では、C地区は順次パレスチナ側に移管されることになっていたが、2015年現在、権限委譲に関する動きは見られない。

²³ OCHA (2014a)

²⁴ 飛奈 (2009)

²⁵ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 26/Nov/2015)

²⁶ World Bank (2015)

²⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 26/Nov/2015)

²⁸ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 26/Nov/2015)

パレスチナの主要な貿易相手国はイスラエルである。2010年、パレスチナ自治区の財輸入の69.4%はイスラエルからの輸入であった。また、財輸出の92.0%はイスラエルへの輸出で、パレスチナ自治区の経済は大きくイスラエルに依存している。品目別では、2010年の輸入品では、ディーゼル燃料油（全体の10.8%）、天然ガス（5.5%）、ガソリン（5.3%）が上位を占めた。輸出の上位品目は、石（12.3%）、大理石（4.9%）、再溶融スクラップ（4.1%）であった²⁹。

<パレスチナにおける女性の状況の概要>

パレスチナのジェンダー状況の通奏低音となるのは、アラブ社会の部族制社会規範、イスラム教規範の影響による、「女性は家を守り子供を育てるべきである」「女性は親族以外の男性の目にむやみに触れるべきではない」という社会通念である。実質的には、「男が稼ぎ、女が家を守る」役割分担は、本報告書各所で検討するように、長期化する危機への対応で崩れ始めているが、女性のエンパワメントには必ずしもつながっていない。結婚し子供、特に息子をもうけてこそ「一人前」の女性であり、社会的に尊敬され、より自由に社会参加することができるようになる、という感覚は男女に根強い³⁰。

家族のサバイバルのための危機対処戦略（coping strategy）として、稼ぎ手（breadwinner）の役割をも担う女性が徐々に増えつつあるが、一方、従来の「家族を守るケアテイカー」という役割が軽減するわけではないので、負担は大きい³¹。特に低学歴層の働く女性は、家庭外就労せざるを得ないことをディスエンパワリングに感じている³²。

イスラエルの占領・入植・封鎖政策、移動制限により、西岸・ガザ地区、男女を問わず主体的な行動が制限され、経済活動、社会活動、さらに精神衛生に甚大な影響が出ているが、特に女性においては、チェックポイント³³や国境での通行妨害³⁴や性的ハラスメントなど直接的影響だけでなく、こうした状況・危険から女性を守るためとして、家族・親族やコミュニティの男性からさらに移動や行動を制限される事例が多く報告されている³⁵。西岸では、パレスチナ側に治安権限のないC地区で特に、この傾向が著しい³⁶。こうした地理的分断や行動制限は、既に脆弱な公的サービスを補完しうるインフォーマルな社会的セーフティネット³⁷の機能不全を招き、女性たち

²⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/pdfs/kn12_03_01.pdf (accessed 26/Nov/2015)

³⁰ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013), UN Women (2011), World Bank (2010)

³¹ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013), UN Women (2011)

³² World Bank (2010)

³³ イスラエル領(占領地を含む)との境界や戦略的に重要な場所などに設置されている検問所。

³⁴ 恣意的に何時間も留め置かれ、仕事や学校に行けないといった被害の他、妊婦が通行許可を与えられず、チェックポイントで出産したという事例も報告されている(World Bank (2010))

³⁵ MOWA (2014a), The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013), UN Women (2011), World Bank (2010)

³⁶ MOWA (2014a), World Bank (2010)

³⁷ 例えば親戚同士の助け合い。

の脆弱性を強めている³⁸。

女性たちの言葉を借りれば、パレスチナ女性として生きるとは「*falataan amni*（安全・安心を保持し得ないこと）³⁹」であり、国内外の政治抗争、経済の混乱と低迷、そして社会文化的制約のからみあった不安定かつ安全性の欠けた毎日の中で、自らと家族を守るべく悪戦苦闘することである。以下に、パレスチナ女性が直面するジェンダー課題の主なものを検討する。

<女性の意思決定機構への参加>

パレスチナ立法評議会（PLC、国会にあたる）、並びに地方議会においては、選挙法によって、女性議席に関するクオータ⁴⁰がある。PLCでは132議席中17人（12.9%、2006年選挙）、地方議会では5,629議席中1,205人（21.4%、2012年）が女性議員である。地方議会における女性議員比率は、2010年の18%から上昇した。ただし、PLCは2006年選挙でハマスが勝利して以降の内政的混乱から、活動停止状態に陥っている。また、2012年の地方議会選挙は、西岸のみで実施されたもので、ガザでは行われていない。さらに、難民キャンプの内部自治組織である住民委員会（Popular Committee）は地方議会選挙に含まれない⁴¹。地方議会においては、女性議員に対する嫌がらせ（会合を、女性が参加しにくい夜間に設定する、発言を無視されるなど）が発生している⁴²。

また、市民社会からは、女性がクオータによって議員になっただけでは不十分であり、具体的にジェンダー視点を意思決定に反映させるだけの議員としての能力強化が必要だとする声が上がっているほか、経済的・社会的な資源（リソース）からの疎外が続く限り、形式上議員になっただけでも女性の政治的意思は社会としての意思決定に反映されないとの調査結果もある⁴³。

現在、主要な政党においては、運営組織に女性を一定数参加させるクオータが機能している⁴⁴。2014年現在において⁴⁵、ファタハでは党員の20%が女性、中央委員会（Central Committee）委員21名中1名女性である。ハマスでは党員の35%が女性であり、党内で男性と女性は別々の組織に属している。ただし、ハマスでは、政党としての意思決定において女性の影響力はほとんどないとされている⁴⁶。野党のパレスチナ民主連合（Palestinian Democratic Union、FEDA）の幹事長（Secretary General）は女性が務めている。この他の主な政党では、党員の10～30%が女性であると報告されている。

³⁸ <http://palestine.unwomen.org/en/what-we-do/economic-empowerment/programmes> (accessed 10/Dec/2015)

³⁹ World Bank (2010)

⁴⁰ 詳細は下記 2.2 を参照。

⁴¹ OECD (2014)、Quota Project (2014)、UN Women (nd)。難民キャンプ内の住民委員会については下記 3.1、4.4 も参照。

⁴² PWWDS (2013a)、西岸ジェリコ地区における地方議会女性議員との面接。

⁴³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、PWWSD (2013a)、PWWSD 面接。

⁴⁴ World Bank (2013)

⁴⁵ 以降、政党内における女性の数や比率については、別途特定しない限り WATC (2014)による。

⁴⁶ OECD (2014)

2015年7月に内閣改造によって成立した、本報告書作成現在の内閣においては、24人の大臣中、4人が女性である。パレスチナ自治政府の成立以降の歴代内閣で、最も女性大臣が多かったときには7人を数えた⁴⁷。

なお、2013年の実績によれば、大使における女性比率は5%、判事（Judge）では西岸で16.9%、ガザ地区で8.8%、検察官（Prosecutor）では西岸で16.4%（ガザ地区は不明）である⁴⁸。

公務員においては、2012年現在、全公務員の40%が女性であるが、部長（Director）レベルの女性比率は22%、局長（Director General）レベルでは11%にとどまっている⁴⁹。

民間セクターにおいては、女性の進出は進んでいない。管理職レベルにある女性などの詳細な状況は不詳であるが、2014年現在の「雇用者（Employer）」における比率を見ると、男性労働者における雇用者比率は7.4%であるのに対し、女性労働者における雇用者比率は1.9%にとどまった。以下に具体的に述べるが、パレスチナにおける女性の労働参加率は非常に低いため、この1.9%という数字は、絶対数としても大変小さなものである⁵⁰。

<経済的エンパワメントにつながらない高い教育レベル>

パレスチナにおける女性の教育レベルは、男性と遜色なく、むしろ女性のほうが教育を受けていると言える。上記1.2の通り、純就学率で見ると、初等教育で男子：女子=90.51%：92.01%、中等教育で76.55%：83.83%である⁵¹。高等教育で見ると、学生ジェンダー比率は1.48で、女子生徒のほうが男子生徒よりも多い⁵²。男子が教育を受けない、あるいはドロップアウトする理由は、低迷する経済と深化する貧困状態を受け、チャンスがあれば学校を離れて職に就くからだと言われている⁵³。

国際的には、女性の教育レベルが上がると労働参加も促進される傾向を見出すことができる。しかしパレスチナでは、教育の高さに関らず、女性の労働市場への進出は非常に限定的である⁵⁴。

表 2.1.1: 男女の労働参加率 (%)

	男性	女性
西岸	73.4	19.1
ガザ地区	68.2	20.0
全体	71.5	19.4

出所: PCBS (2015a)

⁴⁷ PWWSO 面接並びにメールインタビュー。

⁴⁸ PCBS (2014a)

⁴⁹ UN Women (nd)

⁵⁰ PCBS (2015a)。なお、民間セクターにおけるジェンダー状況については、下記 3.3 でも論ずる。

⁵¹ <http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryname=166> (Accessed: 26/Oct/2015)

⁵² PCBS (2014a)

⁵³ UNRWA (2013)、複数インフォーマントとの面接。この傾向の別の側面は、若い女性にはドロップアウトしてもすぐに就ける職がない、ということである(同じく複数インフォーマントとの面接)。

⁵⁴ この傾向は、隣国ヨルダンを始め近隣諸国でも認められる(JICA (forthcoming))

上表は、2014年における男女の労働参加率である。西岸においてもガザ地区においても、職に就いている、あるいは職を探している女性は約2割に過ぎない。次に、同じく2014年の男女別の失業率を示す。

表 2.1.2 男女の失業率(%)

	男性	女性
西岸	15.2	27.4
ガザ地区	40.1	56.8
全体	28.9	38.4

出所:PCBS (2015a)

経済、特に民間セクター経済が落ち込んでいるガザ地区では男女共に非常に高い失業率となっているが、西岸・ガザ地区のいずれにおいても、男性に比べ女性の失業率が目に見えて高い。なお、データの出所であるパレスチナ中央統計局 (Palestinian Central Bureau of Statistics、PCBS) は、インフォーマル・セクターの就労者や無償労働者を含めて労働市場参加者と定義しており⁵⁵、実際に就業によって収入を得ている女性は、上記の数値から読み取れるよりもさらに少ない。

女性の低い労働参加率と高い失業率の背景には、労働市場において女性の就業にネガティブに働く様々な要因の影響がある。

経済状況が停滞する中、就職機会自体が数少ないのは、男性の失業率も高いことから明らかである。ほころびが見え始めているとは言え、社会全体として「男性が家族を養う『大黒柱』となり、女性は家を守り、子供を育てるもの」という伝統的・社会文化的なジェンダー規範は現在も根強く、雇用に当たっては男性が優先される⁵⁶。同じジェンダー規範から、夫や父親など、周囲の男性が女性の家庭外就労を許さないことが多い⁵⁷だけでなく、女性自身が「規範外」の行動を取ることに躊躇する部分もあるだろう。こうして、大量の求職意欲喪失労働者 (discouraged workers) が生み出されていると考えられている⁵⁸。

また、次々項で論ずるようにパレスチナ女性は子供の数が多いが、これも女性の家庭外就労においては妨げとなっている。一方で核家族化は進行しており、これに伴い、特に小さな子供を抱えた女性は、身近に子供の面倒を見る人がいないために外に出づらくなっている。保育サービスの潜在需要は大きいと考えられるが、まだ数少ない⁵⁹。

このような環境と要因が影響しあい、女性の労働参加率が伸び悩む⁶⁰一方で、女性の失業率が男

⁵⁵ PCBS (2015a)

⁵⁶ この傾向は民間セクターで顕著である。民間セクターにおける女性の就業については下記 3.3 で検討する。

⁵⁷ World Bank (2010)、UN Women (2011)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁵⁸ Hiral *et. al.* (2008)

⁵⁹ MOWA (2014a)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁶⁰ 女性の労働参加率は、一時的にでなく、継続的に低い、2000年代に入ってからさらに減退傾向にあるとも考えられている (The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013))。後述する、社会全体の保守化傾向と関連している可能性が疑われる。

性を上回る要因を以下に検討する。

上述の通り、一般的に雇用者が男性求職者を優先することは大きな一因であるが、就業競争力という点で、女性の教育における専攻分野が偏っていることが、一つの要因として指摘されている。女子の高等教育に積極的な両親でも⁶¹、専攻分野の選択に当たっては「女性らしい」(feminine) または女性に「ふさわしい」(appropriate) 学問しか許さないことも多いと言われ、結果、女子学生の多くが保健、教育、人文科学など、伝統的な「女性の役割」⁶² に関りの深い分野を学んできた。こうした分野は、保健医療関連や教員などいくつかの(伝統的に比較的女性の多い) 職業を除けば、職業的専門性が小さく、就業競争力に結びつかない⁶³。生命・物理科学(life and physical science) には女子学生も多いが、抽象的学問であり、具体的な職業選択肢としては教職が主要だと言われている⁶⁴。

学問的専攻分野だけでなく、職業においても「女性らしい」また「女性にふさわしい」業種・職種が社会的に規定されている。教員、保健医療関係、事務職、販売員⁶⁵、また基本的に家族と共に仕事をする農業関係が、その主なものである⁶⁶。2014年のデータによれば、女性労働者の20.9%が農業セクター、57.0%がサービスセクターで働いており、いかに「女性にふさわしい仕事」に偏っているかは明らかである⁶⁷。

なお、教員、保健医療関係、事務職はそのかなりの割合が公共セクターの職種であり、実際に公共セクターにおいては女性の進出が進んでいる⁶⁸。しかし、パレスチナ自治政府の公務員給与支出がGDPの16%に上る中、今後公務員職のパイが増えることは考えにくい。公共セクターは飽和状態に近く⁶⁹、女性同士の職の「奪い合い」は既に始まっている可能性が高い。

教育を受けることが必ずしも直接に職の確保につながらない中、それでも女性の教育レベルが高いのは、ある種の危機対処戦略(coping strategy) として考えることができる⁷⁰。2010年に世界銀行が行った調査では、女子教育は、西岸では「(政治経済の将来的見通しが利かない中) 不安定な将来において、生計手段を得る可能性を広げるための投資」、「より安定した生活をもたらすものとしての、よりよい結婚条件のための投資」などに見做されていた。西岸よりさらに経

⁶¹ 実際には、両親は息子の教育を優先するので、高等教育に進みたい女子生徒は奨学金に頼るしかない場合が多いとの報告もある(UN Women (2011))。

⁶² 家族をはじめ人の世話をする、子供を守り育てるなど、母・ケアテイカーとしての役割と、そこから派生する仕事。

⁶³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、UN Women (2011)

⁶⁴ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁶⁵ ただし、「望ましい」のは客層も女性が多い、あるいは家族向けのもの、例えば服飾雑貨などの販売員である。客層に男性が多い業種は、不特定多数の男性と接することになるため「望ましくない」。

⁶⁶ UN Women (2011)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)。農業分野における女性については下記 3.2 で論じる。

⁶⁷ PCBS (2015a)

⁶⁸ 上項の通り、公務員の女性比率は40%に及んでいる。

⁶⁹ World Bank (2015)。この資料によれば、GDPの16%というパレスチナの公務員給与支出は国際的に見ても1-2を争う相対的大きさである。

⁷⁰ UN Women (2011)

済的に逼迫しているガザ地区では「安定した収入手段としてのフォーマル・セクターでの就職に望みをかけての投資」という回答が多かった⁷¹。上述のように、学歴があっても就職できるとは限らないが、学歴がなければ「いい」就職（公共セクター、大手民間企業）のチャンスはゼロからである。また、本調査で行った聞き取りでは、ガザ地区においても、教育があることが女性の結婚条件として有利に働く傾向があるとのことであった⁷²。繰り返しになるが、パレスチナ社会では「結婚して子供を持つ」ことがきちんとした（decent）女性と社会的に認められるための「第一条件」なのである。

<女性の所有する資産の乏しさと、そのジェンダー状況への影響>

女性の地位の高低を判断するには、家庭内および社会内での資源へのアクセスとコントロールの度合いを検討すればよいと考えられる。ここにおける資源とは、物理的なもの（収入、土地など資産、食糧など必需品、その他財産）と社会的なもの（知識や権力、人から受ける敬意など）を指す⁷³。また、ジェンダー平等と資産所有の関係を調査した国際比較によれば、資産（asset）が少ないこと、そして様々な資源へのアクセスがないことは、社会内/家庭内でバーゲニング・パワーや発言力のなさに直結する⁷⁴が、パレスチナ女性はこの意味で非常に脆弱な状態にあると考えられる⁷⁵。

個人の資産形成という側面では、上述のように就業機会、収入機会が少ないため、自らの収入で資産を築くことが難しい。収入がある場合にも、社会文化的に世帯内の金銭コントロールは男性がするものとされており、女性自身の資産として蓄積しない⁷⁶。

土地、家屋などの不動産については、このように個人資産が少なく独自購入が非現実的なため、女性が所有するとすれば相続によって得たものである場合が大半だが、相続についても問題が多い。法的には、女性は一定の相続権を持っているが⁷⁷、文化的・慣習的に不動産は男性が所有・相続すべきものと見做され、家族を含む一族の男性たちからの社会的プレッシャーがかけられるため、女性は相続権を放棄せざるを得ない場合が多い⁷⁸。それでも近年、相続権を行使しようと、シャリア法廷（イスラム法廷）に持ち込む女性が少しずつ増加していると言われるが⁷⁹、シャリ

⁷¹ World Bank (2010)

⁷² ガザ地区で活動する複数の NGO との面接。なお、この面接によれば、夫となる男性並びにその家族が、妻としてより教育のある女性を好む背景には、上記西岸での調査結果と同様に、①収入手段を得る可能性が高まる、②それが無理でも、子供をよりよく教育することができ、子供の代での生活の安定可能性が高まる、ことがあり、このため、夫より妻の学歴が高くても問題ないとのことであった。

⁷³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁷⁴ Doss *et al.* (2008)

⁷⁵ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、OECD (2014)、MOWA (2014a)。多様な資源へのアクセスについては、以下各章で検討するので、この項では主に資産についてみていく。

⁷⁶ World Bank (2010)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、MOWA (2014a)

⁷⁷ 一般的に、同じ立場の男性よりも相続分は少ない。下記 2.2 を参照。

⁷⁸ OECD (2014)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、UN Women (2011)

⁷⁹ UN Women (2011)

ア法廷や法曹界でも女性の相続権行使に否定的な関係者が多く、訴えがうやむやに処理されたり、差し戻されたりするケースが報告されている⁸⁰。家庭や一族の男性、ならびに社会的慣習に「歯向かう」ことを意味するからであると考えられ、場合によってはそのために一族やコミュニティから追放されるケースも見出されている⁸¹。

相続・独自購入の他に女性が資産を得る手段として、婚姻時の婚資金（多くの場合は貴金属製品）があり、上のような状況から、多くの女性にとって、これがほぼ唯一の個人資産となっている⁸²。

女性が保有する資産については、包括的かつ信頼にたるデータの蓄積が圧倒的に不足している⁸³が、下表から、上記と合致する傾向を見出すことができる。

表 2.1.3: 資産を所有する女性の比率

	1991 West Bank and Gaza Strip	1999 West Bank and Gaza Strip	2010 West Bank (economically active women only)
Car	-	1%	15%
Land (or share in land)	8%	5%	29%
House (or share in a house)	9%	8%	11%
Bank account	8%	12%	NA
Private investment project (or share in a project)	-	0.2%	5%
Jewelry	48%	53%	52%
Other assets	9%	9%	NA

出所: The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

本報告書作成時点で、女性と資産について憂慮されている事態として以下が挙げられる。

- 経済の不況が続き、ガザ地区や西岸のC地区など、特に経済状況の悪い地域を中心に、家族の生活を守るための危機対処戦略として、多くの女性が唯一の個人資産である婚資金（貴金属）を売却せざるを得ない状況に追い込まれている⁸⁴。
- ガザ地区では近年、人口増加などのため、地価高騰が起きている。このため、土地をめぐる相続争いも激しくなっており、相続権を持つ女性が、権利を放棄したがる場合などに物理的・精神的暴力被害にあうケースが増加している。殺人に至るケースも報告されている⁸⁵。

⁸⁰ UN Women (2014a)

⁸¹ *Ibid.*

⁸² The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁸³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、OECD (2014)

⁸⁴ UN Women (2011)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁸⁵ UN Country Team in the occupied Palestinian territory (2012)、ガザ地区で活動する NGO、協同組合との面接。次項内[早婚と名誉殺人]を参照。

<リプロダクティブ・ヘルス(Reproductive Health, RH)>

2014年におけるパレスチナの合計特殊出生率 (Total Fertility Rate、TFR) はパレスチナ全体で4.1 (西岸で3.7、ガザ地区で4.5) である⁸⁶。1991年のTFRは6.1であり、この20-30年減少傾向にはあるが⁸⁷、現在も高い数値を維持している。教育レベルが上がるほどTFRが下がるという国際的な傾向とは異なり、上述のようにパレスチナ女性の教育レベルは非常に高いが、パレスチナ全体、特にガザ地区の女性が産む子供の数は多いままである。

この背景には様々な要因があると考えられる。女性は妻・母となつてこそ「一人前」、という伝統的価値観が根底にある⁸⁸だけでなく、前項で述べたとおり、パレスチナ女性の労働参加率は低く、いわゆる専業主婦に相当する女性が多い。子供が多いから就業しないのか、就業しないから子供が多いのかの因果関係は明白でないが、TFRの高さと労働参加率の低さが関連しあっているのは間違いないであろう⁸⁹。

さらに、パレスチナにおいては、「対イスラエル」という文脈の中で、社会全体として「パレスチナ人」人口を増やしたいというセンチメントがある。イスラエル人人口に対するパレスチナ人人口が増えれば、イスラエルは人数的プレッシャーという意味で脅威を感じ、このためパレスチナ人にとっては同胞の人口が「武器」である⁹⁰とも言われる。ガザ地区において、西岸よりもさらにTFRが高い背景には、数年に一回は大規模な紛争に巻き込まれるガザの人々にとって、ふるさとの物理的消滅が可能性のない話でない中、対抗できる「武器」としての人口を増やそうとする社会的無意識が働くのかもしれない。

家族計画 (Family Planning、FP) を見ると、2014年における近代的避妊法利用率が44%、伝統的避妊法利用率が13%、避妊法非利用率が43%となっている⁹¹。上記のように「多くの子供を産むべし」という社会的プレッシャーが強いため、避妊について女性が主体的に決断するのが困難だとする見方もある⁹²。

なお、ガザ地区においては、2014年夏の紛争のため、病院損壊などのために防げるはずだった妊産婦死亡の増加やFP利用の低下などが報告され、RH状況の悪化が憂慮されている⁹³。

<女性と暴力>

パレスチナにおけるジェンダーに基づく暴力 (Gender Based Violence、GBV) は、パレスチナの

⁸⁶ PCBS (2015b)

⁸⁷ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁸⁸ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、UN Women (2011)、World Bank (2010)

⁸⁹ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁹⁰ *Ibid.*, Richter-Devroe (2011)

⁹¹ PCBS (2015b)

⁹² OECD (2014)

⁹³ UNFPA (2015)

社会文化的な要因はもちろんのこと、政治経済的状況の影響をも大きく受けている。

[家庭内暴力とVAW]

女性に対する暴力（Violence against Woman/Women、VAW）については、パレスチナ社会における一般的見解として「家庭内で起きる問題」であり、よって「家庭内で対処されるべき」⁹⁴社会的タブーであるため、実態の把握が困難であるが、国連の国際調査（2015）によれば、58.8%の女性が、生涯に一度以上は親密なパートナーからの心理的暴力（intimate partner psychological violence）の被害を受ける⁹⁵。また、2011年にPCBSが行った全国調査によれば、過去1年以内に夫から何らかの暴力⁹⁶を受けた女性（妻）の比率は、西岸で29.9%、ガザ地区で51.0%であった⁹⁷。同時にこの調査では、これらの被害女性の65.3%が、被害を誰にも知らせなかったことを見出している⁹⁸。

このような「沈黙の文化」の背景には、パレスチナ社会の家父長制的で男性優位主義的な文化社会規範がある。善悪の判断を含む意思決定は男性が行うものであり、夫が妻に手を上げるならば、それは正当な理由があつてのことと見做されるのである⁹⁹。事実、2000年に実施された調査によれば、調査対象となった男性の49%、女性の43%が、妻が夫からの暴力を受けるのは妻に非があるためだと回答している¹⁰⁰。配偶者間暴力について、UN Women（2014a）がPCBSのデータを元に作成した表を以下に示す。

表 2.1.4: 既婚女性の配偶者間暴力被害(%)

	心理的暴力		物理的暴力		性的暴力	
	2005	2011	2005	2011	2005	2011
西岸	68.0	48.8	23.7	17.4	11.5	10.2
ガザ地区	49.7	76.4	22.6	34.8	9.7	14.9

出所: UN Women (2014a)

未婚女性や寡婦・離婚女性の暴力被害や、家庭外（公共の場など）における既婚・未婚女性のVAW被害に関する調査やデータは非常に少ないが、未婚女性の家庭内暴力被害について、UN Women（2014a）では、以下のように整理している。

⁹⁴ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

⁹⁵ UN Department of Economic and Social Affairs (2015)

⁹⁶ 物理的、心理的、性的、経済的、社会的な暴力が挙げられている(PCBS (2012))

⁹⁷ PCBS (2012)

⁹⁸ *Ibid.*

⁹⁹ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

¹⁰⁰ *Ibid.*

表 2.1.5: 18 歳以上の未婚女性の家庭内暴力被害 (%)

	心理的暴力		物理的暴力		性的暴力	
	2005	2011	2005	2011	2005	2011
西岸	56.1	19.5	24.4	24.0	NA	0.7
ガザ地区	47.3	35.3	25.1	39.7	NA	1.0

出所: UN Women (2014a)

表 2.1.4 ならびに 2.1.5 によって 2005 年と 2011 年を比較すると、既婚女性、未婚女性のいずれでも、西岸では若干ながら減少傾向にあるのに対し、ガザ地区では逆に大きく増加している。これには、特にガザ地区の政治経済的環境が影響している可能性が高いため、次項で考察する。

VAW を受けた女性に対する保護・支援策としては、2008 年に警察システム内に設立された家族保護ユニット (Family Protection Unit) が稼動しているが、その有効性は限定的である¹⁰¹。法的に GBV、VAW に対する保護が明確に規定されていない¹⁰²ことに加え、ユニットはスタッフの人数、専門性ともに充分とは言えず、保護を求めた被害女性が深刻な二次的ハラスメントを受けるケースも報告されている¹⁰³。NGO など民間組織やドナーによる保護・支援サービスにおいては、被害者のケアよりも予防やアドボカシー活動が多く、絶対数並びに互いの調整が不足している¹⁰⁴。被害者を、そのケアの必要性に応じて、心理カウンセリングや法曹サービス、高度医療施設などの専門的ケアサービスにつなぐリファレル・システムについては、パレスチナ難民キャンプでは国連パレスチナ難民救済事業機関 (United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East、UNRWA) によるシステムが稼動しているが、利用者は少ない¹⁰⁵。全国的には、女性課題庁 (Ministry of Women's Affairs、MOWA) がリファレル・システム構築を進めているが、まだ計画段階である¹⁰⁶。

このような状況下、上記 2011 年の PCBS による配偶者間暴力の被害を受けた女性についての調査では、被害に関して沈黙した 65%以上の女性に対し、何らかの外部支援 (女性支援 NGO や保健医療施設によるサービスなど) を得ようとした女性は 0.7%に過ぎなかった¹⁰⁷。

[政治的・経済的暴力と GBV]

パレスチナにおいては、イスラエルとの終わりの見えない暴力の連鎖、さらには混乱する内政のために、男性も女性もが日常的に政治的暴力にさらされている。上述、2011 年に実施された PCBS 調査によれば、イスラエル軍またはイスラエル人入植者から何らかの暴力を受けたことがある世

¹⁰¹ MOWA (2011)、UN Women (2014a)

¹⁰² 下記 2.2 参照。

¹⁰³ MOWA (2011)、UN Women (2014a)

¹⁰⁴ UNFPA (nd)

¹⁰⁵ UNRWA (nd)、UNRWA 本部(ヨルダン、アンマン)での面接。下記 3.1 も参照。

¹⁰⁶ MOWA 面接。

¹⁰⁷ PCBS (2012)

帯は、西岸で 47.8%、ガザ地区では 49.1%であった¹⁰⁸。イスラエル軍・入植者からの政治的暴力は、パレスチナ人の監禁・拘留、居宅や農地などへの侵入・破壊、殴る蹴るといった物理的暴力、暴言・脅迫など言葉による暴力、検問所の通過を許可しない・長時間待たせるなどのハラスメント（性的ハラスメントを含む）など様々な形態をとるが、ガザ地区の経済封鎖や西岸での取水制限・建築制限なども、その政治性の高さゆえに政治的暴力の一種と見做されるべきであろう¹⁰⁹。これらの政治的暴力、特に拘留や物理的暴力は、女性が被害者となることもあるが、多くの場合、男性が「パレスチナ人男性である」ことを理由として被害を受けている¹¹⁰。

パレスチナでは、このようにパレスチナ男性が受ける政治的暴力が、さらにパレスチナ女性に対する VAW を生み出すという負の連鎖が現れている。Clark らが行った調査研究では、政治的暴力の被害者である男性は、そうでない男性に比べ、妻に対する物理的・性的暴力を振るう傾向が統計的に有意に高いことが見出された¹¹¹。さらには、経済状況の悪化により失業率が高まり、多くの男性が職を失っていることも VAW を悪化させている。2011 年に行われた調査によれば、夫が失業中の女性の 30%が家庭内暴力の被害を受けていたのに対し、夫が職を確保できている家庭での家庭内暴力比率は 21%だった¹¹²。

政治的暴力を受けたり職を失ったりした男性は、（例えば物理的暴力による）肉体的な苦痛だけでなく、精神的苦痛（自尊心の低下や屈辱感情）に苦しむ。パレスチナの場合にはこれが慢性的になっている。一方で、伝統的価値観からは、男性には家族を養い、保護することが求められるが、これをなすえないため、男性の感じる屈辱、自尊感情の劣化、フラストレーションそして不安が蓄積する。そのはけ口として、身近にいるより弱いもの一妻や家族の女性、子供一に暴力を振るってしまうのである。ここには同時に、自らが優位にあることを（被害者となる女性や子供に）示そうとする心理も働いている¹¹³（多分に無意識の場合もあろう）。

前項表 2.1.4 と 2.1.5 で示した、ガザ地区における VAW の増加傾向では、このような政治的・経済的暴力との関連性が疑われる。上述のように、ガザ地区では 2007 年のハマスによる政権掌握を要因として、イスラエルによる国境封鎖・経済封鎖が続き、「戦争」と呼ばれる規模の武力衝突が 2006 年以降だけで 4 回も起きている¹¹⁴。結果として、人々は実質的にガザ地区内に閉じ込められ、経済は崩壊に近く、社会的不安は当然ながら高い。この社会的状況が、ガザ地区の男性

¹⁰⁸ *Ibid.*

¹⁰⁹ World Bank (2010), MOWA (2014a)

¹¹⁰ 本調査で聞き取りを行った西岸の難民キャンプでも、キャンプの近くを歩いていた 10 代の男子が突然拘束され、半年以上にわたって拘留されているとの事例が収集された。この男性は特に政治性もなかったとのことで、「パレスチナ人」の「若い男性」であることが唯一の勾留理由と考えられる。

¹¹¹ Clark *et al.* (2010)

¹¹² UN Women (2013)

¹¹³ Clark *et al.* (2010), World Bank (2010), The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

¹¹⁴ 小規模な武力衝突は枚挙に暇がない。本調査による現地調査中も、ハマスそしてイスラエルによる、互いに対するロケット砲攻撃が起きた。

を心理的に追い詰め、追い詰められた男性が妻や周りの女性に暴力を振るうという悪循環が起きている可能性が高い。

西岸については、ガザ地区に比べれば落ち着いているとは言え、決して状況が良いわけではない。留意しておきたいのは、特に政治的暴力という側面で、西岸が一枚岩でないことだ。上述のように、西岸はA、B、C地区に分かれているが、特に治安・民生双方の権限をイスラエルが保持しているC地区においては、イスラエル軍・入植者からの政治的暴力が日常的である。複雑な政治環境のため、C地区の実態に関する詳細なデータの蓄積はほとんどできていないのが実情だが¹¹⁵、70%以上のコミュニティが上下水道ネットワークから除外されていること、A・B地区以上に移動制限が厳しく管理されていること、さらには2013年1年間で少なくとも565のパレスチナ人所有建造物が強制的に解体撤去され、800人以上が居宅や農地を失い、さらに多くの人々が居住地からの退去リスクを抱えている¹¹⁶などの断片的情報から推測するに、C地区における政治的暴力被害、そしてそれに影響を受けたVAWの発生比率は、A、B地区よりも相当に高い可能性がある¹¹⁷。

【早婚と名誉殺人】

早婚（18歳未満の未成人の結婚）は、今日の国際的コンセンサスとして、強制婚の一種であり、よってGBVに含まれると考えられている¹¹⁸。パレスチナにおける早婚は近年大きく減っていたが、ここ数年、特に貧困化が進んだガザ地区において、再度増えつつあるとの報告がある。子供を養えなくなった親が、「口減らし」のために娘を結婚させるのである¹¹⁹。具体的な増加率等は不明であるが、ガザ地区で女性支援活動をする複数の支援機関は、2014年の紛争以降、局所的に早婚の発生率が上がったことを憂慮している¹²⁰。理由としては、上記「口減らし」と並行して、国内避難民（Internally Displaced Person(s)、IDP）化¹²¹するなどして子供の安全を確保できなくなった親が、自分よりも安全な生活を提供できそうな男性に娘を嫁がせようとすると言う¹²²。

同じく、具体的な実態は不明¹²³ながら、増加が心配されているジェンダー課題として、いわゆる「名誉殺人」が挙げられる¹²⁴。家族または一族の「恥」になる行動（多くは婚外・婚前性交渉など、性的な意味合いをもつ行動）をしたとされる女性を、家族の「名誉」を守るために父・兄弟

¹¹⁵ OCHA (2014b)

¹¹⁶ OCHA (2014a)

¹¹⁷ 本調査では、A、B、C地区におけるGBV/VAW発生率の差異に関するデータや調査の存在は確認できなかった。

¹¹⁸ Sexual and Gender-Based Violence Sub-Working Group (2014)

¹¹⁹ OECD (2014)

¹²⁰ UNFPA, UN Women 面接、ガザ地区で活動する複数のNGOとの面接。

¹²¹ 2014年の紛争では、最大48万5000人（人口の28%）がIDP化し、1年後の2015年7月時点でも10万人がまだIDPであった(OCHA (2015))

¹²² UNFPA, UN Women 面接、ガザ地区で活動する複数のNGOとの面接。

¹²³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

¹²⁴ The Washington Post (2014)、OECD (2014)

など血縁の男性が殺害する事件が典型だが、「恥」とされる行動がはっきりしないこともある¹²⁵。報告されている件数は、2012年の13件、2008年の19件などで、西岸とガザ地区の差、特徴などは不明である¹²⁶。加えて、相続権や財産・資産をめぐる血縁間の争いを、「名誉殺人」にかこつけているケースがあると言われている。女性が相続した土地などを、血縁の男性が自分の手に取り戻すために女性を殺し、「あの女性は一族の恥になる行動をしたから殺した」として社会的な決着を図るというもので、これは特に、地価の高騰が起きているガザ地区¹²⁷で憂慮されている事態である¹²⁸。

<社会の保守化とジェンダー状況>

オスロ合意・パレスチナ自治政府統治開始後のパレスチナでは、それ以前に比べ、民主主義・社会の多様性・市民社会活動・女性のエンパワメントなどの近現代的価値観に重きが置かれなくなったと論じられている¹²⁹。

その背景や要因を詳細に論じるのは本報告書の範囲を超えるが、PLO（そして現行の自治政府）が、社会的コンセンサスのなかった「イスラエルとパレスチナの共存」という「二国家解決」を決断し、反論や反感を抑えてその方向性での舵取りを続けてきた（こざるを得なかった）点¹³⁰を指摘しておきたい。なぜならば、この、いわば政治的断行によってすらも和平交渉がはかばかしく進展しなかったこと、その一方で政治・経済・社会が混乱し続けていることから、PLOをはじめとする既存勢力に対して、さらにはその背後でオスロ合意を推し進めた（と見られている）欧米諸国と、西欧近代主義に根ざす近現代的価値観に対して、人々の間に幻滅と不信感が蔓延したからである¹³¹。パレスチナ、そして中東地域全体におけるイスラム原理主義勢力の台頭は、こうしたセンチメントに下支えされていると考えられる¹³²。これらの状況要因が相互作用して、いわゆる伝統的・宗教的価値観への回帰、「保守化」が進展しているのである¹³³。

ジェンダー状況への影響としては、この「社会の保守化」は多くの側面でネガティブに働いていると見られる。オスロ合意以前に活発だった女性団体による女性の権利拡大や自由を求めるムーブメントは、特に2000年代に入ってから停滞し、女性オピニオンリーダーの存在感が縮小しただけでなく、個々のコミュニティや家庭でも、女性を、特にイスラエルによる暴力から守ろうとするあまり、男性が「家から出るな」「家庭外で活動するな」と女性の行動を制限しようとする

¹²⁵ *Ibid.*, The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

¹²⁶ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

¹²⁷ UN Country Team in the occupied Palestinian territory (2012)、ガザ地区で活動するNGO、協同組合との面接。

¹²⁸ ガザ地区で活動する複数のNGOとの面接。

¹²⁹ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、Richter-Devroe (2011)

¹³⁰ International Crisis Group (2014)

¹³¹ 民主主義化や女性の権利拡大促進は、パレスチナ社会の内側から沸きあがった欲求ではなく、外部社会（欧米を中心とする国際社会）から押し付けられたものとする風潮が生まれた(The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013))。

¹³² 飯塚(2002)、Richter-Devroe (2011)、PWWSO 面接。

¹³³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、Otero (2012)、Richter-Devroe (2011)、UN Women 面接。

傾向にあると報告されている¹³⁴。

近年権威主義化を強めているとされる政府（西岸のファタハ政府、ガザ地区のハマス政府）¹³⁵が、現実に女性団体への攻撃を行ったとの報告もあり¹³⁶、特に組織化した形での女性の活動は、パレスチナ全体としてしづらくなっていると言うことができよう。

<ジェンダー規範に関する集団的傾向>

パレスチナではその特殊な近現代史により、多くの人々が複数回の移動・移住を繰り返してきた。パレスチナ難民や国内避難民（IDP）はその典型である。さらに、紛争そのものは当然ながら、イスラエルの占領・経済政策や、大量の国際援助などがコミュニティの生計手段や社会経済状況の一体性や継続性に影響を与えており、コミュニティ構成は流動的かつ大幅に断片化されている。この結果、ジェンダー状況という意味で、非常に重層的な社会が形成されることになった。語弊を恐れずにいえば、パレスチナは人間集団として統一性のある歴史を持たないコミュニティの「寄り合い所帯」であるため、ジェンダー状況を決定する変数が多様であり、かつ、コミュニティごとに大きく異なるのである¹³⁷。

このため、パレスチナのジェンダー状況を「概観」するのは困難を極める。ただし、集団ごとのジェンダー規範という面では、本調査における分析から、その強弱にかかわる傾向が、相当程度一定している集団があることが見出された。ここで、ジェンダー規範とは、ある集団内で共有される、男性または女性がいかにあるべきか、いかに行動すべきかを規定する社会的規範を意味する。こうした集団的傾向を次頁、図 2.1.1 に示す。在住地域（都市部か村落部か、難民キャンプか否か）、経済階層（貧困層か、富裕層または中流層か）、集団属性（難民か否か、ベドウィンか否か）などによる類型化の試みである。

この傾向を生じせしめている要因は、集団によって異なるが、富裕層・中流層-貧困層、難民-非難民、難民キャンプ内外住民については、主に経済的・物理的必要性から生じる危機対処戦略（coping strategy）の側面が強いのではないかとと思われる。個人・家族・集団がサバイバルするためには、伝統的ジェンダー規範であるところの、就労を含む「女性の家庭外での活動制限」、「女性としてあるべき姿」にこだわってられないのである¹³⁸。その一方で、ベドウィンについては、社会文化的側面が強いようである。ベドウィンは従来、複数の家族を中心にした集団での移動遊牧生活を送ってきており、集団内で日常生活が完結する傾向が強く、伝統的規範が崩れに

¹³⁴ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、World Bank (2010)、UNFPA、PWWSO 面接。

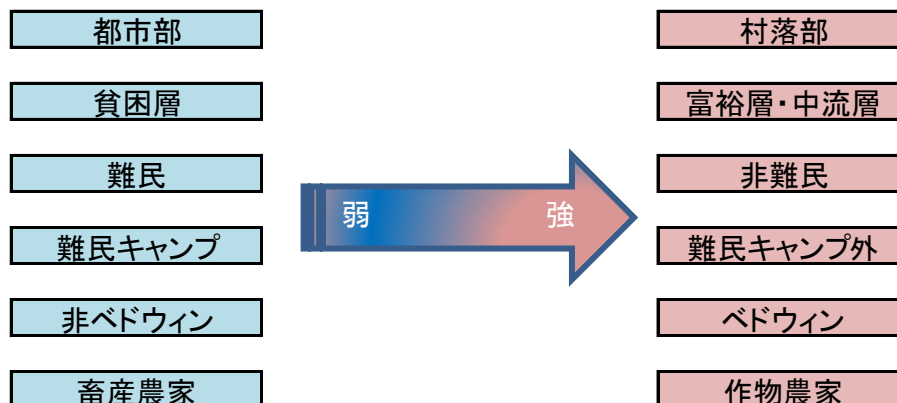
¹³⁵ 清水 (2011)

¹³⁶ OECD (2014)

¹³⁷ 「パレスチナのジェンダー支援に、『既製品』は使えない」(UN Women 面接)と言われる所以である。

¹³⁸ UN Women (2011)、World Bank (2010)

くいののではないかと考えられる¹³⁹。



出所: 調査団作成¹⁴⁰

図 2.1.1: 集団属性によるジェンダー規範の強弱概要

なお、上図で取り上げたのは、ジェンダー規範の傾向について複数の情報が得られた属性のみである。ジェンダー状況分析軸として重要であっても、一貫した傾向が抽出できなかった属性（例えば、西岸一ガザ地区、教育レベル、男性または女性の職業による違い、土地などの資産所有状況による違いなど）については言及していない。

留意点として、この類型化はあくまで一般論、傾向論であり、個別の事例においては、この物差しが常に正しいとは限らないことを挙げておく。別の属性がより強い影響をもたらすことが当然ありうる。さらに、属性がオーバーラップしている集団（例えば「難民」かつ「ベドウィン」で「村落部在住」）では、この類型化からジェンダー規範の強弱を導き出すことはできない¹⁴¹。

¹³⁹ ベドウィンの部族長を含む複数インフォーマントとの面接。

¹⁴⁰ 都市部-村落部については JICA (2015a)、複数インフォーマントとの面接。富裕層、中流層-貧困層については、World Bank (2010)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、複数インフォーマントとの面接。難民-非難民、難民キャンプ内外については下記 3.1 に詳述。ベドウィン-非ベドウィンについては 4.1、4.2 を参照。作物農家-畜産農家については JICA (2015b) 複数インフォーマントとの面接。また 4.1 も参照。

¹⁴¹ このように、複数の属性が集団のジェンダー状況にもたらす影響については、下記 4.1 で具体例を検討する。

2.2 ジェンダーに関するパレスチナ自治政府の取り組み

<概要>
(7) パレスチナの基本的開発戦略「国家開発計画 2014-2016」はその策定においてジェンダー主流化を取り入れた。内容的にはジェンダー主流化・ジェンダー平等は特段議論されていない。
(8) 主要ジェンダー政策である「セクター横断国家ジェンダー戦略 2014-2016」はパレスチナにおいて初の、全てのセクターでジェンダー主流化を促進する戦略文書である。
(9) この他ジェンダーに関連する戦略文書として、GBV/女性に対する暴力（VAW）対策にかかわる「女性に対する暴力と戦う国家戦略 2011-2019」、援助協調にかかわる「パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章」が制定されている。
(10) パレスチナの法制度は様々な年代の複数国の法律の「寄せ集め」であり、女性に不利に働く条文が現在も効力を持っている。一方、近年制定された労働法や選挙法は女性に有利な規定も含む。
(11) 西岸（PLOのファタハ政府）とガザ（ハマス政府）という実質的な二政府状態のため、法治の徹底は困難である。
(12) パレスチナ自治政府は 2014 年に女子差別撤廃条約（CEDAW）に加盟した。また、国連安保理決議 1325 号についての国内計画策定を準備中である。

<ジェンダーに関する国家政策>

パレスチナの基本的開発戦略文書である「国家開発計画（National Development Plan）2014-2016」では、策定における7原則の一つとしてジェンダー主流化を取り入れた。同計画では、ジェンダーを明示してはいないものの、「全てのパレスチナ市民が基本的自由を享受し、同等の権利と義務を有し」、「法に則って安心して安全な生活を送る」ことをビジョンに掲げている¹⁴²。

ジェンダーに直接関連する政策としては、2014年、「セクター横断国家ジェンダー戦略（Cross-Sectoral National Gender Strategy）2014-2016」が、パレスチナにおいて全てのセクターでジェンダー主流化を推進する初の戦略文書¹⁴³として制定された。同戦略では、戦略的目標として、「労働市場における女性の参画の増加」「パレスチナ女性に対するあらゆる形態の暴力の削減」「意思決定機構における女性の参画の増加」「基本的サービスに対するパレスチナ女性の差別なきアクセス」「ジェンダー課題の主流化と普遍化」の5目標を掲げている¹⁴⁴。この内、パレスチナ女性に対する暴力の削減については、先に「女性に対する暴力と戦う国家戦略（National Strategy to Combat Violence Against Women）2011-2019」¹⁴⁵も制定されており、パレスチナ自治政府が、女性に対する暴力への対処を課題として認識していることが見て取れる。

¹⁴² Pp. 42, Palestinian Authority (2014)

¹⁴³ ILO (2013)

¹⁴⁴ MOWA (2014a)

¹⁴⁵ MOWA and National Committee to Combat Violence Against Women (2011)

また、パレスチナはその政治経済的特殊性から援助依存の傾向が強い¹⁴⁶が、ジェンダー課題への対応が援助協調において十分に統合されていないという反省に立ち、2014年、パレスチナ自治政府と国際機関¹⁴⁷が協働して「パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章（Gender Charter for the Aid Coordination Structure in Palestine）」をとりまとめた。同憲章では、「分析のためのデータ」「パレスチナの女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の撤廃」「計画・予算・政策策定におけるジェンダー主流化」「政治的、経済的、社会的参画」「サービス提供におけるジェンダー・ギャップの終了」「相互説明責任」の6分野における政府と支援機関の協力と協調を掲げている¹⁴⁸。

<ジェンダーに関連する法律・政策>

[暫定憲法]

パレスチナの暫定憲法(The Basic Law、2002年制定、2003年改正)では、市民が人種、性別、皮膚の色、宗教、政治信条、障害の有無にかかわらず法の下に平等であること、基本的人権と自由は守られ尊ばれるものであることを明記している¹⁴⁹。一方、同法では、立法の基礎がイスラム法（シャリア）にあることを定めており、これは解釈の仕方によっては女性の権利を損なう可能性を内包している¹⁵⁰。

[複雑で断片化した法制度]

数世紀に及ぶ植民地化、占領、今日に至る政治的混乱により、パレスチナの法制度は様々な年代の複数国の法律の「寄せ集め」であり、分野によっては、西岸ではヨルダン法、ガザ地区ではエジプト法に基づいた断片化した法体制となっている。パレスチナ自治政府成立後、パレスチナ立法議会（PLC）は西岸とガザ地区の法制度の一体化を図ろうと試みたが、2000年からの第二次インティファダとそれによる混乱で減速を余儀なくされ、さらに2007年以降の実質二政府化に続くPLC凍結でこのプロセスは止まったまま現在に至る¹⁵¹。2007年までの間に改正された法律も、内部的あるいはお互いに矛盾があるなどの問題が多い。さらに、政府組織の能力不足と、イスラエルの占領政策によって、それらの法律が適切に施行できていない¹⁵²。

以下に、ジェンダー課題に関わりの深い法律を概観する。

¹⁴⁶ United Nations (2014)、<http://www.lacs.ps/article.aspx?id=52> (accessed 6/Nov/2015)

¹⁴⁷ 支援機関として中心になったのは、UN Women Palestine と Local Aid Coordination Secretariat (LACS)である。LACSは、パレスチナにおける援助協調をより効果的に進めるために2005年に設立され、常駐の援助協調オフィサーが国際機関・ドナー機関の調整を行っている(<http://www.lacs.ps/article.aspx?id=2> (accessed 6/Nov/2015))。

¹⁴⁸ MOWA (2014b)

¹⁴⁹ UNDP (2011)、UN Women (2013)

¹⁵⁰ UNDP (2011)

¹⁵¹ *Ibid.*, OECD (2014), Quota Project (2014)

¹⁵² UNDP (2011)

【家庭・家族生活に関する法律】

家庭、家族生活を律する法律としては、西岸で1976年制定のヨルダンの人事法(Personal Status Law)、ガザ地区で1954年制定のエジプトの家族の権利に関する法(Law of Family Rights)が今日も効力を持っている。この2法に共通し、かつジェンダー関係に影響を及ぼす規定の主なものを以下に挙げる¹⁵³。

- 男性は4人まで妻を娶ることができる¹⁵⁴。女性が持つことができる夫は1人だけである。
- ムスリムの女性は結婚するに当たり男性の保護者(waliと呼ばれる父方の男性の親戚)の承諾が必要である。男性の結婚に保護者の承諾は不要である。
- 結婚可能年齢の下限は定められている(下記参照)が、シャリア法廷が「その者のために最善である」と判断した場合には、その下限よりも若い男女にも結婚が許可される。
- 夫は妻を一方的に離婚することができる。妻が夫を一方的に離婚する権利を得るためには、結婚契約にその旨の条項を入れておかなければならない。または離婚ではなく「双方の合意に基づいた司法による別居」を求めるしかない。
- 離婚した妻が再婚した場合、初婚時の子供の親権を自動的に失う。
- 相続権については、詳細はシャリア法で定められるが、親子相続の場合、娘の相続分は息子の1/2である。
- 夫婦の共有財産という概念はない。夫が死亡または夫婦が離婚した場合、その夫婦が婚姻関係にある間に築いた財産について、書面化されていない限り、妻に所有権はない。
- シャリア法廷において、女性の証言は男性の証言よりも軽いものとして扱われる。
- 妻が夫の意思に反して家を離れた場合、法により妻に家に戻るよう強要することができる。

西岸の人事法に固有の規定には、以下のようなものがある。

- 結婚年齢は、男性16才、女性15歳以上とする。
- 夫婦が離婚し、妻が再婚していない場合、子供の親権は、子供が思春期に達するまでは母親に、その後は父親に付与される。

ガザ地区の家族の権利に関する法に固有の規定には、以下のようなものがある。

- 結婚年齢は、男性18歳、女性17歳以上とする。
- 夫婦が離婚し、妻が再婚していない場合の子供の養育権は、女儿の場合は11歳まで母親にあり、その後は父親に付与される。男児の場合は7歳まで母親に、7～9歳の間は父・母いずれかの子供のためになる親に、9歳以上では父親にある。

¹⁵³ 以下の記述は UNDP (2011)、OECD (2014)に基づく。

¹⁵⁴ イスラム法による。ただし、夫は全ての妻に対して平等かつ公正に対さなければならない。

[刑法]

犯罪を律する法律としては、西岸で 1960 年制定のヨルダンの刑法 (Penal Code)、ガザ地区で 1936 年制定の英国統治時代の刑法 (Mandate Penal Code) が今日も効力を有する。この 2 法に共通し、かつジェンダー関係に影響を及ぼす規定の主なものを以下に挙げる¹⁵⁵。

- レイプは犯罪だが、配偶者間レイプは犯罪とされていない。
- レイプ加害者が被害者と結婚すれば、犯罪としての罰則は免除される¹⁵⁶。
- 家庭内暴力 (Domestic Violence, DV) は、犯罪とされていない。
- 人工妊娠中絶は、性的暴行被害の結果であっても犯罪とされる。妊婦だけでなく、医療従事者を
含む「人工妊娠中絶の実行を支援した者」全てが罰せられる。
- いわゆる「名誉犯罪」「名誉殺人」¹⁵⁷の加害者に対する罰則は非常に軽く、場合によっては全く罰
せられない。

西岸の刑法に固有の規定には、以下のようなものがある。

- レイプ加害者の罰則について、被害者が非処女だった場合、被害者が処女だった場合に比べて、
罰則が 1/3～1/2 軽くなる。
- 近親相姦は性的暴行とは見做されない。加害者、被害者の双方が反則者と見做される。

なお、西岸 (ヨルダン刑法) においては、2011 年に大統領令によって「名誉殺人」の加害者に対する罰則の減免を定める条項が削除されたが、他の条項の解釈と適用によって加害者救済が可能であるため、市民社会からは不十分だとして批判を受けている。

[労働法]

公務員の権利と義務を定めた公務員法 (Civil Service Law, 1998 年)、民間セクター労働者の権利と義務を定めた労働法 (Labor Law, 2000 年) が適用されている。この内労働法では、労働市場における性別による差別を禁じ、産休 10 週間、産後雇用、職場での授乳など多くの面で女性の保護を規定しているが、同時に「危険な労働」「重労働」「一定条件における夜間労働」などを女性に禁じている。また、女性に多い、家庭内労働者 (domestic workers) や親類縁者が雇用者の場合の労働者は保護の対象とならないなどの問題点がある¹⁵⁸。男女の賃金格差 (下記 3.3 参照) の一つの要因になっているとして問題視されていた最低賃金の未規定については、2013 年

¹⁵⁵ 以下の記述は OECD (2014)、Jallad (2012)、UNDP (2011) に基づく。

¹⁵⁶ この条項が実際にどの程度適用されているのか、包括的実態は不明である。しかし、レイプの被害を受ける (未婚の女性が「純潔」を失う) ことは「恥」と考える社会的通念があるため、被害者の女性が、家族や親戚から圧力に屈し、自らの意思に反して加害者と結婚させられる例が報告されている (Jallad (2012))

¹⁵⁷ 上記 2.1 参照。

¹⁵⁸ Center for Development Studies, Birzeit University (2015a)、UNDP (2011)

の労働法改正により、月額 1,450NIS¹⁵⁹と定められた¹⁶⁰。

【選挙法】

国政選挙について規定するのは選挙法 (Electoral Law) である。2005 年の同法改正により、パレスチナ立法評議会 (PLC) 議員選挙に関して、以下のような女性候補者に関するクォータが定められた¹⁶¹。

- PLC 選挙では、政党は候補者リストの最初の 3 名に必ず 1 名の女性、次の 4 名に 1 名の女性、それ以降 5 名ごとに 1 名の女性候補者を含めなければならない。
- この条件を満たさない場合は、中央選挙委員会 (Central Election Commission) は候補者リストを受領しない。

地方選挙については、議員数の多少によって複数の規定があるが、全体として地方議会 (Local Body) において 20% の女性議席が確保されている。なお、パレスチナ難民キャンプの住民委員会 (下記 3.1 参照) は地方議会選挙に参加しないためこのクォータ制度は適用されない¹⁶²が、PLO 難民局の住民委員会細則では、委員会委員に 1 人以上の女性を加えるよう促している¹⁶³。

【実質二政府制による政策実施・法治の難しさ】

法制度の整備については、上述のように PLC が機能不全に陥っていることから、法律の制定・改正ができない状態が続いている。西岸のファタハ政府では、大統領令、閣議決定令等の形で法整備を進めているが、ガザにおいてはファタハ・ハマスの政治的対立から、こうした政令が施行されない (または承認されない) ことが多く、あるいは既に施行されている法律が実行されないこともある¹⁶⁴。特にジェンダー課題に関連する法令・政策の実施においては、こうした傾向が強いと市民社会から批判されている¹⁶⁵。ハマスは 2007 年に公共の場への女性のアクセスを取り締まる政令を発布したことがあり、その後この政令は撤回されたが、その後も「非イスラム的である」としてベールをかぶっていない、血縁のない男性と連れ立って歩いている、自転車に乗っているなどの女性を非難したり罰したりしていると報告されている¹⁶⁶。西岸においても、ファタハ政府による統治が限定されていること¹⁶⁷、政府全体としての統治能力不足などから、既に制定された

¹⁵⁹ イスラエル・シェケル (New Israel Sheqel)。パレスチナに独自の通貨はなく、イスラエル・シェケルが主に使用されている。西岸ではヨルダン・ディナール (ヨルダンの通貨) も使用されることがある。

¹⁶⁰ Center for Development Studies, Birzeit University (2015b)、ならびに PWWSD との面接による。

¹⁶¹ Quota Project (2014)

¹⁶² Quota Project (2014)、<http://palestine.unwomen.org/en/what-we-do/leadership-and-political-participation/facts-and-figures> (accessed 6/Nov/2015)、ならびに PWWSD との面接による。

¹⁶³ PLO Department of Refugee Affairs (2010)

¹⁶⁴ UN Women (2014a)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、並びに複数の国連機関及び NGO との面接による。

¹⁶⁵ 複数の NGO との面接による。情報源の政治的安全確保のため、面接先の固有名詞は記載しない。

¹⁶⁶ OECD (2014)

¹⁶⁷ 上記 2.1 参照。A 地区、B 地区、C 地区の統治権限並びに統治実態の差異に顕著である。

法律・政策について、実効性が確保できていない¹⁶⁸。

<国際条約批准等の状況>

[女子差別撤廃条約(CEDAW)]

2014年4月、パレスチナ自治政府は人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）や子供の権利条約、障害者権利条約など7の国際条約とともに、女子差別撤廃条約（The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、CEDAW）への加盟を申請し、同年5月に正式に加盟した。イスラエルとの和平交渉における交渉カードとして人権にかかわる国際条約への加盟を進めたものと見られる。CEDAWの条項に関する留保は特にな¹⁶⁹。

[国連安保理決議 1325号国内行動計画]

パレスチナ自治政府では、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号（2000年）に関する国内行動計画策定の準備段階にある。2015年9月現在、市民社会団体の協力を得て、同計画に関する国内枠組み（National Framework）を策定中である¹⁷⁰。

¹⁶⁸ OECD (2014)

¹⁶⁸ OECD (2014), UN Women (2014a), The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013), UNDP (2011)

¹⁶⁹ UNHCR (2014)

¹⁷⁰ MOWA 並びに UNFPA との面接による。

2.3 ナショナル・マシナリー

<概要>

- (5) パレスチナのナショナル・マシナリーは2003年設立の女性課題庁（MOWA）である。
- (6) MOWAはジェンダー関連政策の策定、各セクターにおけるジェンダー主流化の促進、市民社会など政府以外のアクターとの協調・協働に携わる。
- (7) MOWAは歴史が浅い小さな政府組織であり、努力を重ねてはいるものの、必ずしも各省庁の政策やその実施においてジェンダー配慮が徹底されるまでにはいたっていない。
- (8) 省庁など政府機関はジェンダー・ユニットを設立すべきとされている。2015年現在、27政府機関の内、11機関でジェンダー・ユニットが設立・稼動しており、他4機関では名称は別であるがジェンダー担当部署が設立されている。

<沿革と主な活動>

パレスチナのジェンダー課題を担当するナショナル・マシナリーは、2003年に設立された女性課題庁（Ministry of Women's Affairs、MOWA）である。女性課題庁は「パレスチナ女性のエンパワメントを進め、もって女性たちが民主的、人間的で公正なパレスチナ社会の建設と発展に参画すること」をビジョンとして掲げ、「ジェンダー平等と女性の政治的・経済的・社会的・文化的エンパワメントを達成するためのパレスチナ自治政府のコミットメントを担保する」ことを主要な目的として活動する¹⁷¹。具体的には、

- ジェンダー主流化と女性のエンパワメントに関する政策を立案・制定する。
- 各セクター政策に対し、ジェンダー主流化を働きかける（アドバイザリー業務を含む）。
- 法制度をジェンダー視点からレビューし、ジェンダー平等を確保するための法改正を促進する（担当省庁に対するロビー活動、アドバイザリー業務を含む）。
- ジェンダー・女性支援分野のドナー並びに市民社会との関係構築、連携のためのコーディネーション業務を担う。

といった業務を行っている¹⁷²。また、小規模ではあるが、他省庁職員など政府関係機関職員のジェンダー関連能力強化のための研修を実施している¹⁷³。

<達成と課題>

ジェンダー主流化と女性のエンパワメントに関する政策として、上記2.2で概観した各政策はいずれも、女性課題庁からのパレスチナ自治政府に対するインプットとその成果である。セクターごとの政策や法整備という面でも、一定のジェンダー配慮を入れ込むことに成功している。一例と

¹⁷¹ MOWA (nd)

¹⁷² MOWA 面接、MOWA (nd)、Richter-Devroe (2011)

¹⁷³ Mowa 面接

しては、選挙法における女性議員クォータの制定を、市民社会と協働の上で先導したことが挙げられる¹⁷⁴。他方、パレスチナ自治政府は全般的にジェンダー主流化や女性のエンパワメントに対するコミットメントが薄い¹⁷⁵中、女性課題庁は政策策定・アドバイザー機関であり、実行機関ではないため、政策や法律に文書化されたジェンダー配慮を実際に実施することはできず、また、他政府機関の実務に対する拘束力を持たない。各セクターで具体的なジェンダー主流化を進めるためには、現在以上に人的・予算的な「投資」が必要である¹⁷⁶。

女性課題庁は職員数約90名（西岸60名、ガザ地区30名）、「今月は給料が出せないかもしれない」と大臣自らが心配する¹⁷⁷“弱小省庁”であり、イスラエルによるガザ地区封鎖の影響で、職員が西岸—ガザ地区間で行き来ができない¹⁷⁸ために、西岸の職員とガザ地区の職員が顔を合わせて会合をすることもできない状況にある。大臣だけはかろうじて西岸—ガザ地区双方に立ち入りできるが、必ず事前にイスラエルから通行許可を得る必要があるため、迅速な判断・対応に困難を伴う¹⁷⁹。

<政府機関におけるジェンダー担当部署>

2005年、閣議決定により各政府機関に「ジェンダー・ユニット」の設置が呼びかけられた¹⁸⁰。10年後の2015年8月時点で、27庁・政府機関の内、ジェンダー・ユニットが稼動しているのが11庁・機関、ジェンダー・ユニットはないが女性問題を担当する部署が設置されているのが4庁・機関、承認された（ratified）が稼動していない（not activated）のが3庁・機関、承認されていないのが9庁・機関となっている。次頁に各政府機関のジェンダー・ユニットまたはジェンダー担当部署の設置状況をまとめる。

ジェンダー・ユニットの設置・稼動は、大臣を含む庁・機関上層部の意向、理解度とコミットメントにより左右されてきた。設置・稼動されている場合も、部署または担当者の権限や立場は様々であり、設置されていても権限が小さく、具体的な成果を出せない場合がある¹⁸¹。

¹⁷⁴ Richter-Devroe (2011)、ILO(2013)

¹⁷⁵ UNFPA (nd)、Richter-Devroe (2011)

¹⁷⁶ MOWA 面接、UNFPA 面接

¹⁷⁷ MOWA 面接。

¹⁷⁸ イスラエルによる国境・検問所の通行許可が下りないため(MOWA 面接)。

¹⁷⁹ MOWA 面接。

¹⁸⁰ 2005年5月3日閣議決定による(Palestinian Authority (2005))。

¹⁸¹ MOWA、Ministry of National Economy、Ministry of Labour 面接。

表 2.3.1: 政府機関におけるジェンダー・ユニット

機関	部署	承認	稼動
Ministry of Agriculture	Gender Department, General Directorate of Planning	○	
Ministry of Culture	Gender Unit	○	○
Ministry of Detainees	Gender Unit	○	○
Ministry of Education	Gender Unit	○	×
Ministry of Environment	Gender Unit	×	×
Ministry of Finance	Gender Unit	×	×
Ministry of Foreign Affairs	Gender Unit	×	×
Ministry of Health	General Directorate of Women's Health	○	
Ministry of Housing	Gender Unit	○	○
Ministry of Information	Gender Unit	×	×
Ministry of Interior	Gender Unit	○	×
Ministry of Justice	Gender Unit	×	×
Ministry of Labour	Gender Unit	○	○
Ministry of Local Government	Gender Unit	○	○
Ministry of National Economy	Gender Unit	○	○
Ministry of Personal Affairs	Gender Unit	○	○
Ministry of Planning	Gender Unit	○	○
Ministry of Religious Affairs	Department of Women's Work	○	
Ministry of Social Affairs	Department of Women's Affairs	○	
Ministry of Tourism and Antiquities	Gender Unit	×	×
Ministry of Transportation	Gender Unit	○	○
Council of Ministers	Gender Unit	○	×
Border Authority	Gender Unit	×	×
Central Bureau of Statistics	Gender Unit	○	○
Committee of Youth and Sports	Gender Unit	×	×
Committee of Radio and TV	Gender Unit	×	×
Department of Refugee Affairs	Gender Unit	○	○

出所: 女性課題庁、JICA (2015c)

3 重点セクターにおけるジェンダー状況

3.1 平和構築・難民問題分野

＜概要＞	
(6)	国際的和平交渉においては、現在までのところ、あまり女性が影響を与えてきたとはいえない。近年、社会情勢が女性運動や女性の政治的意思表明に否定的傾向にあることも関連していると思われる。
(7)	パレスチナ難民は、人口の40%強を占めている。難民は非難民より貧困率が高く、難民女性は非難民女性よりも労働参加率が高い傾向が見られる。
(8)	パレスチナには合計27のパレスチナ難民キャンプが存在するが、キャンプ外（様々な一般コミュニティ）に在住する難民のほうが多い。
(9)	難民キャンプの生活環境は良くない。人口過密、衛生状態の悪さ、インフラストラクチャーの不備などが問題視されている。キャンプにおける女性の生活は非常にストレスが高い。
(10)	ほとんどの難民キャンプに「女性センター」が設立され、難民女性たちが集まって活動する場となっている。ただし、女性センターは多くが資金・支援不足に悩んでいる。

＜和平交渉、平和構築への女性の参画＞

国際的な和平交渉における女性の参画は、現在までのところ、非常に限定的であり、女性たちの声はほとんど反映されていないとされる¹⁸²。この背景として、特にオスロ合意後、政府レベルにおける政治の保守化・部族主義化が進行し、政治界が現代的な民主主義意識の醸成、価値観の多様化とは逆方向に向かいつつあるという趨勢が指摘されている¹⁸³。この結果、パレスチナ自治政府において、女性はトップレベルでの政治的意思決定から体系的に（systematically）周縁化されてきた（marginalized）と言われている¹⁸⁴。

このような傾向は、上記2.1でも述べたように、社会全体の保守化という面にも現れており、組織だった女性運動は、特に2000年代以降低調であるため、女性たちの意思を、和平交渉を含む政治的決定にボトムアップで届けることもしづらい状況にある¹⁸⁵。

＜パレスチナ難民支援＞

【「パレスチナ難民」とUNRWA】

パレスチナ難民については、難民危機発生当初から現在に至るまで、国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East、

¹⁸² PWWS (2013b)

¹⁸³ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、清水(2011)。

¹⁸⁴ Pp.12, Richter-Devroe (2011)

¹⁸⁵ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、Otero (2012)、PWWS 面接。国際社会からも社会の保守化、女性たち自身による主体的行動の減退を憂う声がある（UNFPA、UN Women 面接）。

UNRWA) が中心的支援機関としての役割を果たしてきた。

UNRWA は、1948 年のアラブ・イスラエル紛争により発生したパレスチナ難民危機に対処するため、1949 年に設立され、1950 年に活動を開始した。当初、緊急支援機関と位置づけられていたが、パレスチナ難民問題の政治的解決のめどがつかない中、その活動期限は定期的に更新され、現在に至っている。UNRWA はパレスチナ（西岸並びにガザ地区）を含む中東諸国において、UNRWA に登録しているパレスチナ難民に対し、教育、保健、社会福祉など、主に基礎的なサービスの提供と、食糧援助、マイクロファイナンスを含む生計向上支援などの支援を行っている¹⁸⁶。

UNRWA の定義によれば、パレスチナ難民とは、1946 年 6 月から 1948 年 5 月までの間にパレスチナを通常の住居としたことがあり、1948 年の紛争により住居と生活の糧を失った人々、及びその子孫である¹⁸⁷。当初 75 万人だったパレスチナ難民人口は、今日 500 万人を超えるまでになっている¹⁸⁸。

[難民コミュニティとジェンダー規範]

パレスチナ自治区に居住するパレスチナ難民は、西岸に 77 万 5,000 人、ガザ地区に 127 万 7,000 人を数え¹⁸⁹、全人口の 43.1%を占める¹⁹⁰。

表 3.1.1 パレスチナ自治区における難民・避難民の割合(%)

	パレスチナ難民	非難民	合計
西岸	27.3	72.7	100.0
ガザ地区	68.0	32.0	100.0
合計	43.1	56.9	100.0

出所:PCBS (2014b)

パレスチナ中央統計局 (PCBS) によれば、難民は非難民に比べて貧困層が多い（難民 35.4%、都市部 26.1%、村落部 19.4%）。難民女性は非難民女性に比べ出産率 (fertility rate) が若干高く (4.4 対 4.3)、労働参加率も高い (20.9%対 18.4%)¹⁹¹。出産率については、統計的に有意差が認められるかどうか疑問が残るが、労働参加率の高さについては、貧困家庭が多いことから、「女が外で働くのは良くない」という社会通念、ジェンダー規範を超え、女性が家庭外就労する経済的必要性があるためと解釈することができる。また、難民キャンプにおいては、UNRWA が運営するマイクロファイナンス・プログラムや雇用創出プログラム (Job Creation Programme)

¹⁸⁶ http://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other_bodies/unrwa/、

http://www.unic.or.jp/activities/humanitarian_aid/palestine_refugees/ (accessed 10/Nov/2015)

¹⁸⁷ <http://www.unrwa.org/palestine-refugees> (accessed 10/Nov/2015)。この定義にはその後の紛争 (1967 年第三次中等戦争等) によって難民化した人々が含まれないが、本報告書においては別途特定する場合を除き、本 UNRWA 定義をもって「パレスチナ難民」を考へることとする。

¹⁸⁸ <http://www.unrwa.org/palestine-refugees> (accessed 10/Nov/2015)

¹⁸⁹ UNRWA (2015a)

¹⁹⁰ PCBS (2014b)

¹⁹¹ PCBS (2015c)

が女性の収入向上支援策として実施されていることも、女性の労働参加率増加に一定の貢献をしていると考えられる¹⁹²。

信頼にたるデータなどの形で示すことは困難だが、本調査における現地調査の中で、非常に多くのパレスチナ人が言及したのが「ジェンダー規範に関し、難民コミュニティは非難民コミュニティ（特に村落部）に比べ保守性が低い」というコメントであった。具体例として挙げられたのは、女子の高等教育への熱心さ（または反感の薄さ）や女性の自主的な移動に対する抵抗の薄さなどである。その理由を尋ねられ、ほぼ全ての情報提供者が口をそろえたのが「村落部などに比べ、もともとのコミュニティの人以外と触れ合う機会が多いので、新しい考え方に慣れているのではないか」ということだった¹⁹³。もう一点類推できる要因は、貧困率が高い、土地の所有が少ない¹⁹⁴など、不利な状況に置かれている人々であるために、男女を問わずサバイバルのための対処戦略（coping strategy）として、伝統的なジェンダー規範から若干はずれても食糧や収入を得られる行動を起こす傾向があり、このため女性の家庭外就労と、それに関連する教育や移動に関する拒否反応が相対的に少ないのではないかということであろう¹⁹⁵。

【キャンプ内難民とキャンプ外難民】

パレスチナ自治区には、西岸に19ヶ所、ガザ地区に8ヶ所のパレスチナ難民キャンプがある。それぞれに、合計約22万9,000人、約56万人が暮らしている¹⁹⁶。全体像を下記の表に示す。

表 3.1.2: 難民キャンプ内外のパレスチナ難民人口

	西岸	ガザ地区	合計
パレスチナ難民人口	774,167	1,276,929	2,051,096
キャンプ在住難民 (難民人口に占める%)	228,560 (29.5%)	560,964 (43.9%)	789,524 (38.5%)
キャンプ外在住難民 (難民人口に占める%)	545,607 (70.5%)	715,965 (56.1%)	1,261,572 (61.5%)
非難民人口 ¹⁹⁷	2,054,200	573,251	2,627,451

出所: UNRWA (2015a) (非難民人口を除く)

このように、パレスチナ難民の60%以上が難民キャンプ外に居住している。その多くはパレスチナ全土に散らばり地元コミュニティに溶け込んで生活しており、キャンプ外難民の全体像として

¹⁹² いずれのプログラムも男女双方を対象としているが、UNRWAとして女性支援に注力したいとの姿勢(UNRWA本部(ヨルダン、アンマン)面接)から、女性がアクセスしやすい配慮がなされている。プログラムについては <http://www.unrwa.org/what-we-do/microfinance>, <http://www.unrwa.org/resources/about-unrwa/gaza-job-creation-programme>, <http://www.unrwa.org/resources/about-unrwa/west-bank-job-creation-programme> (accessed 17/Nov/2015)を参照。

¹⁹³ NGO関係者などの複数面接より、JICA(2015a)にも類似の報告がある。

¹⁹⁴ 「難民」である定義から言って、先祖伝来の土地を追われた人々であり、当初土地所有はないに等しい状態だったと考えられる。その後、数十年にわたる生活の中で、土地購入をできた人々もいるだろうが、非難民と比較すれば、土地所有率は相当程度低いと考えるべきであろう(ただし、引用し得るデータ等は入手不可能であった)。

¹⁹⁵ 直接に難民を対象とした調査ではないが、対処戦略としてジェンダー規範が緩まる傾向については、UN Women (2011)を参照。

¹⁹⁶ UNRWA (2015a)

¹⁹⁷ この項の数字のみ、傾向比較のためPCBS(2014b)から引用。PCBS(2014b)では難民人口の数字がUNRWA(2015a)と異なることに留意されたし。

の生活実態把握は困難である。また、難民キャンプの居住環境の悪さ（下記参照）などが要因となり、経済的に余裕のある難民はキャンプ外で生活する傾向がある¹⁹⁸。こうしたことから、以下では主に難民キャンプでの状況について述べる。

【難民キャンプにおけるジェンダー課題】

パレスチナ難民キャンプは、「難民キャンプ」とはいえ、テントやプレハブの集合ではない。一時的な住まいとして設置されたが、60年以上に及ぶ避難生活の中で建築されてきた小規模集宅群である。難民問題の解決策が見出されない中、これらの建物やインフラストラクチャーは、無計画に建設・改修・増築されてきた。結果、キャンプでは、狭い土地に折り重なるように建物が建てられ、人口増加とあいまって、人口過密に陥っている。この状況は西岸の難民キャンプにおいても大きな問題であるが、ガザ地区の難民キャンプではさらに厳しく、「世界最高(最悪)レベルの人口密度」である¹⁹⁹。上下水道や電気などインフラストラクチャー整備も不十分で、衛生状態も劣悪な状況が恒常化している²⁰⁰。貧困状態の悪化と共に、キャンプの「スラム化」が憂慮される所以でもある²⁰¹。

このような生活環境の問題、貧困・失業等経済的問題、そして将来的な展望が開けない閉塞感が折り重なって、男女ともにその心身に悪影響を及ぼしているが、一般的により弱い立場にある女性たちは非常に大きな精神的・物理的負荷を抱えて生活している。

西岸ではC地区やイスラエル人入植地近隣・分離壁に近接しているかどうか、ガザ地区でも暴力的衝突の起きやすい北部地域（国境に近い）や隔離壁に近接しているかどうか、また都市部に近いキャンプと村落部にあるキャンプなど、物理的環境条件によってキャンプとその住民の直面する状況、それに起因する困難は個々に異なる²⁰²。このため、あるキャンプの住民女性は別のキャンプの女性よりもさらに深刻な課題を抱えていることがままあるが、以下に、難民キャンプ在住女性に共通することの多い問題を概観する²⁰³。

- 人口過密のため、リラックスするスペースが物理的に存在せず、常に誰かの目を気にして生活しなければならず、精神的緊張が常態である。子供を遊ばせる安全な場所も少ないため子供のストレスも過重で、病的状態や問題行動に結びつくこともあり、これが母親にとってさらなる精神的負荷となっている²⁰⁴。

¹⁹⁸ JICA (2015a, 2015d)

¹⁹⁹ <http://www.unrwa.org/where-we-work/gaza-strip> (accessed 10/Nov/2015)

²⁰⁰ JICA (2015a, 2015d)

²⁰¹ JICA (2006)

²⁰² 本調査で訪問した西岸のキャンプは、C地区並びに分離壁に近いこと、夫や息子がイスラエル軍によって逮捕・拘留される被害が頻発している。家族が逮捕・拘留された場合の恐怖とストレスは当然のことながら、そうでない場合も、いつ自分の家族も同じ被害にあうかもしれないという不安が、住民女性たちに顕著であった。

²⁰³ 難民キャンプ訪問調査、JICA (2015a)

²⁰⁴ 発生率等は不明だが、抑鬱症状や、ストレスに起因する可能性のある流産などが報告されている(JICA (2015a))

- 多くの住民が数世代にわたってキャンプに住み続ける中、家族が増え、住居は建て増しを重ねてもある程度以上広くならないので、複数家族（大家族）が狭い家にひしめいている。男性と比べ外出しづらい女性においては、「姑」や「小姑」と常に顔を突き合わせているしかなく、家庭内での女性同士の諍いが多い。
- 夫など、家族の男性が失業していることが多く、そのために夫婦間の衝突（家庭内暴力を含む。下記参照）が絶えない。自分が働きたくても、ろくな働き口もなく²⁰⁵、子供を預かってくれる人・場所がない（男性は子供の面倒を見ようとしない）。よって経済的にも苦しい。
- こうした日常のストレスが、このまま一生続くのだらうと日々感じるものが、さらなるストレス源である。

【難民キャンプにおける女性の意思決定機構への参加】

パレスチナ難民キャンプでの意思決定システムとして、住民の自治組織である住民委員会（the Service Popular Committees）が運営されている。委員会委員は住民の選挙により選ばれる。PLO 難民局による住民委員会細則（Bylaw）によれば、委員には1人（以上）の女性が含まれるべきであるとされている²⁰⁶。現状では、2名の女性委員が選ばれた住民委員会もある一方で、まだ女性委員が誕生していない委員会も存在している²⁰⁷。

女性たちの組織化という面では、キャンプの「女性センター」（Women Centre）が中心となっていることが多い。女性センターは、西岸に18ヶ所、ガザ地区に7ヶ所設置され、多くが難民キャンプ内または近辺に位置している²⁰⁸。UNRWA が設置を支援し、運営はキャンプ在住の女性たちが多くはボランティアで行う地域市民団体（Community Based Organizations, CBOs）である。活動は自由だが、UNRWA の女性プログラム（women's programme）の支援が得られる職業訓練（アクセサリー製作や縫製・刺繍）と収入向上プログラム（職業訓練で得た技能を使って工芸品製作などに携わり、労賃を得る）、啓発活動、生産的台所（productive kitchen）と呼ばれるケータリング事業などが典型的である²⁰⁹。センターによっては、他のキャンプのセンターと協力・連携関係を持っており、例えば上記の職業訓練プログラムにおいて経験豊富な講師（センターに参加するキャンプ在住女性）が他のセンターに派遣されるといった事例が収集された²¹⁰。女性セン

²⁰⁵ 面接に応じてくれた難民女性の言葉を借りれば、「この辺で、私らに仕事の口があるのは化粧雑貨店の店員くらいだね。けど、月の稼ぎは300NISもあればいいほうで、子供の学校の給食代にもなりやしない。それが嫌なら失業するしかないね」。ちなみに法定最低賃金は1,450NIS/月（フルタイムの場合）である（上述2.2を参照）。

²⁰⁶ PLO Department of Refugee Affairs (2010)

²⁰⁷ JICA 平和構築・復興支援室よりの情報提供。

²⁰⁸ <http://www.unrwa.org/where-we-work> (accessed 07/Dec/2015)。なお、難民キャンプの数は上述の通り、西岸で19ヶ所、ガザ地区で8ヶ所。「センター」と言っても独自の建物を持つわけではなく、本調査で訪問した西岸のキャンプの女性センターは雑居ビルの1フロアを借りて運営していた。UNRWA の当該キャンプ事務所に間借りしている場合もある。

²⁰⁹ 難民キャンプ訪問調査、JICA (2015a)

²¹⁰ 難民キャンプ訪問調査。

ターでの活動の活発さや、他のキャンプ内・関連組織（住民によるキャンプ運営組織である「住民委員会」など）との連携の強弱については、キャンプによって差がある²¹¹が、女性が女性同士で集まることができる安全な場所（物理的並びに社会的なスペース）がまず存在する、という意義²¹²が大きい。ただし、社会的ジェンダー規範から言って、女性が家庭の外で活動することに否定的な男性が一般的であり、センターの運営や活動に関する女性の多くが、家族の反対や批判を受けながらも時間を捻出している現状がある²¹³。つまり、女性センターや類似の活動には、もっと多くの潜在需要があるが、家族や周囲の反対で参加できない女性が多数存在すると考えて間違いないであろう。

なお、本調査による情報収集では、女性センター以外に、難民キャンプ在住女性による自助組織の情報を得ることはできなかった。また、UNRWA は近年の資金難²¹⁴から、女性センターを含む難民女性を対象としたプログラムを縮小しつつある²¹⁵。

[難民女性と暴力]

2.1 で既述のように、パレスチナ全域で GBV は根深い問題であり、キャンプ外より若干保守性が薄いとしても、難民コミュニティも例外ではない。逆に、難民キャンプではキャンプ外よりも GBV が深刻であるという報告もある²¹⁶。男性が失業するなどして「大黒柱」としてのアイデンティティとプライドのよりどころをなくすと、その不安やストレスのはけ口として、さらには自らがより強いことを示そうとする無意識が働いて、GBV に走るリスクが高くなる²¹⁷ため、失業率、貧困率が高い難民コミュニティではその傾向が強いと考えることができる。

UNRWA は西岸・ガザの難民キャンプで、GBV 被害者の発見とケアを行うシステムを稼働させており、必要と被害者の希望に応じて専門家による法的・心理的カウンセリングなどにリファーすることができる²¹⁸が、GBV が社会的タブーであることから、サービスを受ける女性は多くない。一例として、2014 年に西岸（19 箇所のキャンプ合計）でこのシステムを利用した GBV 被害者は 485 ケースにとどまった²¹⁹。

²¹¹ 難民キャンプ訪問調査、JICA (2015a)

²¹² Women's Refugee Commission (2009, 2011)

²¹³ 本調査で行った難民キャンプ女性センターでの面接では、16 人の女性が回答に応じてくれたが、1 人を除く全員が、当初センターに関することを家族や親類から反対されたと言う。ある女性は、10 年以上にわたり、「医者に行く」と夫に嘘をついてセンターに通っているとのことであった。

²¹⁴ UNRWA(2015a)

²¹⁵ 難民キャンプ訪問調査、JICA (2015a)

²¹⁶ ILO (2013)。ただし、この知見を裏付けるデータや調査結果が記載されておらず、詳細は不明。

²¹⁷ Clark *et al* (2010), World Bank (2010), The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)。パレスチナだけでなく、他国でも同様の傾向が指摘されている (Women's Refugee Commission (2009, 2011))

²¹⁸ UNRWA 本部(ヨルダン、アンマン)面接、UNRWA (nd)。

²¹⁹ UNRWA (2015b)

【難民女性と非伝染性疾患】

近年、非伝染性疾患（non-communicable disease(s)、NCD）の増加が発展途上国の開発課題として問題視されているが、中東地域全体、そしてパレスチナでも難民・非難民を問わずこの傾向は顕著であり、パレスチナでは伝染性疾患よりもNCDによる死亡率のほうが高い²²⁰。

NCDについて、必ずしも難民と非難民を比較することのできる包括的データが手に入るわけではないが、難民にも非常に多く見られる糖尿病や心臓病²²¹と強い因果関係を持つ肥満についての調査（El Kishawi *et al* (2014)）から、難民女性の危機的とも言える現状を見て取ることができる。この調査によれば、ガザ地区の難民キャンプ在住の経産婦（18-50歳）の66.8%が肥満である²²²。同調査に引用された未公表の別の調査によれば、西岸の難民キャンプ在住の40-65歳の女性の70.0%が同じく肥満であった²²³。この調査では、大きな要因として、難民、特に貧困層難民の場合には、UNRWAや政府から貧困層難民に支給される食糧（米、砂糖、食用油など）に依存しがちであることを挙げている。食事がエネルギー摂取重視の食品に偏り、バランスの悪い状態が継続するため、特に肥満に陥りやすい女性たちにその影響が顕著に出ていると言える。

本分野におけるジェンダー課題検討上の留意点	
4割以上が『難民』	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口の4割以上が「難民」、ガザ地区では3人に2人が「難民」。 ● 難民の半数以上が難民キャンプ外のコミュニティに在住している。 ● この状況下、難民と非難民をどこで区別するのか？
難民キャンプ	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ暮らしは人口過密との戦い。 ● キャンプ暮らしは終わりのないストレスとの戦い。 ● 物理的のみならず、精神的なサポートが必要とされている。
『保守性』が低い？	<ul style="list-style-type: none"> ● 難民コミュニティは比較的保守的でないとされる。 ● 新しい事象や考え方に対して柔軟性を持って対応してくるか？ ● 難民キャンプにおけるGBVが深刻であるとの情報あり。可能性は否めないが、事実関係(情報・分析)が不詳である。関連する調査・分析が望まれる。
難民女性の自助組織や主体的行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 難民キャンプの多くで女性センターが稼働し、キャンプ在住女性たちの拠点となっている。 ● 女性センターを除き、女性の自助組織化は低調な模様。 ● 難民女性たちにとって、主体的な行動をおこすきっかけは何か？

²²⁰ WHO (2009)

²²¹ UNRWA (2015c)

²²² El Kishawi *et al* (2014)

²²³ Rizkallah, cited in El Kishawi *et al* (2014), unpublished PhD Thesis.

3.2 農業・農村開発分野

<概要>

- (5) 農業セクターの基本政策「国家農業セクター戦略」においては、女性/ジェンダーにかかわる戦略性は薄い。
- (6) GDPにおける農業セクターの重要性は縮小しつつあるが、女性の就労分野としての意味は現在も大きい。労働参加している女性の20%は農業分野で働いている。
- (7) しかし、農業分野で働くことは必ずしも女性のエンパワメントにつながっていない。女性による貢献は、周囲からも本人自身からも過小評価されることが多い。パレスチナでは家族経営の小規模農家が中心であり、多くの女性が無償家族労働者としてかかわっていることが関連していると考えられる。
- (8) パレスチナでは農業協同組合活動が盛んであるが、女性の参加者はそれほど多くない。男性主導の協同組合では、女性メンバーは意思決定権や権威をほとんど持たないことが多く、エンパワメントにつながりにくい。女性メンバーのみの協同組合ではこの問題はないが、活動が「女性にふさわしい」内容（伝統的な女性の役割であるところの、家事的な仕事など）に偏りがちだといわれている。

[農業・農村開発セクターにおける政策とジェンダー]

パレスチナの農業セクターにおける政策は「国家農業セクター戦略 (National Agriculture Sector Strategy)」(2014)を基本とする。戦略的目標として「農民の回復力 (resilience) の確保」「自然資源の効果的かつ持続的な管理」「農業生産性や競争力の増強」「食糧安全保障への貢献」「農業セクターにおける能力強化」が設定されている。ジェンダー課題対策という意味では、戦略的目標を達成するためのポリシー内などで「女性」支援を謳っているが、具体性が乏しく、戦略的意図が明確でない²²⁴。

農業庁にジェンダー・ユニットは存在しないが、計画総局ジェンダー部が農業・農村開発におけるジェンダー課題を担当するフォーカル・ポイントとなっている²²⁵。

[農業セクターの概況との女性の就労]

農業セクターは労働人口の10%²²⁶を吸収する雇用セクターという意味で、また、政治経済的に不安定なパレスチナにおける食糧の安全保障という意味で重要なセクターである²²⁷。ただし、パレスチナ農業の置かれている状況は非常に厳しい。現在、GDPで見ると、農業セクターの貢献度は約5%弱²²⁸だが、この数値は長期的に凋落傾向にある。

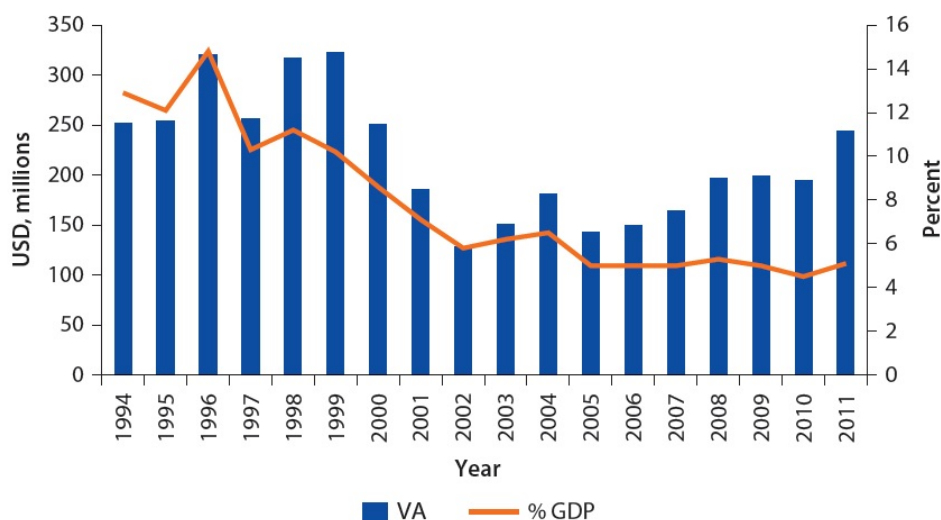
²²⁴ Ministry of Agriculture (2014)

²²⁵ JICA (2015c)

²²⁶ PCBS (2015a)

²²⁷ Ministry of Agriculture (2014)、FAO (2011a)

²²⁸ <http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=2&country=PSE&series=&period=> (accessed 10/Dec/2015)



出所: Niksic *et al* (2014)

図 3.2.1: 西岸における農業付加価値の変遷

上図に見られるように、西岸農業が生み出す経済的価値（agriculture value-added）は、2000年代以降、1990年代よりも低い状態が続いている。これは、イスラエルの政策に起因する農地への投資（農業インプットを含む）の制限と取水制限によるところが大きいと考えられている²²⁹。面積にして西岸の6割強を占めるC地区では、このような制限が特に強く、また政治的示威行動として農地が破壊されたり、農民が農地に通うのを妨害されるなどのケースが続出していることから、C地区の農業の生産性は非常に低い²³⁰。

ガザ地区では、元来労働集約型の輸出志向農業が営まれていたが、イスラエルとの境界における壁の建設（壁の近辺への立ち入りは禁止されている。このため作業が不能になった農地も多い）や2007年以降の経済封鎖により輸出がほとんどできなくなり、さらに2～3年毎に発生する戦争により、農地や農業インフラストラクチャーが疲弊している²³¹ため、既に農業だけでは「食べて行けない」状況に近い²³²。

しかしながら、現在でも、特に女性の労働という意味で、農業セクターは重要であり、就労中の女性の5人に1人は農業労働者である（次頁表）。

²²⁹ Niksic *et al* (2014)

²³⁰ Niksic *et al* (2014)、OCHA (2014a, 2014b)、World Bank (2010)

²³¹ 例えば、2014年の武力衝突による農業関連被害は4.5億ドルに上った(MAS (2014a))。

²³² MAS (2014a)、UN Country Team in the occupied Palestinian territory (2012)、UN Women (2011)、ガザ地区における農業組合並びに農家との面接。

表 3.2.1 ジェンダー別農業セクター労働者比率(%)

	男性	女性	合計
西岸	9.1	20.0	11.1
ガザ地区	5.6	23.2	8.6
合計	8.2	20.9	10.4

出所:PCBS (2015a)

働く女性の多くが農業セクターに就労している背景には、パレスチナ農家の多くが家族経営を基本にしていることが挙げられるだろう。家族と共に働くことが多く、外に出て不特定多数の他人の目に触れるわけではないことから、2.1 で言及した女性の家庭外就労に対する否定的なジェンダー規範が働きにくいと考えられる²³³。また、「金銭を稼ぐ」というよりも、日々必要な食糧を手に入れるという意味で、自給自足的に農業労働に関っている女性も相当数存在する²³⁴。

農業における男女の役割分担という面では、「男性の仕事」として特に肉体的負荷が大きいと考えられる作業（例：農地への鋤入れ）や外部との交渉を伴う作業（例：農業インプットの買い付けや生産物の販売）、「女性の仕事」として種や苗の整理・植え付け準備や生産物の販売前加工（例：市場に持ち込むために洗浄や箱詰めをする）などが挙げられたが、これはあくまでも雑駁な役割分担であり、家族構成や季節的要因、農場の規模などによってケースバイケースである²³⁵。ただし、戦略的、または象徴的に重要な作業（例：散水管理、新規に導入された器具の活用）については男性が手がけるものと考えられている²³⁶。

【農業セクターにおけるジェンダー課題】

このように、多くの女性が働いている農業セクターであるが、就労がエンパワメントを促進しているかという面では課題が多い。女性の貢献が過小評価される傾向にあり、これは周辺からだけでなく、女性自身も自らの貢献を十分に認識していない場合が多い²³⁷。FAO (2011b)は、家族経営の農場で、男性家族メンバーと共に毎日働いているにもかかわらず、「私は主婦で、仕事はしていませんから」と回答する女性の例を挙げている。

女性の貢献が認識されにくい一因は、農家の多くが家族経営などでインフォーマル・セクターにあり、非常に多くの女性が無償家族労働者 (unpaid family member)²³⁸であることと考えられる。これに対し男性は土地持ちの自営 (owner operator) の傾向が強い²³⁹。農業における女性無償家族労働者の実数など詳細は不詳だが、Center for Development Studies, Birzeit University

²³³ FAO (2011b)、JICA (2015b)。下記 3.3 におけるインフォーマル・セクターについての議論も参照。

²³⁴ UN Women (2011)

²³⁵ FAO (2011b)、ガザ地区における農家との面接。

²³⁶ JICA (2015b)、ガザ地区における農家との面接。

²³⁷ FAO (2011a, 2011b)、MOWA (2014a)

²³⁸ UN Women (2011)。無償家族労働者とは、「同一世帯に生活する血縁の人間が管理する経済事業体において、報酬なしに働く人間」と定義される(PCBS (2015a))。

²³⁹ UN Women (2011)

(2015a)によれば、農業セクターの女性で賃金労働している者は1.8%に過ぎない。農業資産 (agricultural property) を保有している女性は5%に満たない²⁴⁰ため、自営している (owner operator である) 女性の数はごく少数であると考えられる。

ガザ地区においては、近年、上述のように従来の輸出志向農業が経営的に成り立たなくなっていることから、賃金労働者を減らし、家庭内無償労働者でその労働負荷を補っていることが考えられ、無償で働く女性がさらに増加している可能性が高い²⁴¹。

目に見える収入を伴わない労働は、労働価値が収入として換算されないがために本人にも周辺にも経済的貢献として認識されづらい。個人資産 (asset) 形成にもつながらず、世帯内での発言力やバーゲニング・パワーが増加することもなく²⁴²、労働負荷と時間的制約だけが増える。よって、働くことが、ディスエンパワメントにつながっている危険性が高い²⁴³。ただし、パレスチナの農業コミュニティは、土地を保有しているかどうか、難民かどうか、ベドウィンかどうかといった集団の属性や、西岸 (A 地区、B 地区、C 地区) かガザ地区かなどの物理的要因などにより、非常に多様であり、ジェンダー状況も様々である²⁴⁴。そのため、ジェンダー課題の検討は、農業従事者のバックグラウンドの多様性を踏まえたうえで、慎重に取り扱う必要がある²⁴⁵。

なお、農業投入財や普及サービスについては、前者においては女性のアクセスは非常に限られている。これは、前項で述べたように、外部との交渉を伴う作業についてはほとんどの場合男性が担当するためである²⁴⁶。普及サービスについては、状況はさまざまである。農業庁の普及員による普及サービスでは、普及員によって男女農家へのアプローチ方法が異なる模様である²⁴⁷。次項で論じるが、女性同士で農業協同組合活動をしている場合には、農業投入財・普及サービスに対するアクセスを得ることができるが、女性農業組合に属する女性は、数としてはそれほど多くない。

【女性と農業協同組合】

農民自身による組織化という面では、農業協同組合 (cooperative(s))²⁴⁸が数多く存在し、組合員の生計活動の基盤となっている。ILO (2014)では、西岸において230の農業組合の活動を確認している²⁴⁹。活動分野としては、畜産関係 (animal husbandry) が32%、農作物生産 (crop

²⁴⁰ MOWA (2014a)

²⁴¹ ガザ地区の輸出志向農業協働組合面接、UN Women (2011)

²⁴² Doss *et al.* (2008)

²⁴³ JICA (2015b)では、西岸の農業コミュニティで、女性が世帯内の農業のための無償労働力として何十年も酷使され、結婚など自らの人生の選択肢を奪われている事例を収集している。下記 4.1 の議論を参照。

²⁴⁴ JICA (2015b, 2015e, 2015f)

²⁴⁵ この点については、下記 4.1 でも論ずる。

²⁴⁶ FAO (2011b)、ガザ地区における農家との面接。

²⁴⁷ JICA (2015b)、ガザ地区における農業庁、農業普及員、ならびに農家との面接。

²⁴⁸ 協同組合全般については下記 3.3 も参照。

²⁴⁹ 今回の調査では、ガザ地区の農業協同組合の全体状況にかかわる情報は手に入らなかった。

production) が 29%、販売や農産加工などの農業サービス (agricultural services) が 25% などであった。

ジェンダーという観点から見ると、メンバーが男性のみの場合、男女混合の場合、女性のみの場合のいずれもあるが、女性が家族以外の男性と接することに否定的な社会文化的規範²⁵⁰も影響し、男性のみの協同組合も多い。上述の ILO (2014) の調査によれば、全組合の内 39% は男性のみで構成されていた。女性のみの組合は 5% であった。全体として見ると、女性会員比率は 7% にとどまった。

近年、男女混合協同組合では、女性会員を増加させる傾向が見られる²⁵¹が、これはジェンダー主流化に配慮するドナーの支援を期待しての動きである可能性が高い²⁵²。男女混合の協同組合においても基本的に女性の発言権は小さく、女性にとって社会的・経済的エンパワメントにつながらないことが多い²⁵³。

女性のみの組合は、男性のみ・男女混合の組合に比べて小規模な傾向がある。ILO (2014) によれば、調査された全組合の平均会員数が 81 名だったのに対し、女性のみの組合の平均会員数は 28 名であった。女性のみの組合の活動分野を見ると、家庭菜園 (home gardening)、鶏・山羊などの小家畜関連、小規模農産加工・食品加工 (ジャムやオリーブオイルの生産等) などが多く、いわゆる伝統的な女性の役割・家事労働から派生しているものが中心である²⁵⁴。これは、女性のみであるという特性から、比較優位性を志向するが故の傾向であり、そのこと自体は自然であるが、女性たち自身に対しても、また周辺の人々に対しても、伝統的な男女役割分担意識を強化してしまうリスクを内包しており、女性組合の活動の多様化が望まれている²⁵⁵。

なお、UN Women (2011) によれば、上記、伝統的男女役割分担意識の強化は、協同組合だけでなく、ドナー支援による農業セクターでの女性支援全体において憂慮されるべきである。農業セクターへの支援において、女性をターゲットと特定したものは少ないが、その少数の女性に対する支援の大多数が、鶏飼育 (poultry farming) や家庭菜園など、女性が伝統的に家事労働の一環として担ってきた仕事に向けたものである。こうした支援の問題点は、たとえ成功したとしても、対象となる女性の資産 (asset) や戦略的な資源 (strategic resources) へのアクセスが改善されないため、中長期的に見て、その女性の総合的なエンパワメントにつながらないことにある²⁵⁶。

²⁵⁰ 上記 2.1 参照。

²⁵¹ Gaza Agricultural Cooperative Society for Producing and Marketing Vegetable (nd), JICA (2015c)

²⁵² JICA (2015c)

²⁵³ ILO (2010)、UN Women (2011)

²⁵⁴ *Ibid.*

²⁵⁵ ILO (2010)。

²⁵⁶ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、UN Women (2011)。Doss *et al* (2008) も参照。

本分野におけるジェンダー課題検討上の留意点	
農業従事女性の多さ	<ul style="list-style-type: none">● 女性の就労セクターとして農業セクターは大きなパイを占める。● しかしその実態は、かなりの割合で無償労働者であり、エンパワメントにつながっていない。搾取されている例もある。
『必要性』による就業	<ul style="list-style-type: none">● 多くが『農業しかなかったから』『食べるために』農業セクターに入っている模様。● 農業だけでは生計が成り立たなくなりつつある。農業にこだわるのか？ 農業以外の道を模索するのか？
貢献の過小評価	<ul style="list-style-type: none">● 女性のインプットが正当に評価されない傾向。● まずは女性本人が「貢献している」と認識することが必要か？

3.3 民間セクター開発分野

<概要>

- (1) 経済・民間セクター開発における政策、「国家経済開発計画 2014-2016」や「国家雇用戦略」では、ジェンダー配慮を戦略的に取り入れるにはいたっていない。
- (2) 民間セクターにおける女性の進出はまだ限定的である。女性全体の労働参加率が20%に満たない中で、女性は民間セクターよりも公共セクターに就労していることが多い。女性は民間セクター就労を希望しない傾向があり、その要因として民間セクターには「女性にふさわしい」職種が少ないこと、同時に雇用側としても女性を雇用するインセンティブを持ちにくいこと（女性労働者は男性労働者に劣るというジェンダー・バイアスの存在や、女性の持つ資格・技術が民間企業に必要な科学・技術でなく人文分野に偏りがちなことなど）が挙げられる。
- (3) 公共セクターやフォーマル・セクターへの就労がかなわない場合、男性はインフォーマル・セクターの職を目指すのに対し、女性はインフォーマル・セクターよりも農業分野での就労を選ぶ傾向がある。インフォーマル・セクターで働く女性は、他に選択肢がなく、仕方なく働いている場合が多いと見られる。
- (4) 女性起業家は非常に少ない。また、女性が起業した企業は拡大・発展しづらい傾向がある。女性起業家・企業家たちがいわゆるビジネス・マインドに欠けるきらいがある一方、女性たちにはそのビジネス・マインドを得る、あるいは発展させる機会やそのための情報へのアクセスが限られていることもまた事実である。
- (5) 金融サービスへのアクセスは、マイクロファイナンスを除けば、女性には敷居が高い。マイクロファイナンスの場合は、女性が「ローンの窓口化」してしまい、夫や父親に借入れた金を運ぶだけの役割になる傾向が問題視されている。女性が実際に金銭的コントロールを持っているかどうかが非常に重要である。

[民間セクターにおける政策ならびに法的枠組みとジェンダー]

経済開発、民間セクター開発ならびに民間セクター就労における政策では、ジェンダー主流化はまだ進んでいない。国民経済庁 (Ministry of National Economy) の「国家経済開発計画 (National Economic Development Plan) 2014-2016」は、ジェンダー主流化や女性の経済参加などについて言及していない²⁵⁷。労働庁 (Ministry of Labour) の「国家雇用戦略 (National Employment Strategy)」では、女性の労働参加率の低さ（上記 2.1 並びに下記参照）を憂慮しているが、その是正に具体的な戦略を立てるにはいたっていない²⁵⁸。

ただし、国民経済庁、労働庁にはジェンダー・ユニットが設置され、既に稼働している。国民経済庁ジェンダー・ユニットは、政策へのジェンダー視点の取り入れや庁の予算におけるジェンダー主流化の強化のため、主に庁内で活動している²⁵⁹。労働庁では2012年に「女性の雇用国家委員会 (National Committee for Women's Employment)」を設立²⁶⁰し、女性の労働参加の増加、

²⁵⁷ Ministry of National Economy (2014)

²⁵⁸ Ministry of Labour (2010)

²⁵⁹ Ministry of National Economy 面接。

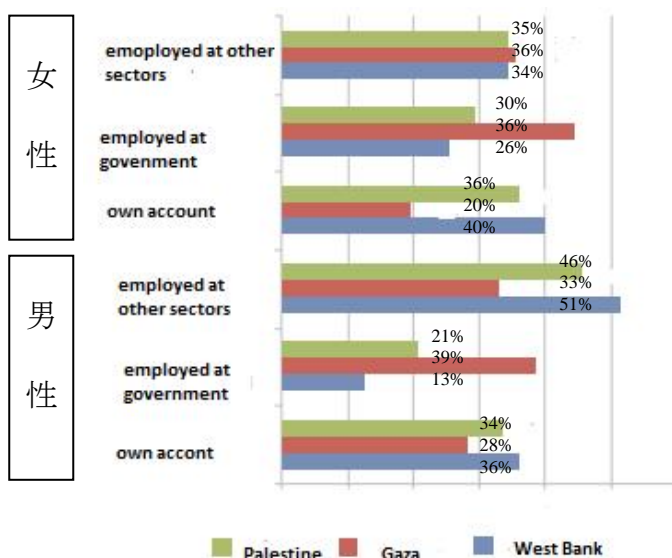
²⁶⁰ 本委員会設立にあたり、労働庁はILOの全面的支援を受けた模様 (Ministry of Labour 面接)。

就労の促進を図るべく政策改善を進めたいとしており、労働庁内ジェンダー・ユニットがこの委員会の事務局を担っている²⁶¹。

[進まない民間セクターでの女性の進出]

上記 2.1 で示したように、パレスチナでは全体として女性の労働参加率が低い（男性 71.5% に対し女性は 19.4%²⁶²）が、民間セクターで働く女性の比率はその中でも小さい。

下図 3.3.1 は、公共セクターと民間セクター²⁶³のそれぞれで働く労働者の比率を西岸・ガザ地区に分け、ジェンダー別に比率を見たものである。西岸地区とガザ地区を比較すると、男女共にガザ地区では公共セクターに雇用されている率が非常に高い。これは、ガザ地区におけるイスラエルの封鎖政策等も関係し、ガザ地区全体で民間企業のビジネス全体が低迷していることと関連するといえるだろう。ジェンダーに注目すると、西岸・ガザ地区に共通して、男性の比率が民間セクターで多いのに対し、女性はその多くが公共セクターで働いていることが見て取れる²⁶⁴。



出所: ILO (2012)

図 3.3.1: ジェンダー別に見た公共・民間セクターの被雇用者(比率)

女性の雇用全体が進まない理由については上記 2.1 でも述べたが、これらに加えて、公共セクターに比べ、民間セクターでの女性の雇用が少ないことに直接的に関わる要因は、雇用側と労働者側、双方にあると考えられる。

²⁶¹ Ministry of Labour 面接、Ministry of Labour (2012)

²⁶² PCBS (2015a)

²⁶³ ただし、この図では「政府系雇用」と「それ以外」に分類されているため、ここで言う民間セクターには国際援助機関や NGO 等での雇用も含まれる。また、図中「own account」とあるのは自己雇用などを指すが、これについては以下で別途検討する。

²⁶⁴ なお、ここに引用した図は 2010-2011 年のデータを基に作成されており、現時点では、特に 2014 年の紛争後、経済が混乱しているガザ地区での公共・民間雇用数等が変化していると考えられるが、概況としての傾向を把握するために記載した。

雇用側の要因として、一つには、「女性は男性より（職業人、ビジネスパーソンとして）劣る」というジェンダー・バイアスが根深く存在している²⁶⁵。また、経済状態（よって一般論として経営状態）が決してよくなく、元々求人をおおしりしない中で、雇用者は人手が必要な場合には従来どおり男性を雇う、という、いわば「自然」な対応をしていると見做すこともできる。男性労働者も高い失業率に苦しんでいる以上、労働市場は「買い手市場」なのである。伝統的な文化社会的ジェンダー規範から言えば、外で働くべきなのは男性であり、それを超えてまで女性を雇用するインセンティブは一般的には見出せない。例えば税制優遇などの制度的な女性雇用インセンティブは存在せず、同時に産休や産後雇用など、現時点で制度的に成立している女性労働者保護規定（上記2.2参照）は、雇用者側から見れば、「女性労働者を雇うと面倒が増える」というディスインセンティブとして働いてしまっている可能性が高い²⁶⁶。

労働者側の要因としては、上記2.1でも述べた周囲の反対、教育における学業分野や関連する技術や資格が雇用側の希望とマッチングしづらいこと、保育サービスの未整備と核家族化など全て当てはまるが、ジェンダー規範の影響については、公共セクター以上に民間セクターへの就業で阻害要因になっていると考えられる。社会的に「女性に適切な」職業と考えられている教員、保健医療関係、事務職などは基本的に公共セクターの業種を想定しており²⁶⁷、「ビジネスは女性に向かない」というジェンダー・バイアスは、労働者側（女性自身、そして家族など周辺の人々）にも存在するため、民間企業での仕事に挑戦しようとする女性が多くないのである²⁶⁸。

賃金におけるジェンダー・ギャップの存在も、女性の民間企業就労を抑制する方向に働いていると考えるべきであろう。一日の労賃で見ると、女性の賃金は平均（median）で男性の84%であり、製造業（Manufacturing Sector）では男性の57%に過ぎない²⁶⁹。

雇用側・労働者側双方の要因が相互作用しあい、女性労働者がアクセスできるセクターは限られている。次頁表に見るように、農業とサービス業以外のセクターで働く女性はごく少ない。さらに、上述の状況を鑑みるに、他セクターにおける女性労働者の相当数は事務職などとして働いている可能性が高い。

²⁶⁵ ETF (2014)。このような傾向は民間セクターで顕著であるため、女性たちの公共セクターへの就業希望を助長していると考えられる。

²⁶⁶ ETF (2014)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

²⁶⁷ UN Women (2011)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)。

²⁶⁸ Business Women Forum-Palestine (BWF)、Federation of Palestinian Chambers of Commerce, Industry and Agriculture (FPCCIA)、Palestinian Federation of Industries (PFI)面接

²⁶⁹ ILO (nd)

表 3.3.1: セクター別に見た女性労働者の就業比率(%)

Industry \ Year	2000	2005	2010	2014
農林水産業	34.7	32.9	21.4	20.9
鉱工業	11.1	8.2	7.5	9.8
建設業	0.3	0.3	0.3	0.7
商業、飲食宿泊業	7.6	8.3	8.1	10.3
運輸保管業、通信業	0.6	0.6	0.9	1.3
サービス業	45.7	49.7	61.8	57.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所:PCBS (2015a)

このように、現在までのところ、女性の民間企業での就労は業種を含めて限定的であり、パレスチナ経済、その民間セクターの自立発展性の弱さから考えても、この趨勢を変えることは簡単ではないと考えるべきだが、女性が進出しうる業種として昨今議論に上がっているのが IT 関連事業である²⁷⁰。教育分野としても、科学や数学、コンピューター・サイエンスなどの専攻では男女ほぼ同率で就学していること、必ずしも不特定多数の男性と接する職種とならない可能性が高く、女性自身や周辺の人々の拒否反応を招きにくいことなどから、潜在的可能性が高いと論じられている²⁷¹。

【中小零細企業、インフォーマル・セクターと女性の労働参加】

パレスチナにおよそ 11 万社存在する民間企業のうち、97%が社員 10 人以下の中小企業、90%は社員 5 人以下の零細企業である²⁷²。しかし、こうした零細中小企業社員の女性雇用率は低い。被雇用労働者である女性の内、社員 5 人以下の零細企業で働く女性は 13%である²⁷³。このため、中小零細企業では、企業内の女性比率も小さい（下表 3.3.2、下図 3.3.2）。中小零細企業の 9 割は家族または個人所有の企業である²⁷⁴。

このような現状を反映し、中小零細企業では女性労働者のための職場環境の整備が進んでいない。女性が休憩を取るスペースがないなど物理的な問題の他、性的ハラスメントや休憩なしの長時間労働などが横行している²⁷⁵。

²⁷⁰ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013), Kawasmi and White (2010)

²⁷¹ *Ibid.* ただし、IT 業界の状況は必ずしも明るくない。パレスチナが置かれた政治経済的特殊性、それに関連する国際援助の継続は、パレスチナ経済のイノベーションを削ぎ、依存的体質を助長しているとされ、さらに現状の IT 業界は、イスラエル企業の下請け契約を中心に経営しているため、主体的な自立発展性に乏しいのである (The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013))。

²⁷² JICA (2015g), ETF (2014)

²⁷³ ILO (2012)

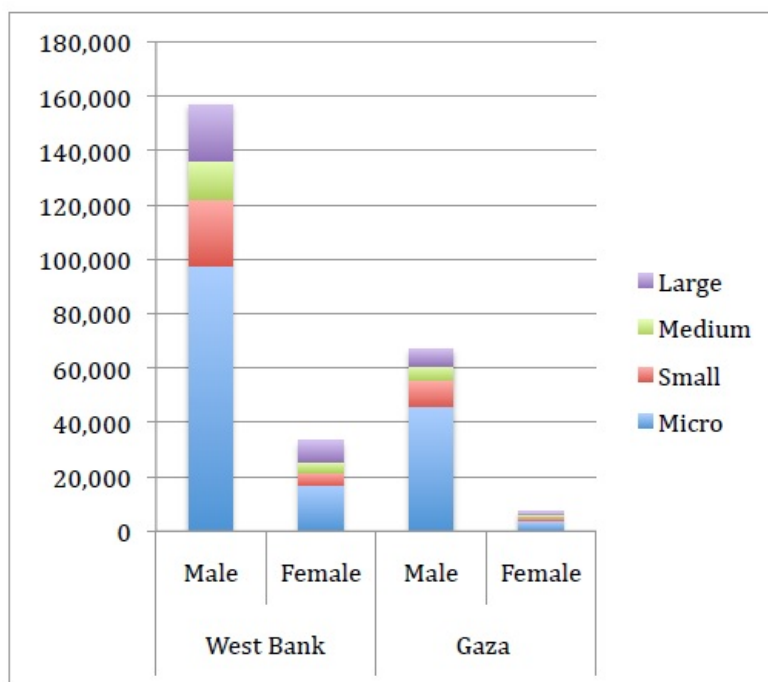
²⁷⁴ Kawasmi and White (2010)

²⁷⁵ Center for Development Studies, Birzeit University (2015b)

表 3.3.2: 企業のサイズ別に見た男女労働者比率(%)

	男性	女性
西岸		
中小零細企業	84	16
大企業	76	24
ガザ地区		
中小零細企業	91	9
大企業	85	15

出所: Kawasmi and White (2010)



出所: Kawasmi and White (2010)

図 3.3.2: ジェンダーと雇用企業のサイズ別に見た民間企業被雇用者数

なお、零細中小企業の多くはインフォーマル・セクター²⁷⁶企業でもある。パレスチナにおけるインフォーマル・セクターの規模は、まさにインフォーマルであるが故に正確に把握するのが困難だが、Kawasmi and White (2010)は企業数の50~60%と推計、Al-Falah (2014)は同じく49.7%と試算している。

インフォーマル企業は規制の目が届かないため、長時間労働、最低賃金以下を含む低賃金²⁷⁷、有給休暇・退職金などの給付金の不在、危険な労働環境など多くの問題を抱えている²⁷⁸。こうした問題は、労働者のジェンダーに関らず改善と是正が必要だが、インフォーマルな被雇用者の傾向

²⁷⁶ 「インフォーマル・セクター」に明確な定義はないが、参照した調査・分析のほぼ全てがPCBSの定義、「公的な税制登記をしていない経済事業体」(例:PCBS (2011))を採用していることから、別途特定しない限りにおいて、本報告書でもこれに倣うこととする。

²⁷⁷ 無償労働者については次々項で論ずる。

²⁷⁸ ETF (2014)、Al-Falah (2014)

には男女により、以下のような特徴がある²⁷⁹。

- 1 ①フォーマル・セクターでの雇用、②インフォーマル・セクターでの雇用、③農業セクターでの雇用を選択肢とした場合、男女とも①フォーマル・セクターでの雇用を優先するが、それが難しければ、男性は②インフォーマル雇用を選ぶのに対し、女性は③農業セクター雇用を選ぶ傾向がある。
- 2 インフォーマル・セクターで働いている労働者を年齢別に見ると、男性は若年層(15～29歳)が最も多いのに対し、女性は高年齢層(45歳以上)が最も多い。

上記2. (年齢別の傾向) について、Hiral *et al* (2008)は、男性の場合は年齢と経験が上がるにつれ、より雇用安全性の高いフォーマル・セクター雇用に就ける確率が上がるが、女性の場合は逆に、いったんフォーマル・セクター雇用を得たとしても、出産を機に職を離れることが多いため²⁸⁰、30歳代以降フォーマル雇用率が減少し、子供の手が離れる年齢に復職しようとしても、フォーマル・セクター雇用においてはより若い世代との競争が激しく、職が得られないため、仕方なくより条件の悪いインフォーマル・セクターでの就職をするのではないかと分析している。

1. (セクター別傾向) について、同調査は解釈していないが、一点、可能性として考えられるとすれば、パレスチナにおける農業セクターは大多数が家族経営を基本とした小規模経営なので、女性の就業という意味で、「家庭外に出る」「家族以外の男性の目にさらされる」というジェンダー規範上の「問題点」が少なく、女性自身にとっても周囲の男性にとってもハードルが低いのではないかとということである。男性が農業セクターよりもインフォーマル・セクターを選択する傾向について、明確な要因は不明だが、農業セクターは近年の政治経済的混乱から生産性が落ち、生計手段として成立しなくなりつつある²⁸¹ため、少しでも収入を増加させるためにインフォーマル・セクターを選ぶのではないかと考えることができる。

なお、同じくHiral *et al* (2008)によれば、女性労働者を学歴でカテゴライズした場合、高等教育を受けた女性の内、インフォーマル・セクターの被雇用者は非常に少なく6%未満である一方、初等教育のみ、または中等教育までのカテゴリーではいずれも20%強がインフォーマル・セクターで働いていた。インフォーマル・セクターでは多くの女性が、サバイバルのための最後の選択肢としてその仕事に就いており²⁸²、こうした場合(特に教育レベルの低い女性の場合)には、家庭外就労を「恥」と思い、ディセンパワメントを感じるが、フォーマル・セクターで働いている教育のある女性の場合には、ディーセント・ワークを得て家庭外就労していることを、自らの

²⁷⁹ この「傾向」については、以下、Hiral *et al* (2008)の記載のデータを元にしており、これより最近のデータを入手することはできなかった。PCBSは2010年代に入ってから、労働市場調査(Labour Force Survey)において、インフォーマル・セクター、インフォーマル雇用についてのデータ蓄積をしていないようである。

²⁸⁰ 出産に伴う離職は、本人の希望による場合もあれば、離職するしか選択肢がない(子供の世話をする人がいないなどの環境要因から)場合と双方が考えられる。

²⁸¹ MAS (2014b)、Niksic *et al* (2014)、UN Women (2011)

²⁸² Kawasmi and White (2010)、Hiral *et al* (2008)

エンパワメントと捉える傾向があると報告されている²⁸³。

【女性による起業・企業】

2015年現在、100以上の国で起業家の活動を調査している世界起業家モニター（Global Entrepreneurship Monitor、GEM）²⁸⁴によれば、2012年の調査で、パレスチナの女性起業家による企業は①スタートアップカテゴリー（起業42ヶ月未満）で67か国中58位、②確立企業カテゴリー（起業42ヶ月超）では67か国中66位と、非常に低い順位に甘んじた。大きな要因となったのは、人口における女性起業家比率の低さであった²⁸⁵。①よりも②の順位が低いということは、起業した（元々数少ない）女性の中でも、数年の内に相当数が淘汰され、ビジネスを続けられるものはわずかだという傾向があると考えられ、女性のビジネスを取り巻く厳しい環境がうかがわれる。

上記GEMの調査結果では、パレスチナで起業的活動に携わっているのは、男性のうち16%なのに比べ、女性ではわずか3.4%であったが、これらの女性起業家たちは主に生活上の必要性（necessity）によって企業活動を開始している。典型的には、夫など世帯内の男性が職を失うなどして、何とかして収入を得ることがどうしても必要になる場合などである²⁸⁶。これに対して、男性の起業の主なきっかけはビジネスチャンス（opportunity）を捉えたものであった²⁸⁷。この調査結果は、「女性起業家の多くが『ビジネス・マインド』を持っておらず、そのために商売が継続・発展しづらい」という、女性企業家団体の意見と相関する²⁸⁸。自分や家族が食べるための起業なので、すぐに手を出せる分野、つまり伝統的に「女性の仕事」とされてきた家事や家庭内作業に関するもの（刺繍や工芸品の製作、近所の住民を顧客とする小規模雑貨店、自宅をベースとする美容師サービスなど）が非常に多く、50%以上が直接顧客と対するタイプのビジネスである²⁸⁹。ただし、これは女性起業家側だけの問題ではなく、そうした分野以外のビジネスでは、関係者が女性の参入を想定していないため、よほどの知識・技術・資金・後ろ盾などがない限り、女性起業家には実質的にアクセスが不可能に近い²⁹⁰。

起業後も、収益増やビジネスの発展よりも安定性が志向され、商売の拡大や新機軸開発につながるチャンスがあったとしても、それをものにしようとする女性起業家はわずかである。そもそも、ビジネスに関する情報へのアクセスや知識・技術が限られているため、そのようなチャンスに気づ

²⁸³ World Bank (2010)

²⁸⁴ <http://www.gemconsortium.org/> (accessed 25/Nov/2015)

²⁸⁵ MAS (2013)、Abdullah and Hattawy (2014)

²⁸⁶ UN Women (2011)、Abdullah and Hattawy (2014)

²⁸⁷ MAS (2013)、Abdullah and Hattawy (2014)

²⁸⁸ BWF 面接。

²⁸⁹ *Ibid.* FPCCIA 面接、Abdullah and Hattawy (2014)

²⁹⁰ Abdullah and Hattawy (2014)

かない、あるいは気づいても「自分の手に余る」と感じることが多い²⁹¹。実際に女性起業家の能力強化を行っている女性企業家団体によれば、こうした否定的状況の背景にあるのは、情報・知識・技術・ファイナンスへのアクセスの問題である。女性たちは、こうしたファイナンス（ビジネスローンなど）を含む無形アセットから法的・制度的に排除されているわけではないが、伝統的・社会文化的に「ビジネスは男性の世界である」という周囲の男性の排他的態度や女性に対する行動制限、女性に課せられる家庭内労働の時間的・物理的負荷などのために、新しい知識・技術の取得機会にアクセスしづらい、あるいは、まず最初にそうした知識や技術の存在、取得機会の存在に関する情報にアクセスしづらいため、女性たちの意識変革や行動につながらず、よって女性企業の強化が進まないという悪循環になっている²⁹²。

なお、「起業家」以外の層も含むが、「雇用者」（employer）である女性が非常に少ないことは、下表 3.3.3 から明らかである²⁹³。

表 3.3.3: ジェンダー別に見た雇用者(Employer)の比率

	2010	2011	2012	2013	2014
西岸					
男性	8.4	8.7	8.9	8.2	8.5
女性	1.5	1.9	1.9	2.1	2.2
ガザ地区					
男性	4.6	4.3	4.1	4.6	4.5
女性	1.2	0.9	0.9	0.9	1.1

出所:PCBS (2011,2013, 2014c, 2015a), ETF (2014)

西岸、ガザ地区ともに、2010年時点から趨勢の変化は見られない²⁹⁴が、男性雇用者で見ると、ガザ地区は西岸に比して雇用者である比率がかなり小さい。西岸でも経済が低迷しているが、イスラエルによりほぼ完全に封鎖されているガザ地区では、個人の努力でビジネスを起し・継続させることが非常に困難な状況が背景にあると考えられるだろう。

【女性の自己雇用と無償労働】

女性の自己雇用（Self-employment）については、詳細な実態が不明であり、包括的な調査が望まれている²⁹⁵が、特にガザ地区において最近、大幅に増加しつつあることが、以下の表 3.3.4 からもうかがえる。

これは、ガザ地区経済の停滞、高い男性失業率（よって家庭内で男性の稼ぎ手が失業している確

²⁹¹ BWF、FPCCIA 面接、Abdullah and Hattawy (2014)

²⁹² BWF 面接。

²⁹³ 表に示した数値はその性別内における比率だが、女性の労働参加率の低さ(上記参照)を考えれば、絶対数としても女性雇用者が非常に少ないことは明白である。

²⁹⁴ 自己雇用、無償家族労働者については次項にて記載。

²⁹⁵ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、UN Women (2011)

率が高い) といった近年の状況を受けて、収入を得るべく活動する女性が増加しているためと考えられる。つまり、女性起業家の起業理由で論じたと同じく、生活上の必要性に迫られての危機対処戦略 (coping strategy) なのであろう²⁹⁶。しかし、ガザ地区はイスラエルにより経済封鎖されており、経済は単なる停滞というよりも、いわば継続的異常事態にある。その中で、このような個人の小規模ビジネスが、ビジネスとしてどの程度成り立っているのか、実際にどれだけの収入を女性たちにもたらせているのかは明らかでない²⁹⁷。

表 3.3.4: 女性の雇用形態 (%)

	2010	2011	2012	2013	2014
西岸					
雇用者 (Employer)	1.5	1.9	1.9	2.1	2.2
自己雇用 (Self-employed)	13.4	11.8	12.2	11.7	13.0
被雇用者 (Wage employee)	61.9	60.6	59.6	62.0	60.6
無償家族労働者 (Unpaid family member)	23.2	25.7	26.3	24.2	24.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ガザ地区					
雇用者 (Employer)	1.2	0.9	0.9	0.9	1.1
自己雇用 (Self-employed)	5.4	5.7	5.1	14.2	27.6
被雇用者 (Wage employee)	90.7	80.3	75.4	73.9	67.6
無償家族労働者 (Unpaid family member)	2.7	13.1	18.6	11.0	3.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: PCBS (2011, 2013, 2014c, 2015a), ETF (2014)

西岸の女性の自己雇用率は、2000年以降、10%台～14%台の中で推移しており、第二次インテイクファードを含む危機的状況とリンクしつつ微増減している²⁹⁸。ガザ地区のような急激な変化は現れておらず、ガザ地区に比べれば比較的安定した経済状態を反映しているといえる。

上記表 3.3.4 でもう一点留意すべきは、無償家族労働者 (unpaid family member) である²⁹⁹。ガザ地区の女性無償労働者比率には一貫した傾向が認められないが、西岸地区では4人に1人という、非常に高い比率でほぼ一定している。正確な比率等は不詳だが、パレスチナ企業のほとんど

²⁹⁶ Abdullah and Hattawy (2014)

²⁹⁷ UN Women (2011)

²⁹⁸ World Bank (2010)。

²⁹⁹ このデータの出所である PCBS の定義によれば、「同一世帯に生活する血縁の人間が管理する経済事業体において、報酬なしに働く人間」を指す (PCBS (2015a)。農業セクターにおける無償労働については、上記 3.2 を参照。

を占める家族経営（Family-owned）企業の7割は西岸に位置し、その大多数が中小零細企業である³⁰⁰ことから、西岸の女性無償労働者の相当数がこうした中小零細家族企業の従業員であると考えることができよう。

世帯内の無償労働は、労働負荷が増加し、かつ経済的に貢献しているにもかかわらずエンパワメントにつながらないことが多い。まず、本人も周囲も、その女性の経済的貢献を貢献として認識していないことが多い³⁰¹。そして物理的に無償であるために、どれだけ貢献しても自分自身の資産蓄積をすることも、自分がコントロールできる金銭が手に入ることにならず、よって、上述2.1で論じたように、家庭内のバーゲニング・パワーの増加や、資源へのアクセス獲得につながらない。さらには、むしろディスエンパワメントになっている危険性が高い。ほとんどの場合において、「雇用者」「管理者」にあたる世帯内の血縁の人間が男性であると考えられることから、目に見えるものではないが、世帯内における「男性が意思決定し、女性はそれに従う」という伝統的なジェンダー規範が繰り返し強化されることになり、その一方で労働負荷と時間的制約は増加するからである。

なお、蛇足かもしれないが、上述の無償労働には、世帯内の、病人や老人の看護や介護における労働³⁰²や、家事労働は含まれていないことを追記する。

【女性と協同組合】

いわゆる自己雇用や企業ではないが、パレスチナにおいては、協同組合（cooperative (s)）が人々の収入・生活向上のための活動母体として活用され、女性による協同組合も数多い。パレスチナのような紛争被影響地域では、一般の企業よりも、組織化によるリスク分散、各種資源（リソース）の共有保持（プーリング）を通じた危機対処力が強いことなどから、協同組合は女性を含む社会的弱者の生計活動基盤として大きなポテンシャルを持っている³⁰³。

しかしながら現実には、前々項・前項の女性起業家や自己雇用と類似の課題が報告されている。女性による生計向上活動を営む協同組合は、多くが従来「女性の仕事」とされてきた家事労働に関連する仕事（ジャムや菓子作りなどの小規模食品加工や工芸品製作が典型的）を中心に活動しており、これは男性または男女共同の組合に対する比較的優位性の意味から論理的選択ではあるが、男女の役割に関する伝統的なジェンダー規範を強化する働きがあり、本人たちを含む女性・男性が非伝統的活動に踏み出すのに否定的な環境を助長するリスクがある³⁰⁴。さらに、女性協同組合の多くが、ドナー資金の受け皿として機能しており、活動を通じて利益・収入を生み出す努

³⁰⁰ Kawasmi and White (2010)

³⁰¹ World Bank (2010)

³⁰² Hiral *et al.* (2008)

³⁰³ ILO (2010)。

³⁰⁴ *Ibid.*

力をするよりも、「慈善」的な支援を志向する傾向が強い³⁰⁵。この場合は、協同組合活動への参加によって、援助依存が強まっていることが危惧され、経済的便益は受けているであろうが、主体的アクターとしての女性のエンパワメントという意味では判断を留保せざるを得ない。

【金融サービスへのアクセス】

銀行ローンなど、公式な金融サービスに女性がアクセスするのは難しい。法的に女性を疎外する規定はないが、要求される担保や保証人を準備できる女性が非常に少ないためである。担保については、上記2.1に述べたように、女性は土地をはじめとする資産をほとんど持っていない。保証人については、社会的または経済的に信頼に足る保証人、よってほとんどの場合男性保証人が必要とされるが、女性は社会的なジェンダー規範として、家族・親戚以外の男性とコミュニケーションをとるべきではないとされており、依頼できる相手が非常に限定される³⁰⁶。金融サービスへのアクセスの欠如は、女性の起業・企業や自己雇用が拡大・発展しない大きな要因の一つと考えられている³⁰⁷。

こうした点が問題視され、1980年代以降、ドナーやNGOによるマイクロファイナンスの提供が開始された³⁰⁸。現在、国際機関（UNDP、UNRWAなど）やNGO等が提供する数多くのマイクロファイナンス・プログラムが存在し、一部には「多すぎて既に飽和状態である」という見方もある³⁰⁹。現時点での全体状況の把握は、包括的な情報の不在のため困難だが、Microfinance Information Exchangeによれば、少なくとも11の機関がマイクロファイナンスを提供し、約7万人がマイクロローン債権者となっている³¹⁰。

制度的には、マイクロファイナンス業界の規制は進んでいない³¹¹。プログラムによって利子率や、対象者のジェンダー・経済状態はまちまちである。担保が必要とされるプログラムが多いが、要求されないスキームもある³¹²。担保が必要な場合、保証人を求められることが多く³¹³、公的ファイナンスサービスの場合と同様、女性のアクセスを難しくする傾向がある。

マイクロファイナンスは、公式な金融サービスに比べれば相当程度、女性がアクセスしうるもの

³⁰⁵ BWF 面接。

³⁰⁶ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)、BWF 面接。

³⁰⁷ World Bank (2010)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

³⁰⁸ Dodeen (2013)、The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)

³⁰⁹ BWF 面接。なお、金銭貸与において返済時に金利が発生するのはイスラムの教えに反するという理由で、アクセス可能であっても利用しない男女も多い。

³¹⁰ <http://www.mixmarket.org/mfi/country/Palestine> (accessed 02/Dec/2015)。ジェンダー別のデータは入手できなかった(The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013))。

³¹¹ Dodeen (2013)。2011年に中央銀行(Palestinian Monetary Authority)をマイクロファイナンス機関の監督機関に任ずる政令(degree)が発布されたが、具体的な施策は進んでいない。(http://microfinance-mena.org/?page=Pages_Activities&id=3 (accessed 02/Dec/2015))。

³¹² 例えばUNRWAの難民向けローンの中には、女性グループ向け(無担保・連帯責任)の「連帯グループローン(Solidarity Group Loan)、男女問わず零細起業家向けの「零細企業向けクレジット(Microenterprise Credit)など複数のスキームがある。(<http://www.unrwa.org/what-we-do/products-and-services?program=41> (accessed 02/Dec/2015))

³¹³ Dodeen (2013)

だが、エンパワメントという側面では、その効果は功罪相反する³¹⁴。大きな課題の一つが、女性がいわゆる「ローン受取の窓口化」することである³¹⁵。

世界銀行が西岸で行った調査によれば、マイクロファイナンスでローンを借りた女性の多くが、自分のためではなく、夫や父親などの男性に頼まれ（場合によっては脅され）て、そのビジネス（多くは零細ビジネス）に必要な資金を得るためにローンを借りるという実態が見出された³¹⁶。この場合、男性のビジネスに問題が起きると、女性は返済という義務だけを背負うことになる。ガザ地区ほどではないにせよ、西岸経済も停滞する³¹⁷中、こうしたケースが多く生じている可能性がある³¹⁸。一方で、女性が実際に自分で借りた金銭をコントロールできている場合には、経済的エンパワメントだけでなく、家庭での発言権の増加、自尊感情の上昇などのエンパワメントを経験しているという報告もある³¹⁹。

本分野におけるジェンダー課題検討上の留意点	
就業	<ul style="list-style-type: none"> ● 「女性にふさわしい」職種や技術からの多様化が進めば、より機会が広がるのではないか？
無償労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 西岸で、女性の無償家族労働者が非常に多い。無償労働はディスエンパワメントにつながることが多い。 ● 家族と共に働きながら、収入を得る、あるいは発言力を増すために何が必要か？ライフ・スキルやネゴシエーション能力の向上か？
自己雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● ガザ地区で、女性の自己雇用が近年急激に増加。しかし経済情勢から見ると、経営的に成り立つのか疑問。より確実に収入向上につなげられるような支援が必要か。 ● 女性による起業が、よりビジネスとして発展していくためには何が必要とされているか？
協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 「女性にふさわしい」仕事は男性中心の組合に対しての比較優位性があるが、伝統的性別役割分担にかかわるジェンダー規範を強化してしまうリスク。 ● 組合においても、女性の「仕事」の多様化、職にかかわる知識や技能の多様化が必要ではないか？

³¹⁴ MOWA 面接、BWF 面接。

³¹⁵ 複数 NGO との面接。

³¹⁶ World Bank (2010)

³¹⁷ 上記 2.1 参照。

³¹⁸ 西岸、ガザ地区共に、このような危惧があるが、数値・傾向などは不詳である(複数 NGO との面接)。

³¹⁹ UN Women (2011)

4 JICA 事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

2012年12月現在の国別援助方針では、「経済・社会の自立化促進による平和構築」を基本方針（大目標）とし、中目標として（1）「民生の安定・向上」（2）「行財政能力の強化」（3）「持続的な経済成長の促進」を掲げている。本調査では、（1）分野に主に関連する下記の4案件を対象に、ジェンダー主流化状況及び主流化の強化に向けた教訓のレビューを実施した。

4.1 市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト(EVAP 2)

（プロジェクト実施予定期間：2016年～5年間（予定））

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

農業セクターは雇用創出、貧困削減、食糧安全保障の観点からパレスチナ自治政府の重要セクターとなっている。政府は農業庁・各地農業局の普及員による普及サービス活動を通じて、農業収益性改善を図っているが、指導する技術が農家のニーズに即していない、訪問頻度が低いなどのため、農家側が満足しているとはいえない。農業庁によるサービスの改善、市場志向型農業の促進は農業セクターにおける重要課題である³²⁰。

こうした中、JICAは「持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト」(ASAP) (2007年3月～2010年3月)、「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」(EVAP1) (2011年9月～2015年7月)を通じて、営農・技術指導の普及業務改善を支援してきた。EVAP1では西岸・ヨルダン渓谷地域の農家が支援対象となり、市場志向型の営農・技術指導実践のための「EVAP普及パッケージ」がまとめられた。「EVAP普及パッケージ」は、農家自身が収益性に基づいた判断を行い、自ら収益性改善にむけた活動を開始できるようにするための技術や情報を提供する農業普及サービスであり、これを活用して市場志向型営農指導を全国（西岸、ガザ地区）に広げていくべく、JICAは現在、本案件（EVAP2）の計画を策定中である³²¹。

EVAP1では、事業期間を通じて全5回のサイクルで営農技術普及を行い、「EVAP普及パッケージ」を漸次修正・改良していった。当初、ジェンダー配慮という観点は組み込まれていなかったが、2012年7月に派遣された運営指導ミッションにより、ジェンダー視点導入の必要性が指摘され、2013年11月～12月の女性の現状確認調査実施を経て、「営農・家計に対する女性の発言力を強化し、営農に対する意思決定への参加を促す」「簡便かつ安価な道具の利用により、農作業における女性の作業負担を軽減する」という2点を目標に定めた。具体的には、その後実施された第

³²⁰ JICA (2015c)

³²¹ JICA (2015c, 2015h)

4・第5サイクルの活動において、各研修への女性の参加を促すと共に、農家向けの研修の一部にジェンダー研修を取り入れる、労働負荷軽減技術を紹介する場を設ける、家庭内で男女（一義的には夫と妻）が共同で取り組むべきものとしての家計管理研修を導入する、などの対策が採られた³²²。2014年4月の終了時評価時点では、ジェンダー視点導入後の活動へと移行中であったため、ジェンダー主流化に係る活動については十分な評価・検証が保留され、2015年8月にこの点についての成果と課題を検証する調査、通称「EVAP ジェンダー調査」が実施された³²³。EVAP ジェンダー調査によれば、ジェンダー研修の効果は限定的であること、労働負荷軽減器具の紹介は夫が既にジェンダー平等について比較的高い意識を持っている場合にのみ有効であること、男女別のデータが蓄積されていないために分析が困難なことなどが示された。一方で、プロジェクトに触発された夫婦が独自に地域市場でのマーケティングに乗り出し収入向上を果たした上、妻の貢献を夫が高く評価するようになったなど、好事例も見出されたが、散発的なものにとどまった³²⁴。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

EVAP1 で途中からジェンダー視点を意識的に導入したにも係らず効果が限定的であった経験は、案件形成の当初から、デザインの中にジェンダー主流化を意識して組み込むこと、そしてさらには、農業案件におけるジェンダー主流化がなぜ重要なのかをプロジェクトチームが理解し意識化することの重要性を再認識させるものと言える。中途から導入されたジェンダー関連の活動コンポーネントは、他のコンポーネントとの整合性をつける必要から、注力度という意味で妥協せざるを得なかったと見られる。例えばジェンダー研修は既存の研修モジュールの一部としてスケジュールに“押し込む”ことになり、時間的には30分しか取れないこともあったという。これでは研修参加者である農家に、じっくり自らを取り巻くジェンダー状況について考えさせることは困難であり、結果的に意識変容・行動変容をもたらすインパクトを与えるには至らなかったと考えられる。ある男性はジェンダー研修の経験を問われて「女性には男性と別の役割があることが理解でき、役割分担が明確になり整理できた」と答えており、この場合は研修意図とは逆に、既存のジェンダー役割分担意識を固定化するというマイナス方向に働いている可能性が高い³²⁵。

家計管理研修は、家庭内の男女が営農にかかる意思決定を共同で行うことを目標に取り組まれたもので、家族全体での収支がはっきりし、より効率的な家計の運営が可能となった³²⁶という声が聞かれた一方で、研修は受けたが活用していない、あるいは「家計簿」をつけるようになったが、男女の共同意思決定を促進してはいないという傾向が見られた³²⁷。これに関連し、対象農家の中

³²² JICA (2015h)

³²³ JICA (2015e)

³²⁴ JICA (2015b, 2015e, 2015f)

³²⁵ JICA (2015b)

³²⁶ JICA (2015i)

³²⁷ JICA (2015b)

には家計における収入源が一箇所でない（例：夫婦の農業収入の他に、夫の兄弟による一時的な収入が加算され、その収入の使途については夫ではない男性が決定権を持つ、などといった世帯ごとのパターン）など、家庭内における金銭の出入り並びにそのコントロールが一様でなく、ケース毎に様々なパターンが存在することが EVAP ジェンダー調査の結果から示唆されている³²⁸。

この、世帯内の金銭的コントロールの事例に見られるように、農業従事者は（農業従事者だけではなく、パレスチナ全体で言えることだが）、難民・非難民、土地持ち・土地なし、ベドウィン・元ベドウィン・非ベドウィン等、集団の属性により、ジェンダー規範の強弱や女性のエンパワメントの度合いが非常に多様であり、いわば「最大公約数」が非常に見出しにくい³²⁹。この点について具体的に検討するために、以下、EVAP ジェンダー調査の報告をもとに、EVAP1 で支援対象となつたいくつかの農家グループにおけるジェンダー状況を「ケーススタディ」として整理する。サンプル数が少ないこと、また、本調査とは調査目的が異なり、得られた情報が本調査にとって網羅的なものではないことから、以下の取りまとめは、今後の議論のための素材、暫定的分析として扱われたい。

「多様性」についてのケーススタディ

EVAP ジェンダー調査が直接聞き取りを行った4つの農家グループを取り上げて検討する。以下に簡単に集団の特徴をまとめる。所在は西岸各地だが、地域特性によるジェンダー状況について情報が十分に得られないことから、地域性イメージの影響または固定を避けるため、各グループ所在地の詳細については言及しない。

表 4.1.1: EVAP1 対象農家グループにおける集団の特徴

グループ A	非難民、非ベドウィン。メンバーは土地持ちまたは農地をリースして野菜等を栽培。男性メンバーのみで、100 人ほどの大規模なグループ（農業協同組合）を結成している。家畜も所有しており、メンバーの妻たちが世話をしている。
グループ B	難民、非ベドウィン。土地なし農家 15 軒のグループ（女性グループ）。メンバーの夫たちはイスラエル入植地での農業日雇い労働者。小作と並行しており、小作地での農作業は妻並びに日雇い労働から帰宅後の夫が行う。男女共に過重労働気味。妻たちが結成したグループでハーブ栽培を行っている。
グループ C	非難民、元ベドウィン（現在は定住）。ほぼ全員が土地なしで、畜産を中心に活動する 16 軒のグループ（メンバーは男性のみ）。農業日雇い労働に携わる男性、小作で野菜栽培を行う女性（メンバーの妻）などもある。
グループ D	難民、元ベドウィン（現在は定住）。野菜栽培を中心に農業を営む 15 軒のグループ。畜産も行う。多くが土地持ち。メンバーは男女混成。全員が縁戚関係にある。

出所: JICA (2015b, 2015e, 2015f) から調査団作成

EVAP ジェンダー調査の聞き取り内容と分析結果から、この4集団のジェンダー状況を整理すると以下ようになる。なお、下表の「低・中・高」とは、あくまで EVAP ジェンダー調査報告書か

³²⁸ JICA (2015b, 2015e, 2015f)

³²⁹ JICA (2015f)、Richter-Devroe (2011)。上記 2.1 も参照のこと。

ら読み取れる範囲内でのこの4集団内の比較値であり、絶対値ではない。

表 4.1.2: EVAP1 対象農家グループにおけるジェンダー状況

	グループ A	グループ B	グループ C	グループ D
ジェンダー関連状況				
ジェンダー・アウェアネス(男性)	低	低	中	高
ジェンダー・アウェアネス(女性)	低	高	中	高
男女の共同意思決定	低	低	中	高
女性の主体的行動・活動	低	高	高	高
女性の主体的行動に対する男性の反応	N/A ³³⁰	否定的	肯定的	肯定的
その他属性				
土地所有有無	有・リース	日雇、小作	日雇、小作	有
ベドウィンか否か	否	否	元	元
難民か否か	否	難民	否	難民
特記事項	労働力としての女性の「搾取」			

出所: JICA (2015b, 2015e, 2015f)から調査団作成

まず注目すべきは、「ベドウィンか否か」「難民か否か」といった集団属性が、必ずしもジェンダー状況を説明していないことである。上述 2.1 で行った類型化(図 2.1.1)では、ベドウィンは非ベドウィンに比してよりジェンダー規範が強い(保守的)、難民は非難民に比してよりジェンダー規範が弱い(非保守的)という一般論を述べたが、(元)ベドウィンのグループ C、D は、非ベドウィンのグループ A、B よりもジェンダー状況が良い。また、非難民は一般的にはより保守的とされているが、難民のグループ B よりも、非難民のグループ C のほうが全体的なジェンダー状況が良い³³¹。2.1 の類型化は、あくまで雑駁な全体像であり、個別の事例では他の要因と相互作用して、異なった状況を作り出すことが見て取れる。

いま一つ重要なのが、ジェンダー・アウェアネスと男女の行動(男性が一方的に決めるのではなく、男女が共同で意思決定する、女性が男性なしでも主体的な行動を取る、それに対する男性の反応)との関連である。特に男性のアウェアネスに着目したい。グループ D のように、男女いずれもジェンダー・アウェアネスが高い場合には、男女の行動がジェンダー平等(女性のエンパワメント)につながりやすい、あるいは逆にグループ A のように男女ともアウェアネスが低ければジェンダー状況が停滞したままなのは自明とも言えるが、グループ B のように男女のアウェアネスが相反している場合には事態が複雑化する。

グループ B では、女性たちのアウェアネスが高く、自分たちの意見を反映させる梃子としてグルー

³³⁰ 今回得られた情報からは、このグループで女性が明確な主体的活動に及んだ事例は見つからなかった。

³³¹ 詳細に入りすぎるため、個々のエピソードについて本報告書では記載しない。JICA(2015b)を参照されたし。

プ活動も行っているが、夫たちには反感が強い。この一因は、グループ活動で時間をとられる割に、目に見える形での便益（例えば収入が増えるなど）をもたらしていないことにある³³²。結果、男女の共同意思決定は進まず、最終的な家庭内・コミュニティ内の意思決定権は従来どおり男性に握られていて、集団として、よりジェンダー平等に踏み込む方向の行動変容は起きていない³³³。

一方、グループCの場合には、ちょっとしたきっかけで、夫婦の共同意思決定が促進されるという事例が収集された。具体的には、ある女性が数人の女性と協働で行った小作農業の成功を受けて、夫が彼女の能力を認め、家庭内意思決定において、妻の意見を積極的に聞き、取り入れるようになった。³³⁴

ここから見て取れるのは、「男性のジェンダー・アウェアネス」の「重み」である。男性のジェンダー・アウェアネスが、集団としての行動の原因なのか結果なのかは、今回手に入った情報からだけでは判断しかねるが、少なくとも、（女性の、ではなく）男性のジェンダー・アウェアネスと、集団としての行動におけるジェンダー配慮の有無、そしてその集団の全体的なジェンダー状況とが相関していることが類推できる。

つまり、ある集団のジェンダー状況ならびに行動変容（あるいはその潜在性）を観察する場合、「男性のジェンダー・アウェアネス」を観察軸にすると、その集団のジェンダー分析の第一歩目を踏み出しやすいと行うことができよう。

ただし、繰り返しになるが、個別の状況と、重層的な属性が絡み合って現在のジェンダー状況が現れていることは明白であり、集団のジェンダー分析に当たっては、安易な類型化に走ることを控え、その集団独自の属性・歴史・環境などの要因に注目することが望ましいであろう。

補足：表 4.1.2 「特記事項」欄

表 4.1.2 「特記事項」欄に示したグループAの「労働力としての女性の『搾取』」につき補足する。この集落では、女性が農作業用の無償労働者として男性に搾取に近い扱いを受けている。具体的に挙げられた事例では、父親が娘の結婚を許さず、未婚のまま40代まで実家の農作業をさせる、30代まで同様に農業労働させてからようやく第二夫人として結婚させる、などの世帯が、調査参加者によれば4割近くに上るといふ³³⁵。

この集落は極端な例かもしれないが、本調査におけるガザ地区の農家の聞き取りにおいても、未

³³² JICA (2015b)

³³³ JICA (2015b, 2015e)

³³⁴ JICA (2015b)

³³⁵ *Ibid.*

婚の60歳前後の女性（学校教員として勤めた後、定年退職した女性）が、同世帯の兄の畑で毎日農作業に携わっている（しかも、この世帯の場合には、女性の農業従事者が彼女1人であるため、「女性の仕事」とされている作業については一手に引き受けている）にも関わらず、全く報酬を得ていないという情報が得られたことから、「妻」という立場でない（未婚の）女性がどのような立場に置かれているのか、相当数が家庭内無償労働者等として意に染まない生活を強いられているのではないかと危惧される。本調査における情報収集では、「妻」としての女性の状況に関する情報は数多く得られたが、未婚の女性（多くは実家に身を寄せている）や、また寡婦や離婚した女性の状況についてはほとんどデータが得られなかった。この問題は、農業セクターに限ったことではないであろう。農業セクター、さらに他セクターについて、このような「『妻』以外の立場の女性」の現状について、具体的な調査とデータの蓄積が望まれる³³⁶。

上記の「ケーススタディ」から見て取れるように、支援対象農家をジェンダーという観点から類型化するのは困難を極める。しかも、このケーススタディは西岸の農家のみであり、EVAP2でガザ地区も対象地域となることを考えれば、対象農家の状況がさらに多様化することは間違いない。よって、EVAP2の活動におけるジェンダー配慮は、支援対象となる農家グループの実態により「テイラーメイド」化する必要がある。

本プロジェクトの文脈において、汎用的・定型的なジェンダー・コンポーネントの導入は効果が薄いことから、EVAP2の実施に当たっては、可能な限り、支援対象となる各農家グループ内におけるジェンダー状況を個別に事前調査の上、そのグループにあったジェンダー主流化活動を計画・実施すべきであろう。

このように、EVAP2にあたっては、ポイントを押さえた丁寧なジェンダー配慮が必要となるが、そのためには、パレスチナにおけるジェンダー事情の複雑さを十分に把握し、社会経済的文脈に応じた柔軟な対応をするだけの技術を有するジェンダー担当者の投入が重要だと考えられる。また、そのジェンダー担当者の提言を理解し、活動全体の中の重要な一部分として取り入れるために、プロジェクトチーム全体が、ジェンダー視点をより深く理解できるよう、必要に応じて専門家チームのジェンダー関連能力強化を行うことが望ましい。さらに、EVAPジェンダー調査によれば、C/Pやフィールドで活動するジェンダー担当普及員の中には、「ジェンダー主流化」の本質を捉えずに、例えば画一的に男女が同席しさえすればジェンダー平等が達成されると考えるなどのケースが見受けられた³³⁷。C/Pについても、より本質的なジェンダー主流化に関する理解度促進及びに能力強化が重要であろう。

³³⁶ UN Women (2011)では、寡婦や離婚女性に関するデータの欠如について言及しているが、本調査において、未婚の女性については、上記で論じたEVAPジェンダー調査以外の具体的情報は得られなかった。

³³⁷ JICA (2015b, 2015e, 2015f)

4.2 官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト2

(プロジェクト実施期間：2013年6月～2016年6月(予定))

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

JICAは西岸の「世界最古の都市」と言われるジェリコを中心とした地域で、観光ポテンシャルを高め、観光業による経済的恩恵をより住民に行き渡らせることを目指して2009年2月～2012年2月に「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト」(フェーズ1)を実施した。住民への直接的裨益という面では、Community Based Tourism(地域住民が主体となって観光事業を行う。以下CBT)に留意した活動が展開され、観光情報センターの設置、観光地図の作成など、CBT以外の観光促進活動とともに一定の成果を達成した。この経験を活かし、地域経済全般に裨益をもたらす形で活動を発展させ、さらに他地域にも活動を広げることを目指して2013年からフェーズ2が実施されている。

現行のプロジェクト・デザインや活動実施、モニタリングにおいて、特段ジェンダー配慮は意識されていない。地元住民への直接的な裨益としては、パイロット・プロジェクトとして地元の6住民グループがプロジェクトの支援を受けつつCBT活動を実施しているが、これらの地元グループの選抜に当たっては、当然のことながら、プロジェクトの主目標である観光振興につながるものが最重要であり、観光客への販売に適する手工芸品や食品(土産物など)の製造販売、伝統的生活様式の体験ツアーを行う団体が選定されている。手工芸品の製作は、伝統的に女性が携わるものであることから、結果的に、6グループ中4グループで、多くの活動を女性が担うことになっている。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

C/P機関である観光・遺跡庁では、「選定基準としてジェンダーを配慮したわけではないが、選ばれた団体で女性が活動しているならば、プロジェクトの枠内で可能な限り応援したい」と考えている³³⁸。例えば、伝統的なモザイクの製造販売を手がける団体(協同組合)は、地元の女性が立ち上げ、リーダーとして運営しており、組合員も8割がた女性である。この組合では、地元の女性のためによりよい就業機会を作りたいと活動しているが、まだ収益が少なく、組織拡張には至っていない³³⁹。観光・遺跡庁ジェリコ支部はリーダーの女性からの働きかけに応え、製品の販売先を紹介したり、製造技術向上のための助言を提供するなどの支援を行っている。本プロジェクトのパイロット・プロジェクト・スキームの情報も、同支部がこの組合にもたらしたものであ

³³⁸ Ministry of Tourism and Antiquities 面接

³³⁹ パイロット・プロジェクト実施団体(モザイク製作組合)面接

た³⁴⁰。この事例からは、観光・遺跡庁の協力がこの女性のリーダーシップの継続的な醸成を下支えしてきたと考えることができる。

このような女性に対する支援が進められる一方で、意図したものではないながらジェンダーにかかわるネガティブ・インパクトの出現が危惧されるグループも存在する。伝統的毛織物の製造を活動内容とするベドウィン（遊牧民）の協同組合である。ベドウィン・コミュニティでは一般的に、男女の伝統的役割分担規範が厳しく、意思決定はほぼ完全に男性の役割とされ、また、女性の労働負荷も高いことが知られている。伝統的毛織物製造にかかわる一連の工程は、家畜から毛を刈る最初の段階を除き、全て女性の仕事とされており、本ケースでも、活動における作業のほとんどを担っているのは女性である。しかし、伝統的毛織物を手がけようと発案したのは男性であり、活動にかかわる計画、プロジェクトを含む外部との意思疎通等は全て男性によって行われ、活動の意思決定における女性の役割は、ゼロではないが名目的なものとの情報であった。伝統的毛織物製造は、プロジェクト以前には廃れていたとのことで、今回の活動により、女性たちは自らの意思に係らず労働力として動員され、既に高い労働負荷をさらに高めてしまった可能性が高い一方で、意思決定プロセスへの参加は向上していない³⁴¹。ただし、本調査では詳細な実態調査を行ったわけではないため、上記ネガティブ・インパクトの存在の有無、また強弱について断定的判断は保留する。

このようなネガティブ・インパクト（の可能性）については、パイロット活動の計画・実施にあたって、適切なジェンダー視点からの検証がなかったことにより、事前検知ができなかったと考えられる。プロジェクトにジェンダー配慮についての専門的な知識・技術をもつ専門家（またはC/P担当者）が投入されていれば、このような潜在的に問題のある（可能性のある）団体を選定しない、または、よりジェンダー配慮を取り入れた形で支援することができたのではないだろうか。前述のモザイク製造組合についても、さらに効果的に女性たちをエンパワーする支援が実施できていた可能性が高い。

このように、一つのプロジェクト内の同一プログラムにおいて正反対のインパクトが出ている（可能性）からは、プロジェクト全体は当然ながら、個々の活動においてもジェンダー分析・ジェンダー視点を継続的に取り入れていくことの必要性を見出すことができる。毛織物製造（ベドウィン協同組合）の事例では、プロジェクトの一部に「女性が大いに活動に関っている」女性支援案件であるとの認識が存在すると見受けられた。しかし、協働組合に女性が参加していることは、それだけで必ずしも女性のエンパワメントにつながるわけではない³⁴²。さらに、上記4.1に既述のごとく、パレスチナにおけるジェンダー問題は非常に複雑かつ多様である。繰り返しにな

³⁴⁰ *Ibid.*

³⁴¹ パイロット・プロジェクト実施団体（ベドウィン組合）面接

³⁴² ILO (2010, 2014)。上記3.2、3.3も参照。

るが、汎用的なジェンダー・コンポーネントは成果が薄い（場合によってはネガティブ・インパクトをもたらす）ことを前提とし、ジェンダーに関する活動は可能な限り全てをテイラーメイド化すること、それを担当するジェンダー専門家としては、パレスチナの社会文化的文脈を理解し、その多様なジェンダー状況に対応できる専門性と技術を持つ人間を投入することを提言したい。そして、そのジェンダー専門家の活動が、プロジェクト全体の計画と活動の中にきちんと組み込まれ、取り入れられることを担保するため、プロジェクトチーム全体のジェンダー主流化能力強化を計画的・継続的に行っていくことが重要である。なお、ここで「テイラーメイド化」とは、本案件に即して言えば、CBTパイロット・プロジェクト活動の計画・実施に当たり、計画中（実施前）に各パイロット・プロジェクト候補グループについてのジェンダー調査を行い、その分析結果に従って、実施中にジェンダー状況改善を促進する方向の支援を（必要であれば個々のグループに向けて個別に）行う、といった対処を想定している。

本案件に関しては、協力期間終了まで半年程度（本報告書作成時点）でもあり、今後大きな活動の変更をすることは物理的に考えにくい。しかし、もし可能であれば、CBT活動については全てについてジェンダー専門家によるレビューを行い、ネガティブ・インパクトの発現やリスクの有無を確認すると共に、もしそれらが発見された場合には適切な対処を行い、また類似案件のために教訓を取りまとめておくことが望ましい。これが困難な場合には、上記4.1で言及された「EVAPジェンダー調査」のように、協力期間終了後に別途、本案件の経験にかかわるジェンダー・インパクトについての調査を行い、今後の協力事業に生かしていくことが考えられる。加えて、今後の類似案件に当たっては、このような意図しないネガティブ・インパクトの発現可能性を視野に入れつつ、案件全体として、ジェンダー専門家のインプットを得て進めていくことを検討すべきであろう。

CBTは一義的には地域住民の経済的エンパワメントを目指したものであるが、上記で検討した2団体を女性のエンパワメントという視点から見る場合、経済的エンパワメントのみならず、団体内、そしてより広く地域・コミュニティの中での社会文化的エンパワメント、ネゴシエーション・パワーや発言力の醸成も必要であると考えられる。今後、CBTパイロット・プロジェクトや、これに相当する活動を支援していく際には、こうした面にも留意した女性の総合的エンパワメントを計ることができるよう、よりいっそうジェンダー主流化に配慮したプロジェクト・デザインを検討されたい。

4.3 零細中小企業受けビジネス開発サービス強化プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2013年9月～2016年9月(予定))

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

パレスチナの雇用創出源として重要な零細中小企業は、脆弱な経営基盤、経営管理能力の不足、マーケット情報の不足など課題を抱える反面、パレスチナ市場が限られていることから、新規市場開拓のため海外への輸出の必要性が認識されている。このため、マーケティングや品質改善に関する研修やアドバイス、コンサルテーションが必要とされているが、これらのビジネス開発サービス(Business Development Service、以下BDS)は、安価なものは質が悪く、質の良いものは高価で中小零細企業には手が届かない状況である。こうした中、JICAはより質のよいBDSを零細中小企業に提供できるナショナル・エキスパートを育成する本プロジェクトを開始した³⁴³。

C/P機関としては、国民経済庁を筆頭に、商工会議所連盟、産業団体連盟、産業団体などが含まれ、こうした団体やメンバー団体の職員などを対象として、質の高いBDSを提供できるようになるための講義や研修などが実施されている。ジェンダー配慮については、プロジェクトとしてのデザインには特に取り入れられていなかったが、初年度にC/P機関(産業団体連盟)からの提案で、女性企業家団体が新たにC/P機関として加わったほか、これらの機関が研修生として女性を積極的に送り込んでいることなどから、結果として一定程度プロジェクト内で女性の参加が実現している³⁴⁴。

また、他のC/P機関(商工会議所連盟)では、特にインフォーマルな零細企業(税制登記していない企業)で女性によるものも多い現況に鑑み、自団体の会員増加、会員サービス改善という観点から、団体支部に女性企業家担当ポストを設けたり、女性企業家に向けたビジネス開発サービスの開発を模索するなどの活動を始めている³⁴⁵。複数のC/P機関が、本プロジェクトでも女性企業家をターゲットにしたビジネス開発サービスにかかわる活動を取り入れたいとの意見を表明した³⁴⁶。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

上記3.3で記載のように、女性起業家による零細中小企業はパレスチナではまだ低調であり、これには生活上の必要性に迫られて起業した女性が、それ以上にビジネスを広げようというマインドセット、またそのために必要な技術や情報を持っておらず、それへのアクセスも限られている

³⁴³ JICA(2015g)

³⁴⁴ 産業団体連盟(PFI)、女性企業家団体(BWF)面接

³⁴⁵ 商工会議所連盟(FPCCIA)面接。なお、こうした動きには他ドナー(この件ではドイツ国際協力公社、GIZ)からの働きかけも影響している模様。

³⁴⁶ PFI、FPCCIA、BWF 面接

ことが要因として挙げられている。また、女性起業家・企業家に対して、男性企業家が「同等のビジネスパートナー」として接しないことがあることも報告されている³⁴⁷。

しかし、上述のように、C/P 機関である業界団体では、零細企業を含む女性起業家による企業を取り込みたいという機運が高まっており、産業界として女性起業家を支援しようという環境は徐々に整いつつあると考えられる。

他方、労働庁を中心に、被雇用者としての女性（女性労働者）の労働参加を高めたいという動き³⁴⁸がある。問題意識として、男女賃金格差の解消や、職場環境の改善などが挙げられる。また、上記 3.3 で論じたように、女性労働者を受け入れる職種・業種が限られている現状から、労働者・職業人としての女性のより多様なポテンシャルについて、男女企業家の意識向上を促進することが検討できる。

本案件のタイムフレームでは、改めてジェンダーにかかわる活動を導入することは物理的に難しいかもしれないが、今後の類似案件では、ジェンダーの視点を案件デザイン時から継続的に入れ込むことが望ましい。具体的には、以下が考えられるだろう。

- デザイン時(PDM 含む): 零細中小企業界ならびに経済界全般における女性参加の状況を調査の上、支援対象のニーズについてジェンダー分析を行うと共に、女性起業家・企業家のグループを支援対象の一部として検討する。
- 活動時: 具体的活動における BDS 開発・研修の中に、以下を含める。
 - ✓ 女性起業家・企業家をターゲットとする BDS の開発
 - ✓ 男性企業家をターゲットとする、女性ビジネスパーソンとのビジネスの仕方にかかわる BDS、あるいは研修
 - ✓ 男女企業家をターゲットとする、女性労働者に配慮した職場環境の整備や職場内の性的ハラスメント防止策などにかかわる BDS、あるいは研修
 - ✓ 男女企業家をターゲットとする、現在女性が少ない・不在の職種・業種における女性労働者活用可能性に関する研修(意識向上研修)

また、本案件では、政府機関としての C/P は国民経済庁だが、国民経済庁を C/P の要として維持しつつ、加えて労働庁にも C/P として主体的に参画してもらうことが可能であろう。これにより、雇用者としての女性支援だけでなく、労働者としての女性支援の側面を強化することが期待できる。

また、基本的なことだが、プロジェクト関連データの蓄積時には、必ず男女別にデータを取り、

³⁴⁷ ETF (2014)、PFI、FPCCIA、BWF 面接

³⁴⁸ 上記 3.3 参照。

整理することが望ましい。

4.4 難民キャンプ改善プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2016年2月～2018年1月(予定))

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

上記3.1で述べたように、難民キャンプでは建物だけでなく上下水道、電気、道路舗装などのインフラの整備に不備があり、衛生状態を含め生活環境に大きな問題を抱えている。インフラや社会サービスの提供は、地域自治体とUNRWAが分担して行っているが、自治体は恒常的に資金不足であり、UNRWAも近年財政難に陥っていることから、インフラ整備を含む公的サービスは、NGOやドナーの一時的支援に依存する状況である³⁴⁹。

パレスチナ難民問題の抜本的・政治的解決に見通しがつかない状況下で、難民キャンプにおけるこうした生活環境を改善する一方策として、環境改善事業における住民(難民)の積極的な参加を促進し、住民とともに問題解決を目指す必要がある。また、キャンプ居住難民はキャンプ外住民と比較して貧困度が高いことから、生計向上についても同様に、参加型開発における計画を取り入れ、JICAはこのような認識に立ち、本案件の詳細計画を策定中である³⁵⁰。

詳細策定調査では、キャンプでの情報収集時に必ず女性センターでの聞き取りを含めるなど、女性の抱える課題に配慮した調査を行っている。他方、女性の意見やニーズをキャンプの意思としての(参加型)計画に取り入れるための具体的な対策については、今後の計画策定によることとなる。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

● 「住民委員会」など男性の巻きこみ

ジェンダー主流化は単純な「女性支援」とは異なり、男性と女性の関係性に関するものなのは周知のとおりである。また、近年の開発援助においては、女性支援にあたり、地域コミュニティ、特に男性の巻きこみが重要であることが国際的コンセンサスとなりつつある。こうした中、本案件でジェンダーを考える上でも、いかに(女性だけでなく)男性をアクターとして取り込んでいくかを検討することが重要であろう。ここで、本案件がパレスチナ難民キャンプにおける参加型による生活・環境向上という枠組みであることから、隣国ヨルダンのパレスチナ難民キャンプにおける「パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト」の経験が参考になると思われる。同プロジェクトでは、難民キャンプ在住女性の生計向上支援において、キャンプ・コミティ³⁵¹と

³⁴⁹ JICA (2015d)

³⁵⁰ *Ibid.*

³⁵¹ パレスチナにおける「住民委員会」に相当する、キャンプの運営を担う難民自身による自助組織。

の協力関係を築き、それを梃子に、老若男女のジェンダー意識向上のためのワークショップ³⁵²の継続的開催などを実施してきた。パレスチナとヨルダンでは、同じパレスチナ難民キャンプであっても政治社会的文脈が異なるため、同プロジェクトのコンポーネントをそのまま取り入れるわけにはいかないが、その教訓を生かすことはできるであろう³⁵³。

● キャンプの「参加型計画」策定における女性の「参加」

近年の世界各国での参加型開発における様々な経験からは、単に女性が「参加者」「メンバー」として在籍する、あるいは在席するだけでは、女性視点による意見が取り入れられることが担保されないことがわかっている。さらに、パレスチナの社会文化的文脈では、これまで述べてきたように「意思決定するのは男性の役割」、「女性は家族以外の男性とむやみに関するべきでない」という伝統的ジェンダー規範がある上に、近年は社会全体の保守化が進展しており、生活上のサバイバルのために揺らぎ始めたジェンダー役割などの「変化」に対する（意識的・無意識的な）男性側からの反発がありうることも予測しておくべきであろう。女性たちは、このような男性たちのプライドを傷つけず、平穏な関係を維持するために、例えば自らの経済的貢献を意識的に過小評価して見せるなどの対処戦略（coping strategy）を使う傾向があると報告されている³⁵⁴。

このような状況を考え合わせると、まず物理的に男女が同席する「場」では、女性の意見やトピックに対する賛否などがきちんと表明されるとは考えにくい。様々なシチュエーションで「参加型」ミーティングを行う際に、安易に男女を同席させない、といった対応を常に考慮すべきであろう。「女性委員会」的な組織をつくり、その組織からの提案を必ずXX項目以上、キャンプ全体の計画に反映させることを必須とする、といった、クオータ的な措置についても検討余地があると思われる。さらに、「女性委員会」の運営に当たっては、その支援に当たる外部者（専門家、C/P、ローカルコンサルタントなど）が男性であれば、その男性の意図が（「男性の」意図であるがゆえに）委員会の議論や結論に影響するリスクが考えられる。男性外部者が「女性委員会」に関るべきでないと言うつもりは毛頭ないが、ジェンダーについてきちんと理解していることは必須であろう³⁵⁵。なお、これは、上記4.1で述べたように、パレスチナにおけるジェンダー事情は非常に複雑で個別的であることから、通り一遍なジェンダー研修を受ければよい、というものではないことを言い添える。

4.1での議論において、複雑性と共に見出された点に、男性側のジェンダー・アウェアネスの高

³⁵² 同プロジェクトでは、例えば、ワークショップの題材の一部として、高名なイスラム学者が「女性を抑圧するのは本当のイスラムではない」と説き、世間的に流布する誤ったイスラム教の解釈を正すDVDを作成した。こうした試みはパレスチナでも活用できるのではないかと(JICA (forthcoming))。

³⁵³ 同プロジェクトについては、JICA (forthcoming)でも経験と教訓を検討している。

³⁵⁴ World Bank (2010)

³⁵⁵ 念のため、外部者が女性であればよい、という意味ではないことを追記する。女性外部者がジェンダー課題を理解していないことはまある。

低が、少なくとも短期的には集団（本プロジェクトであればキャンプ）の行動におけるジェンダー包摂を測る上での変数として活用できるのではないかという知見があった。プロジェクト活動の初期段階で、対象各キャンプにおける男性・女性のジェンダー・アウェアネスについて調査・検討し、その分析に基づいて当該キャンプでの活動を進めていくことが望ましい。ただし、4.1での議論は既述のように暫定的なものであるため、男女のジェンダー・アウェアネスが具体的にどのように集団の行動に影響するのか、そもそもそのアウェアネスを形作る要因は何なのか、そしてアウェアネス以外の重要変数は何なのか、など、今後具体的に分析、議論すべき点は多い。

● 既存の「女性センター」の活用・強化

上記 3.1 で述べたように、西岸でもガザ地区でも、大多数のキャンプに「女性センター」が存在し、活発さは様々であるが、キャンプ在住女性の集団的（組織的）行動の拠点となっている。本調査からは「女性センター」以外の難民女性の自助組織の存在は不明であったため、別途女性組織が活発に活動していることが判明しない限りは、本案件としても「女性センター」の活用と強化を、プロジェクト活動におけるジェンダー・コンポーネントの中で検討すべきだと考える。

「女性センター」への支援は、概して UNRWA が中心となり、キャンプによっては個別に NGO などの小規模な支援が入っている場合があるようだが、UNRWA の支援は資金難などのため縮小方向にあるため、「女性センター」関係者からは、国際社会の支援が減っていることへの不安と不満が聞かれた³⁵⁶。逆に言えば、現時点において、自助努力により持続的にセンターでの活動を発展させていこうという意思はまだ弱い。「参加型」という本案件の枠組みを活用し、女性たちの自主的なインセンティブによる活動を促進することが望ましい。

なお、本案件ではキャンプのインフラ整備と並び、住民の生計向上支援も視野に入れているが、本調査で把握した限りでは、「女性センター」で実施されている生計向上対策は、刺繍、縫製、工芸品製作、ケータリング事業など、いわゆる「女性の仕事」、伝統的な女性の役割（家事労働）の延長線上のタイプのものが多かった。女性の職業・職種が多様化せず、女性の経済的エンパワメント促進の難しさを助長し、伝統的女性役割を固定する方向にも働きうることは、上述 3.2 並びに 3.3 で述べたとおりであり、本案件で生計向上を支援する場合にも、いわゆる「女性の仕事」でないタイプの職業についても検討することが望ましい。

さらに、上述 3.1 で論じたように、現在「女性センター」に関っている女性たちは、少なくとも自分の意思で外出し、家庭外の社会生活を持つことができている人々であり、家族や周辺の反対などのために自宅内に閉じこもっている女性が相当数存在するであろうことに留意しておくべきであろう。本案件が難民女性の意思を取り込んでいくものならば、こうした「隠れた」女性た

³⁵⁶ 難民キャンプ訪問調査、JICA (2015a)、UNRWA (2015a)。

ちの問題意識や意見を、いかに吸い上げることができるかを忘れるべきではないと考える³⁵⁷。

● 政治的文脈を踏まえたジェンダー主流化活動

本案件でジェンダー配慮を取り入れるに当たり、上述のように難民キャンプ住民委員会との連携・協働を考えるならば、特にガザ地区においては政治的文脈を理解した上で計画と活動を決定することが重要かつ必要であろう。ハマスが実質的な政権であるガザ地区では、場合によっては「現代的」なジェンダー主流化が問題視されることがあり³⁵⁸、また、住民委員会自体に政治性がある可能性もある。

● 「女性視点による計画」への柔軟な配慮

本調査の聞き取りによれば、難民キャンプ在住女性を対象とした支援策（プログラム）の内、レクリエーションな性格を持つもの（例：大型バスによる国内遠足）が高い評価を受けていた³⁵⁹。女性たちが日々苦しんでいる精神的ストレスの軽減や、様々な移動制限などにより自力では不可能な行動ができたことなどが評価されたものと考えられる。これは一例に過ぎないが、本案件において女性たちが自ら作った「参加型計画」において、本案件が想定するインフラ整備や生計向上策とは若干枠組みの違う「計画」が提出された場合に、どのような対応を取るかについての検討材料とすることができるだろう。枠組みが異なる計画を100%否定するのではなく、何らかの形で支援することができれば、女性たちの生活の質の向上という意義があるだけでなく、彼女たちの主体的な計画能力・行動力の強化・促進に資するであろう。

³⁵⁷ ただしこれは、必ずしもこれら「隠れた」女性たちが、例えば参加型計画の会議に物理的に出席すべしということではない。既に「女性センター」に閉まっている女性たちの能力強化がされれば、彼女たちを通じて、「隠れた」女性たちの意見を効果的に取りまとめることができるかもしれない。あるいは、能力強化された女性たちがロールモデルとなって、中長期的に「隠れた」女性たちの行動変容を促すことになるかもしれない。

³⁵⁸ 上記 2.1、2.2 を参照。

³⁵⁹ 難民キャンプでの面接、UNRWA (Jerusalem) 面接

5 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業

支援分野	実施機関名	概要
ジェンダー全般/政策レベルにおけるジェンダー主流化		
Increased Accountability in Financing for Gender Equality	UN Women	ジェンダーに配慮した予算策定と執行に向けた政府関係者の能力強化、並びにコンサルテーション。
Gender Tracking in DARP System	UN Women	DARP はコンピューター上のドナー資金トラッキングシステムだが、これに「ジェンダーマーカー」を導入し、ドナー資金がどのようにジェンダー主流化に使われているか/いないかをモニターし分析できるようにする。
Gender Initiative Programme	UNRWA	ローカル NGO を主な実施パートナーとして、ガザ地区の女性の職能研修、健康教育、ジェンダーに関する意識向上研修を実施。
法治		
Strengthening the Rule of Law in the oPt: Justice and Security for the Palestinian People	UNDP & UN Women	警察や法曹関係者（検事、判事など）の能力強化によって法治能力を高め、もって女性の保護を改善する。GBV 被害者の保護能力強化にも役立つと期待されている。
生計向上、経済開発		
Deprived Families Economic Empowerment Programme (DEEP)	UNDP	マイクロファイナンス/グラントと職能訓練によって、貧困家庭の生計向上プロジェクトを支援。男女共に対象とするが、女性の経済的エンパワメントに配慮し、ほぼ半数を女性によるプロジェクトとしている。
Job Creation Programme	UNRWA	短期～中期の職の斡旋によって貧困パレスチナ難民の生計向上を支援。6割程度の職が女性向けに割り当てられ、2015年からは UNRWA 施設の警備員として女性を雇用する試みが始まった。
Private Sector Development Programme (PSDP)	GIZ/SIDA	基本的に零細中小企業セクターの開発を目指し、関連団体（企業団体など）の強化を進めるものだが、ジェンダー主流化が含まれており、企業団体におけるジェンダー・ユニット構築などが進められている。
コミュニティ開発		
“Together We Stand”	UNFPA	18-24歳の若者を対象に、各種のライフ・スキルの研修や、小規模イニシアティブ実施支援を通して、生活力の強化とコミュニティへの関与増を促進し、同時に生計向上を目指す。
GBV		
Working together to stop GBV	UNFPA	広範なリファレル・システムを通じ、GBV 被害者のリプロダクティブ・ヘルスサービスと心理ケアサービスへのアクセスを改善する。
GBV Referral System	UNRWA	UNRWA の難民キャンプ施設に、GBV 被害者の様々なニーズ（医療、心理、法的サポートなど）に応えられるリファレル・システムを稼働させている。

6 パレスチナにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点³⁶⁰

6.1 多様なジェンダー状況への留意とジェンダー関連分析の重要性

本報告書各所で論じてきたように、難民・非難民、ベドウィンか否か、移住経験・居住地域など、所属集団の属性や経験により、また西岸とガザ地区の政治・社会・経済状況の違いなどにより、ジェンダー規範や女性のエンパワメント状況が非常に複雑で多様なのが、ジェンダーという視点で見るとパレスチナの特徴である。このため、個々のケース・集団により、同じ支援プログラムや活動がポジティブ、ネガティブ双方の結果を導くことがある³⁶¹。

このため、支援活動においてジェンダー主流化を図る手段として、個別のケースにおけるジェンダー状況の調査・分析を行わず、汎用的な「ジェンダー研修」などを取り入れるといった簡易な対応は、必ずしも対象集団のジェンダー状況を改善するとは限らない。パレスチナにおけるジェンダー主流化・ジェンダー支援は「面倒なもの」であることを前提とし、パレスチナの政治社会的文脈を踏まえ、ジェンダー事情の複雑さと個別性を十分に分析し、対応することのできる技術と専門的知識のある専門家が活動に関与することが大切である。そして、その案件と対象集団の特徴に即し、計画・活動を「テイラーメイド化」することができる方が良い。

全ての案件にジェンダー担当専門家を常駐させるのは現実的でないだろうが、いずれの案件においても、案件形成時、PDM 策定・改定時、裨益者集団などの選定時、コンポーネントの導入・変更時、等のポイントでジェンダー専門家をたとえば短期専門家といった形で派遣し、可能な限りの「テイラーメイド化」を含め、より効果的にジェンダー支援をできるよう、またネガティブ・インパクトを回避できるように調整することが望まれる。活動のレビュー、評価にいたるまで、活動実施の全サイクルにおいて、ジェンダー専門家のインプットが継続的に行われるようにすべきであろう。

ジェンダー専門家が活動する際には、本報告書 4.1 内の「『多様性』についてのケーススタディ」で試みたような、対象集団の属性・特徴と、ジェンダー関連情報の収集・分析を行い、結果を整理することを提言したい。同ケーススタディでは、特に集団内男性のジェンダー・アウェアネスが集団内ジェンダー状況と密接に関わっていることが示唆されたことから、集団内男女のジェンダー・アウェアネスの測定・分析が最初の一步となりうるだろう。しかし、同ケーススタディはあくまで今後、議論と調査分析を深めるための「たたき台」であり、男性のジェンダー・アウェアネス以外に、あるいは以上に、パレスチナという文脈において重要視すべき要素が見出される

³⁶⁰ 本章は、基本的に JICA 並びに日本の ODA による開発援助実施事業に資することを想定して記載するが、他機関による開発事業においても参考となる議論を目指した。

³⁶¹ 上記 4.1、4.2 を参照。

可能性は充分にある。また、上記 2.1 で類型化した、集団の属性によるジェンダー規範の強弱についても、今後の情報収集と分析を踏まえ、適宜修正、改定していくことができればよいであろう。

また、関連し、複数の支援分野でこのような調査を行い、その結果を分野横断的に集積・蓄積していくことを提言したい。中長期的に、パレスチナ支援に資する貴重な知的財産となることが期待できる³⁶²。

追加的に、上記のようなジェンダー関連情報収集においては、多様な立場の女性について確認することを進言する。従来のパレスチナにおける女性支援、さらにはジェンダーに関する調査・分析では、「妻」という立場にある女性を取り上げることが多かったが、今回の調査においては、未婚の成人女性（世帯主の娘や姉妹等）の状況が「妻」以上に劣悪であり、被搾取のリスクが高いことが示唆された³⁶³が、詳細に立ち入ることはできなかった。今後の調査と分析に期待したい。

6.2 GBV 対策としての生計向上支援の検討

パレスチナにおけるジェンダー課題は多岐にわたり、それぞれの支援において全てを網羅することは現実的でないが、ジェンダーに基づく暴力（GBV）と貧困対策（生計向上支援）に関しては、一定程度「二兎を追う」ことが検討可能である。

安定し安全な生計手段へのアクセスを持つことは、GBV の予防・防護対策として効果があると考えられている³⁶⁴。GBV は社会的タブーであるため、個別のケース（例えば支援対象の特定のコミュニティ）では、政治的あるいは社会的状況から、声高に GBV そのものに焦点を当てる支援を計画または実施することができづらい場合があると推測される。そうした場合にも、「GBV 対策を包含する（が、場合によって、あえてそれを謳わない）生計向上支援」ならば検討することができるのではないだろうか。

紛争地域での GBV と生計手段の相関を分析した先行研究によれば、家庭内暴力に関しては、女性が家庭外で働き始め、伝統的ジェンダー役割が変わり始めると、「稼ぎ手」としての権威を脅かされた男性がより暴力的になる傾向があるが、これは「女性が金を稼いでくる」＝家族全員に便益があることが男性・女性・他の家族メンバーにとって明らかになるにつれて収まることが多い³⁶⁵。また、支援の当初段階から、コミュニティ・リーダー、夫など家族や周辺を含めた男性を巻き込むべく活動をデザインすることで、この面での（一時的にせよ）ネガティブ・インパクト

³⁶² ここで提案したような詳細なジェンダー関連調査・分析が、物理的に困難な場合には、最低限関連データをジェンダー別に収集・蓄積しておくことが重要であろう。

³⁶³ 具体例については上記 4.1 を参照。

³⁶⁴ UN Women (2014b)

³⁶⁵ Women's Refugee Commission (2009)

を軽減することが期待できる³⁶⁶。生計向上支援の計画に当たっては、こうした点に留意することが重要だが、上記に論じたように、パレスチナではこの「稼ぎ手」にかかわるジェンダー役割の転換は既に現れており、女性の経済的貢献が家族全員のサバイバルにとって不可欠になりつつある。つまり、「稼ぎ手としての権威とプライドを脅かされた夫の暴力的傾向」は現在既に現れている可能性が高い³⁶⁷。だとすれば、そのネガティブ・インパクトを可能な限り削減するという面でも、女性に対する生計向上対策の意義が高まる。

生計向上支援は、経済的エンパワメントの文脈で検討されることが多いが、これまで見てきたように、パレスチナにおけるジェンダー課題は、政治的³⁶⁸・社会文化的・経済的といった様々な背景が重層的に作用しあって発現している。要因が複数の側面に関るので、それを解きほぐしてエンパワメントを図るためには、介入も複数の側面に対処しなければならず、結果、成功すればエンパワメントも複数側面にわたるものとなる。

よって、パレスチナでジェンダー支援をするのであれば、こうした複数の側面にまたがるものとして、課題、要因、対応策を考察検討し、それに従って2側面以上のエンパワメントを同時に促進することを考えるべきであろう。「生計向上支援」と「GBV対策」も、このように考えるならば、経済的エンパワメントと安全の確保だけでなく、世帯内やコミュニティにおける発言力の上昇や伝統的ジェンダー規範の見直しと言った、政治的・社会的エンパワメントの促進を含有したものとして活動をデザインし、実施していくことが望ましいであろう。

なお、GBVは実態が見えにくいこともあり、支援活動として「成果」が眼に見える形で発現しない可能性が高い。計画・実施時はもちろん、評価に当たっても、「目に見えない成果」をどうすく上げることができるかを十分に検討することが重要である。

補足的な点として、女性の労働参加が進まない一因に、子供を見る人がいないことが挙げられる。生計向上支援活動においては、その一環として、保育所や保育サービスの整備を検討することが可能であろう。貧困率、失業率、出生率の高いグループ（例：難民女性、ガザ地区の女性）の支援活動においては特に意義があると思われる。保育サービスであれば、保育士などサービス提供者が関るため、雇用創出にもなる。

6.3 金銭のコントロールにおけるジェンダー事情への留意

上項の生計向上支援にも関連して、以下に金銭のコントロールについての留意点を整理する。上記2.1で述べたように、資源へのアクセスとコントロールの度合いは、その女性がどの程度抑圧

³⁶⁶ Women's Refugee Commission (2011)

³⁶⁷ World Bank (2010)で採集された、失業中の夫を「立てる」ことに気を使い、自らの経済的貢献を目立たないように行動する妻たちは、こうしたメカニズムに対抗した危機対処戦略をとっていると考えられる。

³⁶⁸ ここでいう「政治的」(political)とは、「議員に立候補する」といった「政治」だけでなく、夫に対する妻のバーゲニング・パワーなどの、小規模なパワー・バランスに関するものを含有する。

されているか（あるいはエンパワーされているか）を測る尺度ともなる重要な視点であり³⁶⁹、金銭という現代生活に欠かせない資源のコントロールを見ておくことは、パレスチナ女性のエンパワメントを計るにあたり欠かせないであろう。なお、上項の繰り返しとなるが、ここで言うエンパワメントとは、狭い意味での経済的エンパワメントに限るものではなく、ネゴシエーション・パワーを含めた政治的エンパワメント、社会文化的エンパワメントに関する多層的なものである。

まず一般的状況として、パレスチナにおいて世帯内の金銭をコントロールするのは男性の役割である³⁷⁰。しかし世帯に男性が1人とは限らない。「EVAP ジェンダー調査」によれば、少なくとも農家世帯において、一家の「財布」には様々なパターンがあることが示唆されている。核家族か、大家族か、現金収入を得ているのは誰と誰か、固定収入か臨時収入か、はたまたそれらの組み合わせか、など多様な変数があり、同一世帯の中でも時期や場合によって変動しうる³⁷¹。つまり、女性が金銭のコントロール権を一部なりとも獲得すれば、それはその女性にとってエンパワメントへの大きな一歩となるが、どのようにそれを獲得するかは個別の世帯、ケースによって様々な道筋が考えられるのである。よって、上記 6.1 で論じた他のジェンダー関連課題と同様、「汎用的対策」的なものをマニュアル化するのは困難であろう。ここでもタイラーメイド化が望ましいが、しかし現時点では、雑駁な傾向すら不詳であることから、まずは情報が必要である。地域性、社会階層や経済階層による差異・傾向、職業（給与所得者、農家、自営業者、賃労働など）、世帯サイズなどの変数が考えられる。この点に着目した調査を実施することが望まれる。大掛かりな調査が難しければ、個別プロジェクト内でのベースライン調査の一部として実施することも検討可能であろう。

また、女性の金融サービスへのアクセス手段として定着したマイクロファイナンスであるが、他国での経験と同様、パレスチナでも「諸刃の剣」であることが見て取れる³⁷²。女性対象のマイクロファイナンス・プログラムからローンを借りても、その使い道を女性自身がコントロールできない場合（「ローンの窓口化」した場合）には、女性のエンパワメントにつながらないだけでなく、場合によっては、「夫が使ってしまった金なのに、返済だけが妻の責任となり、返済するために他から借金して多重債務に陥る」といったネガティブ・インパクトを引き起こす可能性がある。もちろん、女性自身が借りたローンをコントロールし、さらにそれによって継続的に生計を向上させ、エンパワメントを得るというケースもありうるが、少なくともマイクロファイナンスを検討する場合には、上述のようなリスクを充分考慮すべきであろう。

³⁶⁹ The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013)。世帯によっては、女性が「へそくり」的に自由になる一定額の金銭を保持している場合もある。へそくりと言っても夫公認であるケースもあるようだが、詳細は明らかでない(JICA (2015b))。

³⁷⁰ 上記 2.1 参照。

³⁷¹ 上記 4.1 参照。

³⁷² 上記 3.3 参照。

6.4 「女性にふさわしい」分野の殻を破る支援の検討

女性の就労や労働、関連して教育を検討した結果、女性の多くが（様々な要因のために）「女性にふさわしい」分野にとどまっていることが、女性の労働参加や経済的エンパワメントの進展を遅らせている一因であることが見て取れた³⁷³。「女性にふさわしい」（家事労働や母親的な役割に近い）分野は、女性が伝統的に研鑽を重ねてきた分野であり、男性に対しての比較優位性という意味でこれを否定することはできないが、しかし、女性たちが「ふさわしい」分野での教育専攻や就労に集中しすぎているがために、語弊を恐れずに言えば女性同士で職や機会の奪い合いが起きている状況にある。

生計向上（経済的エンパワメント）支援や民間セクター支援、また今後の可能性として教育セクター支援などを手がける場合には、こうした「女性にふさわしい」分野の外にある分野への進出を促進することが検討できるのではないだろうか。ただしこの場合には、なぜ女性が「ふさわしい分野」を選択するのかを確認する必要がある。つまり、個々人の興味関心や得意不得意だけでなく（あるいはそれ以上に）、両親・夫など家族を含めた周辺や許容する分野が「ふさわしい」分野しかない、という社会状況があると思われることから、関連する支援活動をする場合には、対象となる女性自身のみならず、周辺の家族やコミュニティなどに対しても働きかける必要が出てくるであろう。

6.5 チェックリストによるコミットメントの担保

今日、パレスチナにおいてジェンダー主流化や女性の支援活動をしていく上で、国際的にも日本国内的にも、以下の2文書に関して、コミットメントと整合性の確保が必要である。

- 1) 国連安保理決議 1325 号—日本国内計画³⁷⁴
- 2) パレスチナ援助協調体制におけるジェンダー憲章³⁷⁵

これらについては、JICAの支援全体としても準拠していくものであるが、例えば各プロジェクトが個々に細部にわたってこれらの文書を読解・確認し、コミットメント法を考えるのは、個別プロジェクトとしても、また監督管理していく JICA としても効率性が悪く、効果も担保しにくくなる。そこで、これらに準拠する際の必要事項を分析・整理し、チェックリスト的なものとしてまとめておくことを提案する。各プロジェクトや案件担当者が、活動の計画・準備・実施・評価のそれぞれのサイクルにおいて、立ち返って確認できるよう作成しておけば、実施担当者にとっても、管理監督する側にとっても、より効率的かつ効果的なコミットメントの担保が可能になる

³⁷³ 上記 2.1、3.2、3.3 を参照。

³⁷⁴ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101797.pdf> (accessed 11/Dec/2015)

³⁷⁵ 上記 2.2 を参照。

であろう。

なお、上記 2) は、国際社会ドナーがコミットすべき分野に関するコンセンサスとして取りまとめられたものであり、ドナー間のオーバーラップを避ける意味でも活用が可能であると思われる。パレスチナ側の担当は女性課題庁、ドナー側では Local Aid Coordination Secretariat (LACS) が調整機関となっており、UN Women も協力している。上記のような対応を進める際には、これらの機関との事前調整が必要となるであろう。

なお、上記 2.2 で記載したように、パレスチナ暫定自治政府としても、国連安保理決議 1325 号のパレスチナ国内計画を作成すべく準備中である。同計画が策定された際には、同様のチェックリストの作成を検討することが考えられる。

7 ジェンダー関連機関／組織リスト

組織	活動	連絡先
政府組織・アカデミア		
Ministry of Women's Affairs	ナショナル・マシナリーとして、政府のジェンダー主流化を促進。政策におけるジェンダー主流化、女性市民団体と連携。	P. O. Box 4616, Al-Beireh, West Bank
The Institute of Women's Studies at Birzeit University	ジェンダーと女性問題に関する調査研究。	Birzeit University, PO Box 14, Birzeit, West Bank women-inst@birzeit.edu
国際機関、ドナー機関		
UN Women	ジェンダー主流化、女性のエンパワメント。政治的エンパワメント、ジェンダー予算、政府機関強化、GBV。政策支援、プロジェクト。	P. O. Box 51359, Jerusalem
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス、セクシャルヘルス、GBV。女性と若年層のエンパワメント。政策支援、プロジェクト。	P.O. Box 67149, Jerusalem 91517
UNICEF	児童と若年層のエンパワメントと保護。政策支援、プロジェクト。	P. O. Box 25141, Jerusalem
UNDP	人間開発、貧困削減、法治の促進。政策支援、プロジェクト。	4A, Ya'kubi Street, P.O.Box: 51359, Jerusalem
UNRWA	パレスチナ難民支援。教育、保健医療、ベーシック・ニーズ、生計向上。	Gamal Abdul Nasser Street, Gaza City / Sheikh Jarrah, East Jerusalem
Palestinian Women's Research and Documentation Centre, UNESCO	ジェンダーに関する調査研究と文献収集。	Info@pwrdc.ps/z.kamal@unesco.org
OCHA	緊急・人道支援に関する支援機関の調整、情報管理。	MAC House 7 St. George Street. P.O. Box 38712, East Jerusalem
LACS (Local Aid Coordination Secretariat)	国際機関・支援機関間の調整。	Al-Rimawi Building, Al-Ersal Street, Al-Masayef, Ramallah, West Bank secretariat@lacs.ps
民間団体、NGOs		
Business Women Forum – Palestine	女性企業家団体。小規模女性起業家支援(能力強化、プロモーション支援等)	2 nd Floor, Al-Fare' Building, Al-Bireh, West Bank
PNGO (Palestinian NGOs' Network)	パレスチナ NGO のアンブレラ団体。ネットワーク、アドボカシー、NGO スタッフの能力強化。	Jerusalem Main Street Beside Al Swees Station, Ramallah , West Bank
WATC (Women's Affairs Technical Committee)	女性運動団体のリーダー的存在。アウェアネス・レイジング、アドボカシー。	P.O.Box 2197, Ramallah, West Bank / Awad Center, 2nd Floor, Radio Street , Ramallah, West Bank.
ASALA (The Palestinian Businesswomen's Association)	小規模女性起業家支援。マイクロファイナンス、能力強化。	Issa Suleiman Building, 2nd Floor, Al Mubadeen St., Al Bireh, West Bank
Aisha Association for Women & Child Protection	ガザ地区でのジェンダー支援各種活動。	Gaza Seaport, Gaza City, Gaza Strip

組織	活動	連絡先
WCLAC (Women's Centre for Legal Aid and Counselling)	調査研究、アドボカシー。	23 Wadi'a Shatarah Street, Batn Al-Hawa, Ramallah, West Bank
PWWSD (Palestinian Working Woman Society for Development)	政治的・経済的エンパワメント支援。	Alanbia Street, Real Estate Company Building 3th floor, Ramallah, West Bank

8 用語・指標解説

用語説明

用語	説明
エンパワメント	エンパワメントとは、人々が自分たちの生活に関してコントロールをもっていることである。目標の遂行及び価値観に基づいて生きることができ、独立していて、個人及び集団で選択をしたり決定することができること。
ジェンダー	生物学的な性別 (sex) ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダー主流化	ジェンダー主流化とは、全ての政策や施策、そしてその実施は、男性と女性に別々の影響をもたらすという理解に立った上で、政策、施策、その実施の全ての段階において、男性と女性の異なったニーズ、また男性と女性が異なった形で受ける影響を明らかにしていくプロセスを言う。そのように実施されれば、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段となる。
ジェンダー予算	国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、各政策の影響が公平にいきわたるよう、政策の変更や予算の再配分を行うこと。
ナショナル・マシナリー	女性の地位向上のための国内本部機構は政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は政府全体にわたってジェンダー平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。
リプロダクティブ・ヘルス(RH)	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。

指標説明

指標	説明
人間開発指標(HDI)	平均余命、成人識字率、全教育レベルでの就学率、そして1人当たりの実質 GDP(購買力平価換算値)から算出される。人間の基本的能力の国の平均、つまり国民が長生きして健康的な生活を送っているか、教育を受け、知識をもっているか、まともな生活水準に達しているかを概観するための指標として活用されている。
ジェンダー・エンパワメント測定(GEM)	女性の潜在能力ではなく機会に焦点を当て、国会議席における女性占有率、管理職と専門職・技術職における女性の割合、そして男女の推定勤労所得の4つの変数から算出される。
ジェンダー開発指標(GDI)	人間開発指標と同様の3つの指標(健康、教育、生活水準)に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整し、算出される指標。
ジェンダー不平等指標(GII)	GEM、GDIを発展継承させた、男女の格差を表す指標。RH、エンパワメント、雇用機会の3分野における男女の数値から算定される。
ジニ指数	所得格差の指標の1つであり社会を構成する人々の所得がどの人

指 標	説 明
	も等しいときにゼロ、ある 1 人の人に所得が集中する場合に 1 の値をとり、その値が低いほど所得格差が少ない。
労働参加率	労働参加率とは、生産年齢人口(通常 15 歳以上の人口から、高齢・疾病・犯罪などの理由で老人ホーム、病院、刑務所等の施設におり働けない人を除いた者)に占める労働力人口(生産年齢人口のうち、働く意志を表明している人)の割合。
失業率	「失業」ならびに「失業率」の定義、そして算定方法は、国によって異なっている。ILO の定義によれば、失業とは「特定の年齢以上の人、特定の期間において、職に就く能力があり、職を探しているにもかかわらず、職に就いていない状態」を示す。
総就学率	年齢に関わりなく所定の教育段階に就学する学生あるいは生徒の数であり、同じ教育段階に相当する公定学齢の人口に対する割合として表される。
純就学率	所定の教育段階に関する理論上の年齢集団において、その教育段階に就学する生徒あるいは学生の総計であり、その年齢集団の総人口に対する割合として表される。
合計特殊出生率	15～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値。
妊産婦死亡率	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後 42 日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生 10 万に対する死亡数で表す。MDG5 の目標達成度を測る指標の一つ。
乳児死亡率	出生時から 1 歳になる日までに死亡する確率。出生 1,000 人当たりの死亡数で表す。
5 歳未満児死亡率	出生時から 5 歳になる日までに死亡する確率。出生 1,000 人当たりの死亡数で表す。

9 参考文献

英語・アラビア語資料

- Abdullah, S. and Hattawy, M. (2014) *Policies for Scaling Up Female Entrepreneurship in the State of Palestine*, Palestine Economic Policy Research Institute (MAS)
- Al-Falah, B. (2014) *The Informal Sector in the Occupied Palestinian Territory*, Palestine Economic Policy Research Institute (MAS)
- Center for Development Studies, Birzeit University (2015a) *Monitoring the Reality of the Circumstances and Rights of Women Working in the Agriculture Sector*, Ramallah, Palestine (in Arabic)
- Center for Development Studies, Birzeit University (2015b) *Monitoring the Reality of the Conditions and Rights of Workers in Small Service Sector*, Ramallah, Palestine (in Arabic)
- Clark, C. J., Everson-Rose, S. A., Suglia, S. F., Btoush, R., Alonso, A, and Haj-Yahia, M. M. (2010) *Association between exposure to political violence and intimate-partner violence in the occupied Palestinian territory: a cross-sectional study*, 310–16, Vol 375, The Lancet
- Dodeen, M. (2013) *Microfinance in Palestine: The Legal Framework and the Enforcement of Contracts*, Palestine Economic Policy Research Institute (MAS)
- Doss, C., Grown, C., and Deer, C. D. (2008) *Gender and Asset Ownership: A Guide to Collecting Individual-Level Data*, Policy Research Working Paper 4704, Gender and Development Group, Poverty Reduction and Economic Management Network, the World Bank
- El Kishawi, R. R., Soo, K. L., Abed, Y. A. and Muda, W. A. M. W., (2014) *Obesity and Overweight: Prevalence and associated Socio-demographic Factors among Mothers in Three Different Areas in the Gaza Strip – Palestine: a Cross-sectional Study*, BMC Obesity 2014 1:7, published online (available at : <http://www.biomedcentral.com/2052-9538/1/7> accessed 23 Oct 2015)
- ETF (European Training Foundation) (2014) *Labour Market and Employment Policies in Palestine*, European Training Foundation, Torino, Italy
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (2011a) *Palestinian Women's Associations and Agricultural Value Chains, Case Studies Series #2*, FAO
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (2011b) *Qualitative Study on Women's Participation in Agriculture Work in the West Bank and Gaza Strip*
- Gaza Agricultural Cooperative Society for Producing and Marketing Vegetable (nd) *Cooperative Profile*
- Hiral, J., Al-Kafri, S. and Kuttab, E. (2008) *Unprotected Employment in the West Bank and Gaza Strip: A Gender Equality and Workers' Rights Perspective*, International Labour Organization / Regional Office for Arab States, Center for Arab Women Training and Research
- ILO (International Labour Organization) (nd) *Fact Sheet: Women's Participation in the Palestinian Labour Force: 2010-2011*, ILO Jerusalem Office
- ILO (International Labour Organization) (2010) *Rural Women Producers and Cooperatives in Conflict Settings in Arab States: Issue Brief 3*, ILO RO-Beirut

- ILO (International Labour Organization) (2011) *Policy Paper: Review of Labour laws to promote Women's Labour Force Participation: A Legal Analysis and Recommendations for Promoting Gender Equality*
- IL (International Labour Organization) O (2012) *Fact Paper: Women Participation in the Palestinian Working Force 2010-2011*, ILO Regional Office for Arab States (in Arabic)
- ILO (International Labour Organization) (2013) *Gender Equality and Women's empowerment in Palestine – Final Joint Evaluation, Evaluation Summary*
- ILO (International Labour Organization) (2014) *Findings of the Assessment of Agricultural Cooperatives in West Bank: Challenges and Opportunities*
- The Institute of Women's Studies at Birzeit University (2013) *Building Ties: Towards Integrated Strategies & Policies for Empowering Palestinian Women*
- International Crisis Group (2014) *Bringing Back the Palestinian Refugee Question, Middle East Report No. 156*, International Crisis Group Headquarters, Brussels, Belgium
- Jallad, Z. (2012) *Palestinian Women and Security: A Legal Analysis*, The Geneva Centre for the Democratic Control of Armed Forces (DCAF)
- Kawasmi., H and White, S (2010) *Towards a Policy Framework for the Development of Micro, Small and Medium-sized Enterprises in the Occupied Palestine Territory: Assessment Report*, Ministry of National Economy and International Labour Organization
- MAS (Palestine Economic Policy Research Institute) (2013) *Palestine Country Report 2012: The Global Entrepreneurship Monitor (GEM)*
- MAS (Palestine Economic Policy Research Institute) (2014a) *Food Security Bulletin Issue 11, Winter 2014*
- MAS (Palestine Economic Policy Research Institute) (2014b) *Food Security Bulletin Issue 10, Autumn 2014*
- Ministry of Agriculture (2014) *National Agriculture Sector Strategy: Resilience and Development*
- Ministry of Labour (2010) *National Employment Strategy*
- Ministry of Labour (2012) *National Committee for Women's Employment – "NCWE" Palestine*
- Ministry of National Economy (2014) *National Economic Development Plan 2014-2016*
- MOWA (Ministry of Women's Affairs) (2014a) *Cross-Sectoral National Gender Strategy: Promoting Gender Equality and Equity and the Empowerment of Women 2014-2016*
- MOWA (Ministry of Women's Affairs) (2014b) *Gender Charter for the Aid Coordination Structure in Palestine*
- MOWA (Ministry of Women's Affairs) (nd) *The Ministry of Women's Affairs (MoWA)* (general brochure)
- MOWA (Ministry of Women's Affairs) and National Committee to Combat Violence Against Women (2011) *National Strategy to Combat Violence Against Women 2011-2019*
- Niksic, O., Eddin, N.N., and Cali, M. (2014) *Area C and the Future of the Palestinian Economy*, World Bank Studies, Washington, D.C., World Bank

- OCHA (United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) (2015) *The Gaza Strip: Internal Displacement in the Context of the 2014 Hostilities*, OCHA oPt, East Jerusalem
- OCHA (United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) (2014a) *Area C of the West Bank: Key Humanitarian Concerns -- Update August 2014*, OCHA oPt, East Jerusalem
- OCHA (United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) (2014b) *Area C: Vulnerability Profile*, OCHA oPt, East Jerusalem
- OECD (2014) *Palestinian Authority: Social Institutions and Gender Index* (available at: http://genderindex.org/country/palestinian_authority (accessed 22 Oct 2015))
- Otero, E. (2012) *SAWA Organization Documenting Best Practices & Lessons Learned Operation and Development of a Call Centre Supporting Victims of Violence in the OPT*
- Palestinian Authority (2005) *Cabinet Decision 2005/05/03* (in Arabic)
- Palestinian Authority (2014) *National Development Plan 2014-16: State Building to Sovereignty*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2011) *Labour Force Survey Annual Report 2010*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2012) *Violence Survey in the Palestinian Society, 2011: Main Findings*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2013) *Labour Force Survey Annual Report 2012*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2014a) *Women and Men in Palestine: Issues and Statistics 2014*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2014b) *Palestinians at the End of 2014*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2014c) *Labour Force Survey Annual Report 2013*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2015a) *Labour Force Survey Annual Report 2014*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2015b) *Multiple Indicator Cluster Survey 2014: Key Findings*
- PCBS (Palestinian Central Bureau of Statistics) (2015c) *On the Eve of the International Day of Refugees (20/06/2015)*
- PLO (Palestine Liberation Organization) Department of Refugee Affairs (2010) *Amended Bylaws for the Service Popular Committees in the Refugee Camps of the Palestinians*
- PWWSD (Palestinian Working Woman Society for Development) (2013a) *Shadow Councils of Local Governments: A Pioneer Experience for the Palestinian Working Woman Society for Development in Building Women's Leadership Capacities*
- PWWSD (Palestinian Working Woman Society for Development) (2013b) *Palestinian Women's Participation in Peace Negotiations: An Analysis Based on International Experiences*
- Quota Project (2014) Palestine (available at <http://www.quotaproject.org/uid/countryview.cfm?CountryCode=PS> (accessed 21 Oct 2015))

- Richter-Devroe, S. (2011) *Gender Equality and Women's Rights in Palestinian Territories*
- Sexual and Gender-Based Violence Sub-Working Group (2014) *Sexual and Gender-Based Violence: Syrian Refugees in Jordan*
- United Nations (2014) *United Nations Seminar on Assistance to Palestinian People Examines Assistance, Growth, Aid Dependency in Effort to Spur Sustainable Development*, GA/PAL/1307, Press Release, United Nations
- UN Country Team in the occupied Palestinian territory (2012) *Gaza in 2020: A Liveable Place?*
- UN Department of Economic and Social Affairs (2015) *The World's Women 2015: Trends and Statistics*
- UNDP (2011) *A Review of Palestinian Legislation from a Women's Rights Perspective*
- UNFPA (2015) *Situation Report: One Year After the 2014 Gaza War*
- UNFPA (nd) *Results of the Mapping of GBV Interventions in Palestine: Analytical Paper*
- UNOHCHR (United Nations Human Rights Office of the High Commissioner) (2014) *Press Briefing Notes on Palestine*, 2 May 2014, Geneva, UNHCR
- UNRWA (2013) *UNRWA School Dropout: an Agency Wide Study*, Education Department, UNRWA
- UNRWA (2015a) *UNRWA in Figures as of 1 Jan 2015*, UNRWA Jerusalem
- UNRWA (2015b) *Protecting Palestine Refugees*, Communications Division, UNRWA Jerusalem
- UNRWA (2015c) *Department of Health Annual Report 2014*, UNRWA Headquarters, Amman, Jordan
- UNRWA (nd) *Building GBV Referral Systems* (2-page brochure) UNRWA Headquarters, Amman, Jordan
- UN Women (2011) *Who Answers to Gazan Women? An Economic Security and Rights Research*
- UN Women (2012) *Gender in Education: From Access to Equality (Fact Sheet)*, UN Women Occupied Palestinian Territory Office
- UN Women (2013) *Social Protection of Women: From Protection to Empowerment (Fact Sheet)*, UN Women Occupied Palestinian Territory Office
- UN Women (2014a) *Access Denied: Palestinian Women's Access to Justice in the West Bank of the occupied Palestinian Territory*, UN Women Office in the occupied Palestinian territory
- UN Women (2014b) *Beyond the Camps: Impact of the Syrian Refugee Influx on Jordanian Host Communities: A Perception Study*
- UN Women (nd) *Facts and Figures: Leadership and Political Participation* (available at <http://palestine.unwomen.org/en/what-we-do/leadership-and-political-participation/facts-and-figures> (accessed 21 Oct 2015))
- Wada, N., Nakata, T. (2015) *Reaching Out to Field Reality: Meta-Facilitation for Community Development Workers*, Mura-no-Mirai

The Washington Post (2014) *Honor killings rise in Palestinian territories, sparking backlash*, 3/March/2014

WATC (Women's Affairs Technical Committee) (2014) *Fact Sheet on Women Situation within Political Parties*

WHO (World Health Organization) (2009) *Noncommunicable Diseases, Poverty and the Development Agenda*, Discussion Paper, ECOSOC/UNESCWA/WHO Western Asia Ministerial Meeting

Women's Refugee Commission (2009) *Peril or Protection: The Link between Livelihoods and Gender-based Violence in Displacement Settings*, Women's Refugee Commission, NY

Women's Refugee Commission (2011) *Preventing Gender-based Violence, Building Livelihoods: Guidance and Tools for Improved Programming*, Women's Refugee Commission, NY

World Bank (2010) *Checkpoints and Barriers: Searching for Livelihoods in the West Bank and Gaza: Gender Dimensions of Economic Collapse*

World Bank (2013) *Opening Doors: Gender Equality and Development in the Middle East and North Africa*

World Bank (2015) *Economic Monitoring Report to the Ad Hoc Liaison Committee*

日本語資料

- JICA (2006) 特定テーマ評価「パレスチナ難民支援計画」最終報告書 国際協力機構
- JICA (2015a) パレスチナ自治区難民キャンプ改善プロジェクト 第一次詳細計画策定調査 面談記録 (未公開資料) 国際協力機構
- JICA (2015b) アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 (2015年度第2回目調査: パレスチナ) 面談記録 (未公開資料) 国際協力機構
- JICA (2015c) パレスチナ 高収益農業のための農業普及改善プロジェクト2 詳細計画策定調査 議事要点 (案) (未公開資料) 国際協力機構
- JICA (2015d) パレスチナ自治区 難民キャンプ改善プロジェクト 案件概要表 国際協力機構
- JICA (2015e) アフリカ地域市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査 現地調査結果報告: パレスチナ自治政府「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及プロジェクト(EVAP)」 (未公開資料) 国際協力機構
- JICA (2015f) EVAP 調査帰国報告会資料 国際協力機構 (未公開資料)
- JICA (2015g) 零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト 案件概要表 国際協力機構
- JICA (2015h) パレスチナ自治区ヨルダン渓谷値域高付加価値型農業普及改善プロジェクト プロジェクト事業完了報告書 国際協力機構
- JICA (2015i) パレスチナ「ヨルダン渓谷地域高付加価値型農業普及改善プロジェクト」運営指導調査報告 国際協力機構 (未公開資料)
- JICA (forthcoming) 平成27年度国別ジェンダー情報整備調査 ヨルダン・ハシェミット王国最終報告書 国際協力機構
- JICA、株式会社 JTB コーポレートサービス (2014) パレスチナ官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト (フェーズ2) 事業進捗報告書 (第一号) 国際協力機構 (未公開資料)
- JICA、株式会社 JTB コーポレートサービス (2015) パレスチナ官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト (フェーズ2) 事業進捗報告書 (第三号) 国際協力機構 (未公開資料)
- 飯塚正人 (2002) イスラーム主義勢力と中東和平—『ハマス憲章』再考、日本国際研究所 (編) イスラエル内政に関する多角的研究 日本国際問題研究所、pp.111-127
- 清水雅子 (2011) ハマス結成の理念—『イスラーム抵抗運動「ハマス」憲章』、イスラーム世界研究 第4巻 1-2号、pp441-475
- 清田明宏 (2015) ガザ—戦争しか知らない子供たち、ポプラ社
- 飛奈裕美 (2009) 中東和平を分断する分離壁—イスラエル・パレスチナ間自治交渉と西岸地区の将来的選択肢—イスラーム世界研究 第3巻 1号、pp325-347
- 中島勇 (2014) パレスチナ: 統一内閣の発足、中東かわら版 No.45 中東研究会